

京都大学公共政策大学院

自己点検・評価報告書

第8号

2023年3月

は し が き

本公共政策大学院は、2006年（平成18年）4月1日に、京都大学大学院法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学専攻を改組することによって、専任教員12名、学生入学定員40人を有する公共政策連携研究部・公共政策教育部として発足した。本大学院は、教員配置・開設科目の両面において法学研究科・経済学研究科との密接な連携を維持しつつ、独立した教育・研究組織を有する専門職大学院であり、その目的は、公共政策の立案・実施・評価等に関する幅広い能力をそなえた、公共的部門を担うべき高度専門職業人を養成することにある。

本公共政策大学院は、昨年3月には第15期修了生を送り出したが、その後間もなく第17期生を迎え、現在在籍している学生総数は81名であり、修了生は605名に達している。

さて、本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、「部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置く」ことを求めている。これを受けて本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置し、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分について、平成20年7月に自己点検・評価を行い、同年11月に『自己点検・評価報告書』を刊行した。また、平成22年1月には認証評価機関による認証評価を受けるべく、教育に関して点検・評価を行ったうえで、平成20・21年度について、前述の認証評価に関わる点検・評価項目に、研究、財務を加えて、教育・研究活動の実績をも総括し、平成22年9月に『自己点検・評価報告書』第2号を刊行した。その後平成22・23年度分については平成24年10月に『自己点検・評価報告書』第3号を、平成24・25年度分については平成26年10月に『自己点検・評価報告書』第4号を、平成26・27年度分について平成29年4月に『自己点検・評価報告書』第5号を、平成28・29年度分については平成31年2月に『自己点検・評価報告書』第6号をそして、平成30年・令和元年度分については第7号を、それぞれ刊行した。このたび、これまでに実施した点検項目と比較・検証を行いながら、令和2・3年度分について自己点検・評価を実施し、ここに報告書第8号を公表する運びとなった。

こうした自己点検・評価とその公表を通して大学がその教育研究水準の向上に努めること、専門職大学院が教育研究活動の状況について認証評価を受けることは、ともに法の求めるところである。しかし、それ以上に、有為の人材を育成する社会的責任を負う教育・研究組織として不断に自らを省みることが、大学及び大学人としての本来的な道徳的義務に属すると言うべきである。そうした自覚に基づいて自己点検・評価を行うことは、自律・自治の精神を涵養し、それを体得した人材を育成し、広く社会に送り出すことを責務とする公共政策大学院の存在理由自体にも関わっているからである。

この報告書を刊行することができたのは、同僚である専任教員諸氏の協力、評価委員会の尽力、とくにその主任である岡敏弘教授の献身的な作業、そして、わが公共政策大学院を支える事務部門の全面的サポートがあったからである。また日頃熱心に聴講し、鋭い質問を発する学生諸君の真摯な勉学態度が、本大学院に健全な緊張感をもたらしていることも申し添えたい。

本報告書を目にされる関係各位におかれては、本公共政策大学院の活力と成果についてご理解賜るよう切に願う次第である。

2023年（令和5年）3月

京都大学公共政策大学院長

待 鳥 聡 史

目 次

は し が き	i
1. 公共政策大学院の現状と展望	1
1) 歴史と現状	1
2) 理念と課題	2
(a) 公共政策大学院の目標 (2)	
(1) 京都大学の基本理念 (2)	
(2) 本大学院の基本目標 (4)	
(3) 目的の周知 (5)	
(b) 公共政策大学院の課題と将来構想 (7)	
2. 教 育 活 動	8
1) 教 育 課 程 等	8
(1) 課程の修了等 (8)	
(2) 教育課程の編成 (8)	
(3) 系統的・段階的履修 (11)	
2) 教 育 方 法 等	13
(1) 授業の方法等 (13)	
(2) 授業計画・シラバス及び履修登録 (18)	
(3) 単位認定・成績評価 (18)	
(4) 他の大学院における授業科目の履修等 (21)	
(5) 履修指導等 (21)	
(6) 改善のための組織的な研修等 (22)	
3) 成 果 等	25
(1) 学 位 の 名 称 (25)	
(2) 学位授与基準 (25)	
(3) 修了生の進路の把握 (25)	
(4) 教育成果の測定 (28)	
3. 入 学 者 選 抜	29
1) 定 員 管 理	29
2) 学生の受入れ方針等	30
3) 入学試験の実施体制	30
4) 研究生・聴講生等の受入れ	32
4. 教 員 組 織	34
1) 専 任 教 員 数	34
2) 専任教員としての能力	34
3) 実 務 家 教 員	35
4) 専任教員の分野構成・科目配置	35

5) 教員の年齢構成	35
6) 教員の募集・任用	35
5. 研究活動	37
1) 研究活動の目標	37
2) 研究活動の状況	37
3) 研究活動の展望	39
6. 教育研究環境及び学生生活	40
1) 教育形態に即した施設・設備	40
2) 情報関連設備及び図書設備	42
7. 管理運営	45
1) 部局の意思決定	45
(1) 教授会と組織管理体制 (45)	
(2) 各種委員会 (49)	
2) 事務組織	51
3) 関係組織との連携	51
4) 人権・安全管理	52
5) 情報セキュリティ	53
8. 財 務	54
1) 予 算	54
2) 外 部 資 金	54
9. 情報の発信・説明責任・社会との連携	56
1) 部 局 の 方 針	56
2) 自己点検・評価	56
3) 情報の発信・公開	56
4) 社会との連携、同窓会組織	58
10. 教員の個人活動	60
11. 冊子体資料（表紙のみ）	80

1. 公共政策大学院の現状と展望

1) 歴史と現状

(1) 京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）は、京都大学における独立部局として平成18年4月に開学した。

本大学院を設立する際に土台となったのは、法学研究科および経済学研究科であるが、両研究科がともに根本精神として貫いてきたのは、時々の流行を徒らに追うことなく、学理を徹底して究明する姿勢をもって研究・教育の基本となすことであった。

研究面では、首都から離れ、長い文化的伝統を有する京都の地にあって、広く世界に目を開き、何ものにも捉われることなく、自由な対話と討議とを通じて真理の追究を図る学問姿勢は、世界的に高く評価される幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。

かかる根本精神は、教育面においても貫かれてきた。現在でも法学部および経済学部は、ともに受講科目について学生の自由選択制を基調とし、狭い専門性に閉じこもることなく、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟などの基礎的能力を陶冶するべく努めている。また、自由闊達（くわくだ）の気風を常に涵養（くわんよう）し、学生自らの知的探求心と自発性を奨励（しょうれい）し、少人数教育を重視することにより、学理追求を目指した自由な討究・討論を通じて、自立した人格を涵養することを重視している。その結果として、法学研究科・法学部および経済学研究科・経済学部は、法曹・政治・行政・経済など、社会のあらゆる領域において指導的な立場において活躍する、数多くの有為な人材を輩出してきたのである。

(2) 本公共政策大学院においても、こうした両研究科の伝統的精神が建学の理念として継承されている。社会の価値の多元化、未曾有の深さで進行するグローバル化、多様化・複雑化・専門化する知識の構造が、日本における公共部門のあり方に対する根本的な見直しを迫っていることは明らかである。しかし、この要請への対応は、ともすれば短期的、対処療法的な方向に流れ、今日我が国において最も必要とされている、長期的な視野と深い洞察力に基づいて、個々の課題に適切に対処できる公共的役割を担う人材を十分輩出するには至っていない。

本大学院は、真理追究と自由で合理的な挑戦精神を持つ京都大学こそが、こうした人材育成の役割を担うべき社会的責務を負っていると自覚し、また「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念に資することを目指して、両研究科の支援の下に、設立された。

(3) 本大学院は、以上のような理念に基づいて、法学研究科から6名、経済学研究科から2名の教員が移籍し、これに実務経験のある教員3名（うち2名は「みなし専任」の特別教授）を新たに迎え、総数11名の専任教員を擁する組織として平成18年4月に開学した後、同年7月にさらに実務経験のある教員1名を加えることになった。以後、研究者教員にあつては、設置母体である法学研究科や経済学研究科との人事交流が、実務家教員にあつては、3年ごとの再任の可否決

1. 公共政策大学院の現状と展望

定が行われているが、総数12名は、維持している。

講座編成としては、両研究科から移籍した8名の教員で構成される公共政策第一講座と、実務経験を有し、3年の任期で採用された2名の教員から構成される公共政策第二講座とから成る。そして、これに「みなし専任」の特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会が構成され、本大学院の教育全般にわたって責任ある体制を敷いている。

他方、本大学院の管理運営に関しては、上記の12名の専任教員に加えて法学研究科の研究科長および2名の教員と経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、意思決定を行っている。

2) 理念と課題

(a) 公共政策大学院の目標

(1) 京都大学の基本理念

京都大学は、「京都大学の基本理念」

にあるように、「自由の学風」の下、常に世界最高水準の研究を維持してきた。こうした研究面の伝統に加えて、現在は「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、第1期中期目標でも「幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する」ことを謳っている。そして「京都大学における専門職大学院の在り方について」においても、(1)学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化、(2)他大学の専門職大学院に比しての特徴、(3)学内における他の教育研究組織との関係の3点に十分に留意することを求めている。本大学院の設置に際しても、こうした考え方を基礎に、原理的知識と実践的知識の真の融合を果たすことを基本理念として掲げている。

京都大学の基本理念

平成13年12月4日制定

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

専門職大学院の在り方について

平成17年1月11日部局長会議了承

はじめに（略）

本学における専門職大学院の在り方について

本学の使命は、学問の源流を支える基礎的研究とともに、物事を根本から深く洞察できる人材を育成することを基本としてきた。

本学は、この伝統的使命を踏まえつつ、平成5年からの大学院重点化以降、大学院研究科における教育研究に重点をおく立場をとっており、平成15年に部局長会議において了承された「京都大学の将来像・長期目標」においても、「世界最高水準の研究拠点としての機能を高め、指導的な立場に立ち、重要な働きをすることができる人材の育成」を将来像として掲げるとともに、「大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍し得るチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くす」としている。

このような本学の立場からは、既存の大学院研究科における研究教育の一層の充実を基本的に推進すべきであり、高度専門職業人養成に特化した教育課程である専門職大学院を新たに設ける場合には、その設置により本学における教育研究全体の発展に資することが期待されるとともに、既存の大学院研究科における研究教育活動の質が維持されることを前提として、以下の基本的な検討事項を明確に整理した上で、本学に特に設ける必要があると判断されたものに限定すべきである。

基本的な検討事項

1. 既存の大学院研究科とは異なる専門職大学院である必要性の明確化

本学の既存の大学院研究科は、従来から研究者養成を中心にしつつ高度専門職業人養成をも担ってきたことから、既存の大学院研究科においては、またはその改組によっては、目的とする教育の実現が困難なことが明確であること。例えば、当該専門職が特定の国家資格の資格取得を必要とする場合や、実務上学的・先端的知識を必要とする場合等の理由によって、専門職大学院における高度な専門的・実践的な教育が求められること。

2. 教育内容について

(1) 学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化

当該高度専門職業人の養成が社会的に強く求められており、継続的な入学者の確保、修了者の社会的需要について、実証的なニーズ調査などをもとにした根拠があるとともに、適切な学生収容定員であること。また、その見通しを踏まえ、入学から修学、修了後の進路まで含めた全体的なキャリアプランが明確であること。

(2) 他大学の専門職大学院との差異化

他の大学が既に専門職大学院を設置している分野において設置を検討する場合、その構想が本学でなければ実現できないような特徴があり、他大学の専門職大学院との差異が明確であること。

(3) 学内における他の教育研究組織との関係

本学における他の教育研究組織の目的や事業との重複がなく、教育課程、研究内容等について、十分な調整が図られており、関係部局との円滑な連携が確保されていること。

3. 実施体制について

(1) 既存の教育研究組織における教員への負担

全学共通教育、学部専門教育、大学院教育の全てにおいて教育の質の向上が求められており、教員の教育負担が増大している中で、新たに専門職大学院を設置することにより既存の大学院研究科・学部の教員への負担が著しく増えないよう最大限配慮されていること。

(2) 実践的な教育を充実させるための優秀な実務家教員の確保と効果的な教育課程の構築・提供

職業分野の特性に応じた実践的な教育を充実させるため、当該分野における十分な実務経験及び高度の実務能力を有する実務家教員が継続的に確保できること。また、幅広い教養と学識を基礎に企業や行政、医療、福祉機関など様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成に資する効果的な教育課程が構築・提供できる教員組織であること。

4. 認証評価との関係

専門職大学院については、当該大学の教育研究等の総合的な状況について行われる認証評価のほか、別途当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について認証評価を受けることが義務づけられていることを念頭に置くこと。

今後の検討課題（略）

(2) 本大学院の基本目標

このように本大学院は、実務教育に偏ることなく研究と実務的教育の両者を架橋することを基本理念としているが、本大学院は、中央・地方の公務員等の狭義の公共的職務を目指す者のみを養成することを目標としてはいない。今日では、国際機関、ジャーナリスト、NPO はもとより、民間企業でも公共的な色彩の強い業務を行っているものもあるからである。重要なことは、いかなる組織にあっても常に公共的な視点から考える能力を涵養することであり、この意味でも、基礎的・原理的な知識を教授する本大学院の基本目標は重要である。狭い職業的知識にとどまらず、国家・社会・国民経済の全般にわたる原理的な知識を身につけることは、いかなる職務に従事しようとも公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感を養う上で、大いに裨益するからである。

本大学院の最高意思決定機関は教授会

であり、その詳細は後述の「7. 管理運営」(45-54 頁) の項で記載することとするが、本大学院は、そのような観点から教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を教授会において審議・決定している。その第 1 項は、「我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする」ことを謳っている。これは、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成という専門職学位制度の趣旨に沿ったものである。

京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について

平成 19 年 9 月 20 日連携研究部教授会決定

- 1 京都大学公共政策大学院は、我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 2 京都大学公共政策大学院は、京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授することを目標とし、高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力などを、適切な教育課程を通して十分に涵養することを、教育上の理念とする。
- 3 京都大学公共政策大学院は、そのような能力を効果的に涵養しうる教育課程を確保するため、多様な人的資源を擁する指導的な公共政策大学院として、法学・政治学・経済学・経営学を有機的に結合した科目、実務経験者による具体的事例を素材とした科目、公共の世界を原理的・歴史的視点から展望する科目などを提供するだけでなく、一般的知識を習得する基本科目から公共政策専門家としての基礎知識を共有する専門基礎科目を経てスペシャリストとしての能力を育成するクラスター科目にいたる体系的な履修システムを整備するとともに、学生ひとり一人に履修及び進路に関する指導教員を配置して履修・進路決定上の相談に応ずる個別指導体制を設けるなど、きめ細かな学修上の対応に努める。

(3) 目的の周知

京都大学通則第35条の2は、当該大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表することを求めている。そこで、本大学院でも、先に述べたように、教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を審議・決定し、当大学院の便覧・シラバス（資料5）に掲載するほか、ホームページや紹介パンフレット（資料1）にも掲載して、その周知徹底を図っている。

また、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等において、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関して素案を検討し、それに基づき学生募集要項（資料2、資料3、資料4）、紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容を検討し、これらの原案を教育部教授会で慎重に審議・決定した上で、

各種の学生募集要項や案内を作成して配布するとともに、ホームページでも公表している。これらの事項は、当大学院を構成する教員全員が参画する教授会で決定されているので、教職員への周知は徹底している。

目的の周知については、これまで年2回開催していた入試説明会を年3回開催に変更し、更なる周知を図ることとした（令和3年度は一般選抜対象を令和3年6月17日及び6月24日に、職業人選抜・外国人特別選抜対象は10月31日に開催）、また隔年開催している本大学院の教育課程評価委員会（法改正に伴い、外部評価委員会から改組された。資料6）（令和3年度は令和3年7月2日に開催）でも、確認されている。なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクしているので、広報の範囲が広がっていると言ってよい。

京都大学通則(抄)

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。
第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

別表第2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	100	180	180
総計		334	808	808

1. 公共政策大学院の現状と展望

〔特色ある取組み〕

本大学院の特色は、第一に、正規の教育課程とは別に各種の講演会・セミナー等を活発に行っていることにある。その目的は、第一線で活躍している実務家と接して現場の臨床的知識を学習させるとともに、学生の公共的分野への関心を高め、公共的分野に従事する上で必要な倫理感を体得させることにあり、現に下表に示す通り、多くのゲストスピーカーや

講師を招聘している。第二に、本大学院は学生の自主的な研究会・ゼミなど自発的な活動を重視し、これを積極的に支援している。なかでも、学生自身が編集し、実質上本大学院の広報誌を兼ねている『公共空間』（資料8）の発行を支援することによって、企画立案や共同作業の分担管理などについてトレーニングを積ませている。

令和3年度 公共政策大学院 ゲストスピーカー一覧

所 属 機 関 等	氏 名	招聘責任者	実施日
NPO法人インターナショナル 代表理事	菊池 信孝	建林 正彦	令和3年 5月14日
りそな総合研究所 リーナルビジネス部長	藤原 明	建林 正彦	令和3年 5月14日
認定 NPO 法人 DxP 共同代表	今井 紀明	建林 正彦	令和3年 5月28日
合同会社みらい会計研究所 代表	中川 美雪	建林 正彦	令和3年 5月28日
株式会社キャッセン大船渡 取締役	臂 徹	建林 正彦	令和3年 6月 4日
大船渡市商工港湾部産業政策室	佐藤 大基	建林 正彦	令和3年 6月 4日
横浜国立大学大学院都市社会文化研究科 客員教授	町田 誠	建林 正彦	令和3年 6月11日
公益財団法人法人東近江三方よし基金 常務理事	山口 美知子	建林 正彦	令和3年 6月11日
株式会社 Keen Insight 取締役	馬淵 磨理子	建林 正彦	令和3年 6月18日
太陽コスモ法律事務所 弁護士	村上 康聡	建林 正彦	令和3年 6月23日
株式会社電通 部長	大曾根 哲	建林 正彦	令和3年 6月25日
浜松市長	鈴木 康友	建林 正彦	令和3年 7月 2日
神戸市長	久元 喜造	建林 正彦	令和3年 7月 9日
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 理事長	細野 哲弘	建林 正彦	令和3年 7月20日
経済産業省貿易経済協力局 戦略輸出交渉官	平塚 敦之	建林 正彦	令和3年 7月16日
財務省主計局 総務課長	八幡 道則	建林 正彦	令和3年10月19日
経済産業省 大臣官房参事官	佐分利 応貴	坂出 健	令和3年11月 9日
佐賀県知事	山口 祥義	建林 正彦	令和3年11月13日
立憲民主党政務調査会 部長	榎坂 英樹	建林 正彦	令和3年11月24日
厚生労働省医政局医療経営支援課 課長補佐	松土 拓也	建林 正彦	令和3年12月 6日
防衛装備庁装備政策部 国際装備課課長	荒木 孝裕	坂出 健	令和3年12月14日
静岡県立大学グローバル地域センター 客員教授	東郷 和彦	奈良岡 聡智	令和3年12月21日
現職 なし	深見 正仁	建林 正彦	令和4年 1月 5日
財務総合政策研究所 主任研究官	鎌田 泰徳	建林 正彦	令和4年 1月 7日

所 属 機 関 等	氏 名	招聘責任者	実施日
財務省主計局 主計官（文部科学係担当）	有利 浩一郎	建林 正彦	令和4年 1月11日
公安調査庁第二部第一課 上席公安調査専門室長	村瀬 庸祐	坂出 健	令和4年 1月11日
環境省地球環境局 総務課長	西村 治彦	建林 正彦	令和4年 1月12日
財務総合政策研究所 主任研究官	鎌田 泰徳	建林 正彦	令和4年 1月28日

〔点検・評価（長所と問題点）〕

目的の適切性については、前記(1)、(2)で述べた通り、専門職学位制度の趣旨に沿ったものであると判断できる。また、目的の周知についても、前記(3)で述べた通り、あらゆる機会を通じて行っており、目的の周知は徹底されているものと判断できる。

また、平成31年4月にホームページを大きく改訂し、活用しやすくしたことは、(3)で述べたように、入試説明会への参加者及び入学志願者が大幅に増えたことに寄与している。

ホームページの管理は公共政策大学院掛で行なっている。本大学院の活動、その他様々な情報を発信し、フィードバックを得る場として、今後さらに内容を充実させたい。

なお、平成24年度より国家公務員試験の抜本的見直しが行われ、専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験が導入された結果、本大学院で学ぶことが広い視野と深い理解力を獲得するだけでなく、高度な専門職に就く可能性に直結するようになったといえる。

また、学部新卒者を対象とする一般選抜入学試験の場合、これまでは法学部・経済学部出身の受験者が多く、内部からの進学率が高かった。このことは公共政策大学院として、とりわけ法学研究科と経済学研究科を母体とする本大学院の場合、自然な成り行きであったが、入学者

の多様性の確保という点から、広報活動を積極的に展開してきた結果、近年では他大学出身者の受験生も増えている。

(b) 公共政策大学院の課題と将来構想

わが国における専門職大学院としての公共政策大学院の歴史は浅く、現時点でその課題と将来構想を明確かつ具体的に語ることは難しい。ただ同時に、時代と社会情勢に応じた公共政策大学院の在り方を見直す時期に差し掛かっているとの認識もある。

高い公共倫理と高度な専門性を兼ね備えた職業人育成という観点からみて、今後国際性がますます要求されるようになることは確実であるので、国際関係の理解や英語コミュニケーション能力向上のためのカリキュラムを一層充実させる必要があるであろう。他方で、少子高齢化が進む日本の地域社会の課題解決をめざす取り組みも多く求められるであろう。

またこれまで社会に送り出してきた卒業生に対してアンケート調査を実施し、彼らの現場経験に基づいた本大学院への意見、さらには彼らの職場での実績や評価に関する情報を集め、それらのデータを慎重に分析し、今後の教育課程改革に反映させる必要があると考えている。

そのほかに現在全国に6つを数える公共政策大学院は、お互いの抱える問題について意見交換する場を設けており、そ

2. 教 育 活 動

のような場を通じて共通する課題について相互理解を深め、今後の方向性を確認する作業を続ける必要があると考えている。

本大学院では、これまで通り、新入学生に対するオリエンテーションのみならず、学生募集要項、広報用パンフレット

並びにホームページ、年3回開催する入試説明会等並びに同窓会「鴻鵠会」のホームページを通じて、広報活動に努めるとともに、各種の講演会・セミナー等の機会を活用して、なお一層、本大学院の目的の周知徹底を図ることとしたい。

2. 教 育 活 動

1) 教 育 課 程 等

(1) 課程の修了等

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に修士(専門職)の学位を授与することを定め、本大学院教育部規程第12条では、課程の修了の認定は、教授会で行うことを定めている。これをうけて本大学院では、教授会での学位授与の決定に先立ち、教務委員会で修了要件を精査したうえ、教授会に諮り、修了の可否を決定している。

また、本大学院は、これまで履修規程第17条において進級要件を課し、1年以上在籍し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を修得した者に限って2年次に進級しうること、また同第18条において修了要件を課し、2年以上在籍し、第5条に定める科目区分による26単位及び第6条に定めるクラスター科目12単位を含む48単位以上を修得した者は、課程を修了したものとすることを定めている。

なお、在籍期間については、京都大学通則第53条の2に短縮規定が設けられており、これをうけて本大学院教育部履修規程第19条は、職業人選抜者であって、かつ、他の大学院で公共政策系の科目を

履修し、本大学院において当該科目の単位認定により、本大学院の課程の一部を履修した者とみなされる場合は、在籍期間が短縮できる旨を定めている。この特例措置によって、教授会の議を経て1年で本大学院を修了した者は、平成19年度に2名、平成30年度に1名あった。

こうした修了要件や進級要件等の詳細については、便覧・シラバスに掲載しており、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明しているので、十分に周知されていると判断している。

(2) 教育課程の編成

本大学院では、開設当初から、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養と、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げ、平成31年3月7日の教育部教授会においては、次のカリキュラム・ポリシーを決定している。

この方針に則ってカリキュラムの編成方針では、概ね1年次において公共的な色彩の強い業務に従事する高度専門職業人に共通に求められる能力を全ての学生に修得させた上で、1年次後期のはじめに三つのクラスターからひとつを選択さ

京都大学公共政策大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

平成31年3月7日教育部教授会決定

1. 広い視野、深い洞察力ならびに高い倫理性を備えた公共的な役割を担う高度専門職業人を養成するために、理論的科目、実践的科目、実務的科目を有機的に組みあわせ、段階的な履修を可能とするカリキュラム編成を行っており、コースツリーにおいて明示している。具体的には、基本科目（一部を必修科目とする）、専門基礎科目、実践科目、展開科目、事例研究科目といった五つの科目群を段階的に設けることで、公共政策に関わる総合的かつ専門的な学修を可能とする。その上で、実践科目、展開科目、事例研究科目においては、三つのクラスター、すなわち、政策分析・評価、組織間交渉、地球共生を設けることで、各自の専門に応じた政策・制度の分析・評価・設計・運用を行う能力の修得を可能とする。
2. 講義科目と演習科目を通じて、原理的・体系的理解に基づきながら、公共政策に関わる的確な判断と柔軟な思考を修得できるようにする。双方向の少人数教育がいずれの科目においても重視される。加えて、事例研究科目では、実務家教員による具体的事案の多面的な検討・考察を通じて、公共政策についての実践的な技能の修得に加え、公共的役割を担う高度専門職業人としての倫理的責任感を涵養する。また、履修指導教員と進路指導教員による複数指導体制を設けることで、学修と進路の双方について、各学生に対する個別の助言を提供する。
3. 各科目の学修成果は、筆記試験、レポート試験、演習・実習成果等に基づき評価し、その方法はシラバスにおいて科目ごとに明示する。インターンシップについては、実施報告などに基づき評価し、単位認定を行う。リサーチ・ペーパーとターム・ペーパーについては、所定の審査手続に基づく評価により単位認定を行う。

せ、学生がゼネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとなるように指導教育を行っている。三つのクラスターは、政策分析・評価クラスター、行政組織間交渉クラスター、地球共生クラスターから成り、各々は、今日公共的部門においてとりわけ必要としているされる能力を育成するための履修モデルとして設定されている。

開講科目群としては、① 基本科目（必修4単位＋選択必修8単位）、② 専門基礎科目（選択必修8単位）、③ 実践科目（選択必修6単位）、④ 展開科目、⑤ 事例研究の5つがあり、①と②がゼネラリストとしての教養と知識を提供し、③、④、⑤がスペシャリストとして能力を開発するためのクラスター科目群である（選択必修12単位）。以下、各科目群について説明する。

① 基本科目（必修4単位＋選択必修8単位）

これは、既修分野の相違に応じて

未修の知識の獲得を目的として、法学・政治学・経済学・経営学のバランスを考慮して設定された科目群であり、全員必修の「公共政策論A」、「公共政策論B」の他に、主に法律学・政治学を学んできた学生は「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済政策」等を、主に経済学・経営学を学んできた学生は「統治システム」「行政システム」「私法秩序論」等を受講することを想定している。

その趣旨は、未修分野を修得させるところにあるが、学部レベルの授業とは比較にならない少人数の授業であり、適宜質疑応答を交えることによって、学生の理解を助け、勉強意欲を向上させるように配慮している。また予習・復習を前提とした密度の濃い授業を展開している。これらの科目は、主に1年次前期に配当され、研究者教員が担当する。この科目群を修得することによって、学

2. 教 育 活 動

生がより専門的・実践的な科目を受講するために必要な共通の知識を身につけることができるよう配慮している。

② 専門基礎科目（選択必修8単位）

主として1年次の前期・後期に担当している専門基礎科目群は、公共的な部門で働く人材に共通に求められる知識を提供するものである。政策の企画・立案能力を育成する「政策決定過程論」「立法政策・技術」、公的部門に民間手法を導入し活用する、いわゆる NPM（新しい公共管理）に対応する能力を育成する「公共管理論」、情報化社会に対応する能力を育成する「情報管理論」、危機管理能力を育成する「危機管理論」、そして社会の国際化に対応する能力を育成する「国際行政論」、「安全保障概論」等の科目からなり、大半は本大学院専任教員が担当している。

これらの専門基礎科目は、今日ではゼネラリストとして求められる必須の知識ではあるが、その授業内容は大学院において初めて教授可能なレベルに設定している。

③ 実践科目（選択必修6単位）

政策実務を行うための各種の基本的な技法や技術、そして今日必須である国際コミュニケーション能力を涵養するための科目であり、2年間にわたって随時学生の希望に即して選択できるように配置している。そうした科目としては、「英語情報分析」「外国報道の分析」「統計調査手法」「交渉術」「行政と情報化」等に加えて、英語による読解・作文・プレゼンテーションの能力を研磨するために外国人教員による科目がある。

なお、実践科目は、以下に述べる展開科目、事例研究とともに、修得すべき能力に応じて選択必修となるクラスター科目群を構成している。

④ 展開科目

これは、公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とする科目であって、専ら研究者教員が担当する歴史的・原理的分析に関する科目、例えば「政治哲学古典講読」「国際法」「国際政治経済分析」等や、研究者教員や実務家教員が担当する政策関連科目、例えば「金融政策」「通商産業政策」「厚生労働政策」「政策評価・行政評価」等から構成されている。

⑤ 事例研究

これは、具体的な政策事例に基づいて、ケースメソッド方式等により知識の実践的応用能力の修得を目的とする科目である。少人数で、場合によっては、シミュレーション、ロールプレイング等の手法を採用している。主として2年次後期に担当され、多くは実務家教員が担当し、①～④から得られた知識の有機的な総合を図っている。具体的には、「ケーススタディ金融・政策分析」「ケーススタディ人事改革分析」「ケーススタディ省庁間関係」「ケーススタディ地方行政分析」等の科目がある。

また、実務現場を体験するために、希望する学生にはインターンシップ（2単位）を認定している。そのため、派遣先の確保等の便宜を図るとともに、特に人事院が主催する「霞が関インターンシップ」終了後の意見交換会には専任教員と実務家教員が参加し、成果の確認を行っている。

⑥ 研究指導科目

これは、科目名を「政策課題研究」とし、研究者教員の指導のもと、政策課題にかかわる調査研究・論文作成の技法を身につけたうえで、リサーチペーパーを完成したものに6単位を付与している。

⑦ クラスター科目群（選択必修12単位）

本大学院では、特に政策分析・評価能力、行政組織間交渉能力、地球共生能力の涵養を目的として、各々に対応する三つのクラスターを設定し、1年次後期のはじめに進路志望に合ったクラスターを学生に選択させ、選択したクラスターの科目群から選択必修12単位を取得することを求めている。

各クラスター科目群は、当該能力の涵養に特に必要であると考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成されており、ある科目の単位をクラスター科目群の選択必修単位とそれ以外の修了必要単位のいずれに数えるかは、学生の希望に添って決定している。

なお、クラスター所属の変更を希望する学生については、教育部教授会で承認した上で、既修の単位を可能な限り新たなクラスター科目群の単位に読み替える措置をとっている。

これらの科目配置と前述した本大学院の教育課程の基本方針との関係について説明すると、まず、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養という点から、本大学院では、「公共政策論」以下の基本科目、「政策決定過程論」以下の専門基礎科目及び公共的性格の強い職務に相応しい

展開科目を配置している。また、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋という面から、本大学院では、実践科目を配置するとともに、「日本政治外交」「現代アメリカ政治」「ヨーロッパ政治」「厚生労働政策」等の、より特化した基礎的・原理的知識の修得を求める展開科目を配置している。なお、主に研究者教員が担当するこれらの科目の他に、8単位まで認められる法学研究科・経済学研究科等の授業を選択することにより、学生は、客観的で複眼的な思考、歴史的・文化的背景を考慮しつつ事象を考察する態度や、高い倫理感と豊かな人間性を基礎にした自由かつ合理的な挑戦的精神等を修得することができる。

他方、実務教育との架橋という面からとくに重要なのは、専門基礎科目・展開科目・事例研究に属する多くの開講科目であるが、展開科目・事例研究としては、「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員とが意見を交換しながら進める共同授業も開講している。これらは、小人数の演習形式で実務と研究を架橋することに貢献している。

(3) 系統的・段階的履修

本大学院では、履修登録について、履修規程第3条第2項に定めるように、「学期毎に18単位、学年毎に36単位まで」と限定すると同時に、同規程第17条に定めるように、「1年以上在籍し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を

修得した者に限り2年次に進級するもの」としている。また第6条において、事例研究から4単位を取得し、そのなかには「2年次に履修し習得するケーススタディ2単位が含まなければならない」とし、段階的・体系的な学修の実現を図っている。これらについて入学時の履修指導等で学生に周知を図っていることは、言うまでもない。

また、平成28年度からは科目体系を、コースツリー及びナンバリングで示し、カリキュラムを目に見える形にする改善を行った。1年次ではジェネラリストを志向する科目がり、2年次に向けて徐々にスペシャリストの要素を加えて、クラスターの仕組みが存在するカリキュラム編成上のデザインを明示している。

【特色ある取組み】

(1) 高度専門職業と実務教育

本大学院では、教育課程の編成方針で述べたとおり、少人数教育を通じた公的使命感の涵養と高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げている。

そのため、専門職大学院として、実務教育を重視し、専任・非常勤の優れた実務家教員による多彩な授業を開講しているが、とくに少人数の学生を対象にした事例研究において多様な分野に関する臨床的な知識を教授している。併せて実務家教員と接することを通して、公共的性格の強い職務に携わる上で必須の高い倫理感を直接的に体得させることをめざすとともに、希望する学生にはインターンシップを通じて実務の現場を直接的に体験することも可能にしている。

また、本大学院では、国際的視野をもった国家公務員や国家的・国際的視点を備

えた地方公務員の養成に重点的に取り組むこととしている。そのため、国際経験の豊かな中央官庁等の実務家を専任教員や非常勤講師として迎え、事例研究その他の授業科目を通して、学生に一国家・一自治体を越えた広い視点に立って政策を立案・判断する能力を涵養することとしている。さらに、国際化の進展が著しい実務の現場で要求される英語能力の向上を図るために、外国人教員による実践的な授業を行っているが、これは、単なる会話能力ではなく、国際会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を研磨することを重視したものである。

(2) 他大学院等との連携

現在、当大学院の相当数の学生が受講している相応の授業科目を、法学研究科・経済学研究科・法科大学院、経営管理大学院に提供し、またこれらの研究科から授業科目の提供を受けている。

【点検・評価（長所と問題点）】

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、専門職大学院として求められている基準、すなわち、(1)課題発見・整理、政策判断、政策立案、政策実施、政策分析・評価等の政策過程全般、コミュニケーション等に係る高い専門的能力、高い倫理観および国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から、体系的に編成され、(2)法学、政治学、経済学の3分野に経営学を加えた幅広い科目をバランスよく学べるように編成されると同時に、(3)基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等の科目を段階的に履修しうるように編成されている。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」においても、教育の実施体制の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、令和2年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育内容が適切に計画され、実施されている旨の判定を得ている。

【将来への取組み・まとめ】

本大学院の教育課程のあり方については、設置準備の段階で入念な検討を重ねた結果であり、軽々に変えるべきではないとして、当分の間、大幅な見直しには慎重な意見がある一方、公共政策大学院として専門性や実務との連携をより強化するため、開講科目の見直しを求める意見もある。

この問題については、本公共政策大学院の基本理念を見失うことなく、しかし他方においては社会的要請変化を見据えた方向性を打ち出すことが肝要である。そのために、毎年行われる学生による授業評価や教育課程評価委員会の評価なども参考に、意見の集約に努めている。

また、本大学院教育課程評価委員会の指摘事項でもある「プレゼンテーション能力」を伸長させるような教育課程の編成については、日本語のみならず、英語でのコミュニケーション能力を伸長するよう鋭意努力と工夫を行っていきたい。

2) 教育方法等

(1) 授業の方法等

各授業科目の内容は、実務経験のある教員を中心に最先端の議論を紹介するものとすると同時に、クラスター科目の配置により公共的な分野における喫緊の課

題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。上述のように、キャップ制の導入によって段階的な履修と単位の実質化にも配慮している。これに加えて、他研究科の単位を8単位まで認定するほか、インターンシップの単位化、実務家による講演会や授業への参加を通して、多様なニーズに応えるとともに、少人数による事例研究の充実によって学生と教員の双方向的な実務的な知識の教授を可能としている。

このように、授業については、双方向的な授業、複数の教員による共同授業、インターネットの活用、インターンシップなどの方法を採用するとともに、実学教育の重視を掲げているが、これらを説明すると以下の通りである。

① 双方向型の授業

展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が少人数の演習形式の授業としていることから、教員と学生の間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資するものといえる。

② 複数の教員による共同授業

必修科目「公共政策論」はAを政治学系、Bを経済学系の基礎科目とし、専門の研究者教員が担当している。「EU法」や「刑事司法・警察行政」等について2名又はそれ以上の教員による共同授業としている。また、「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員が意見を交換しながら進める特筆すべき授業も開講している。これらはいずれも、少人数の演習形式で実務と研究を架橋することが求められる専門職大学院にとって、重要な意義を有している。

③ インターネットの活用

「Professional Writing」、「行政と情報化」といった科目では、インターネットを活用して、授業を進めている。そうした科目のほかにも、学生は、授業の場以外でもLANと接続された自習室で予習・復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

インターンシップは、専門職大学院においてきわめて重要な科目である。本大学院では平成18年度に試行し、その結果を教授会で慎重に検討した後、平成19年度から本格的に実施している。これ以後、とくに人事院等主催の「霞が関インターンシップ」には、一般選抜入学の学生が積極的に参加している（平成19年度10名、20年度10名、21年度10名、22年度15名、23年度13名、24年度12名、25年度20名、26年度14名、27年度14名、28年度19名、29年度22名、30年度16名、31年度17名、令和3年度は14名、令和2年度はコロナ禍のため受入なし）。そして、インターンシップ受け入れ先省庁の担当課長より、評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）を求めている。単位認定には概ね2週間以上の実習期間であること、および終了後10日以内に5000字程度の研修報告書の提出を義務付けている。同委員会において、この報告書と研修先省庁の評価書を基に単位認定の成績評価を行っている。

⑤ 実学教育の重視

専門職大学院として、理論と実践との架橋又は理論知と実践知の融合という観点からしても実学教育を行うことは当然であり、本大学院でも正規の科目としての展開科目や事例研究などにおいてその方向を打ち出しているが、これを具体的に実地で行うことも、学生に強い自覚を促す契機として重要である。

本大学院としては、公共政策系大学院が外部資金を獲得することの困難な状況の下、平成20年度下期に本学の総長裁量経費——課題名：地域再生・活性化政策の比較予備調査——の申請を行い、その採択をまっけて、学生と教員による計6班（東北、関東、中部・北陸、四国、九州）に分かれて国内調査を行うとともに、教員による海外調査を実施した。参加した学生はすべて、この調査により各地方が抱えている様々な問題を再認識し、実地調査の重要性を自覚したようであり、これを実施した意義はきわめて大きい〔その内容は『地域再生・活性化政策の比較予備調査報告書』として纏めている〕。

また、平成23年度上期には総長裁量経費——課題名：大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業——が採択され、主として夏季休業と冬季休業を利用して、18名の学生が仙台市・気仙沼市・石巻市などの被災地でのフィールドワーク等を実施し、教員も数名が被災地を調査した。その報告会として、平成24年3月にシンポジウムを開催し、いくつかの提言を行った〔その成果は『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めている〕。

公共政策系の専門職大学院が少ない現

状では、本大学院での日々の教育活動それ自体が教育手法の開発と結びつく実験的な意味を有している。そうした意味を帯びる特徴的な教育活動は、1年次生・2年次生を合わせても約100名弱という規模の利点を生かしたかたちで行われているが、その概要を述べると以下の通りである。

令和3年度の開講科目に対する履修登録状況は次表に示すとおりであるが、前期科目についてみると、必須科目「公共政策論A」は40人、「公共政策論B」は41人、選択科目の中では、「現代規範理論」は30人であり、以下、履修登録人数20～29人が6科目、10～19人が17科目、10人未満が26科目となっている。

他方、後期科目では、選択科目のうち、「行政と情報化」の32人、「政策分析の方法概論」の37人、以下、履修登録人数20～29人が5科目、10～19人が16科目、10人未満が27科目となっている。本大学院の特徴である少人数教育の実践

は、こうしたデータから十分に裏づけられると考える。

なお、平成25年度から、読売新聞大阪本社、大和リースの協力を得て、寄付講義「メディア・ポリティクス」「地域活性化論」を提供している。ジャーナリズムや地域再活性化の第一線で活躍している専門家の視点と経験は、学生に新たな知見をもたらしている。

また、本大学院では少人数による双方向型教育を重視しているため、多様なメディアを利用した遠隔授業及び通信教育による授業はいずれも実施してこなかった。しかし、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大によって対面授業が実施できなくなったため、オンライン形式の遠隔授業も行っている。録音提供ではなく、できる限りライブ配信を実施することで、オンラインであっても双方向性を確保するよう努めている。

令和3年度 前期・後期 科目別履修者数

(前期)

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
公共政策論A	待鳥聡史教授	40	40
公共政策論B	岡敏弘教授	41	41
現代規範理論	森川輝一教授	30	29
行政システム	曾我謙悟教授	19	19
ミクロ経済学	宇高淳郎特任教授	18	10
マクロ経済学	遊喜一洋准教授	26	17
財政システム	諸富徹教授	24	24
会計学	草野真樹教授	10	4
政策決定過程論	近藤正基教授	26	23
公共管理論	吉田忠彦非常勤講師	17	17
危機管理論	越山健治非常勤講師	25	21
国際行政論	酒井啓亘教授	19	16
安全保障概論	中西寛教授	18	17
公務員制度	嶋田博子教授	7	7
Contemporary Issues 1	秋月謙吾教授	8	8
Professional Writing	HIJINO KEN教授	6	6
英語情報分析	島田幸典教授	21	20

2. 教 育 活 動

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
外国報道の分析	鈴木悠非常勤講師	6	5
統計基礎理論	松井啓之教授	26	21
政策分析の量的方法（応用）	川畑康治非常勤講師	12	10
政治哲学古典講読	森川輝一教授	3	3
人権保障の現代的課題	毛利透教授	2	2
競争法総論	和久井理子教授	3	3
競争法の公共政策	川濱昇教授	3	3
特許法総論	愛知靖之教授	2	0
社会保障法政策	稲森公嘉教授	5	4
国際経済法	酒井啓亘教授	6	6
ヨーロッパ政治	唐渡晃弘教授	1	1
国際政治経済分析	鈴木基史教授	2	2
国際経済関係論	坂出健准教授	2	2
国際政治と日本外交	有馬裕客員教授	4	4
国際人道支援と我が国の役割	多田昌弘・山本英昭・近藤健・工藤博・松田俊夫 非常勤講師	10	9
FinTech 概論	岩下直行教授	12	12
デジタルガバメント論	岩下直行教授	19	18
教育政策学	開沼太郎准教授	18	17
通商産業政策	佐伯英隆非常勤講師	4	4
競争政策	依田高典教授	3	3
地域活性化論	森田俊作・反町雅史・松村勉非常勤講師	10	9
都市・地域計画	杵澤隆司非常勤講師	10	10
環境政策	伊藤哲夫教授・諸富徹教授・清水延彦特定准教授	12	12
市民参加論	小田切康彦非常勤講師	11	11
国土交通行政のプロセス	武藤浩客員教授	4	3
国土交通政策論	長町大輔特定准教授	2	2
社会保障政策	古村典洋特定准教授	1	1
環境・エネルギーの国際政策論	服部崇特定教授	6	5
日本経済・経済政策論	川崎暁特定准教授	4	3
C S 日本経済分析	岩下直行教授	12	12
C S 国際開発・支援実務	長谷川基裕非常勤講師	8	8
C S NPOの理念と活動分析	吉田忠彦・野池雅人非常勤講師	11	11
C S 省庁間関係	伊藤哲夫教授	9	9
C S 現代政策と公共哲学	嶋田博子教授	5	5
T P C S 省庁間関係	伊藤哲夫教授	2	2

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみを示す。

（後期）

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
統治システム	毛利透教授	15	15
私法秩序論	山本敬三教授	3	3
中央銀行と金融市場	岩下直行教授	26	25
経済政策	岡敏弘教授	14	13
政策分析のための統計基礎	浅野耕太教授	27	19
立法政策・技術	高森雅樹非常勤講師	20	16
行政法各論	仲野武志教授	4	3

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
地方自治法制	羽生雄一郎教授	22	17
行政官の役割規範	嶋田博子教授	16	16
Contemporary Issues 2	秋月 謙吾教授	11	10
English Presentation	MURPHY, Mahon准教授	8	8
交渉術	仁木恒夫非常勤講師	15	15
行政と情報化	松井啓之教授	32	28
政策分析の方法概論	近藤正基教授	37	35
政策分析の量的方法（基礎）	建林正彦教授	21	21
租税論	諸富徹教授	4	3
企業制度論	前田雅弘教授	7	7
労使関係と法	鎌田幸夫非常勤講師	2	2
国際法	玉田大教授	12	12
E U法	濱本正太郎教授・西連寺隆行非常勤講師	6	5
現代アメリカ政治	待鳥聡史教授	5	5
日本政治外交	奈良岡聰智教授	13	13
経済安全保障論	坂出健准教授	12	12
公会計	宮本幸平非常勤講師	7	7
リーダーシップ論	柿沼英樹非常勤講師	5	2
政策評価・行政評価	小西敦非常勤講師	4	3
刑事司法・警察行政	勝丸充啓・津田隆好非常勤講師	3	3
金融政策	岩下直行教授	15	14
厚生労働政策	久本憲夫非常勤講師	19	19
中小企業政策	立見淳哉・梅村仁・桑原武志非常勤講師	5	5
エネルギー資源政策論	伊藤哲夫教授	7	7
まちづくりとまち経営	要藤正任特定教授	14	9
メディアポリティックス	村尾卓志・池永尚嗣・平井道子・舟楳格致非常勤講師	18	18
インフラ整備の政策分析	長町大輔特定准教授	10	9
日本の財政政策	古村典洋特定准教授	5	5
現代社会保障論	鈴野崇特定准教授	2	2
産業政策の政治経済分析	安橋正人特定准教授	1	1
C S 金融・政策分析	岩下直行教授	11	11
C S 環境政策実務一企画立案・実施・評価	清水延彦特定准教授	6	6
C S 環境、エネルギー分野を中心とする法律の立案	伊藤哲夫教授	3	3
C S 予算と政策分析	百嶋計非常勤講師	12	12
C S 国際通商政策	佐伯英隆非常勤講師	9	9
C S 国と地方の関係	羽生雄一郎教授	12	11
C S 人事改革分析	嶋田博子教授	7	7
T P C S 環境政策実務	清水延彦特定准教授	1	1
T P C S 国際通商政策	佐伯英隆非常勤講師	1	1
政策課題研究	岡敏弘教授	3	2
政策課題研究	川濱昇教授	2	1
政策課題研究	奈良岡聰智教授	3	3
インターンシップ	全員	3	3

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみを示す。

(2) 授業計画・シラバス及び履修登録

本大学院では、毎年度、教務委員会により、全教員から次年度の授業計画・希望時間帯等について意見を聴いたうえで、教授会で開講科目・授業担当等を審議・決定している。その際、授業科目表（令和3年度便覧・シラバス 85-86頁）が示すとおり、法学研究科、法科大学院、経済学研究科、及び経営管理大学院にも授業を提供している関係から、これらの大学院と密接な連携を取りつつ、授業計画・時間割等を作成している。

また、便覧・シラバスは、大学院設置当初から作成しており、具体的な授業の内容、方法、使用教材、参考図書、年間の授業日程を明示し、学生が予習・復習可能なように最大限配慮するとともに、毎年度末に、非常勤講師を含む全教員に対して、教務主任から次年度シラバスの作成上の注意を促している。

なお、便覧・シラバス巻末（令和3年度は87-88頁参照）には、教員のメールアドレスも掲載して、学生がいつでも質問ができる体制を整えている。

平成21年秋には京都大学教育制度委員会が「京都大学シラバス標準モデル」を作成し、今では全学的にシラバスが統一されており本大学院もこれに則した形でシラバスを作成している。

また、履修登録のWeb化、シラバス閲覧など学生の利便を図るために、クラシス（KULASIS：Kyoto University's Liberal Arts Syllabus Information System）が稼働しており、本大学院でも利用している。

(3) 単位認定・成績評価

本大学院では、単位の認定及び成績評価に際して、評価の公正性及び厳格性を

担保するため、原則として「筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により、成績を評価して行う」ものとし、その成績は、履修規程第13条及び第14条の基準に基づいて評価することとしている。そして、成績評価のアンバランスを無くすため、教授会の議を経て策定した成績評価基準を『教務事項に関する手引き』（資料9）に「成績評価の基準について」として明記し、学年初めに非常勤講師を含む全教員に配付するとともに、学期末の成績評価に際しても教務委員会主任の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。さらに、履修規程第15条は、評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みである。また、履修規程第17条では進級要件を、同第18条には課程修了要件を、それぞれ規定している。これらの要件を定めた履修規程は便覧・シラバスに掲載し、学生への周知を図っている。

なお、リサーチ・ペーパー、インターンシップを正規の選択科目として取り扱い、リサーチ・ペーパーの合格者には6単位を、インターンシップの合格者には2単位を、それぞれ与えることとしている。これらの成績評価については、教授会での合否判定によるが（履修規程第14条第2項・第3項）、その判定の透明性を確保するため、リサーチ・ペーパーについては公開の場における発表を要件とし、また、インターンシップについては派遣先の評価に基づくインターンシップ等実施委員会の議を経ることとしている。

政策課題研究について

平成 27 年 12 月 24 日教育部教授会決定
平成 29 年 12 月 14 日教育部教授会一部改正

- 1 政策課題研究を履修しようとする者は、履修指導教員の同意を得た上で、7 月末日までに、特定の政策課題に関し作成しようとする調査研究報告書（以下「リサーチ・ペーパー」という。）の課題名、概要（2,000 字程度）等を記入して、所定の様式により、教育部長に履修希望の届出をしなければならない。
- 2 前条の届出をした者は、教育部教授会（以下「教授会」という。）の指定する教員（以下「担当教員」という。）が指導を担当する政策課題研究に履修登録をすることができる。
- 3 前条の履修登録をした者は、次のいずれにも該当するときは、政策課題研究の単位を修得することができる。
 - （1）履修登録をした政策課題研究の授業を受講し、担当教員により受講の確認を受けたこと。
 - （2）リサーチ・ペーパーについて、教授会により合格の判定を受けたこと。
- 4 リサーチ・ペーパーの提出等については、次のとおりとする。
 - （1）提出期限は、1 月下旬の教務委員会の定める日とする。
 - （2）正本 1 部と副本 3 部を提出することとする。
 - （3）文字数は、原則として 20,000 字（脚注及び参考文献の引用等を含む。図表については、A 4 用紙 1 枚の図表を 8000 字と数えることとする。）を超えないこととする。
- 5 提出されたリサーチ・ペーパーについて、口頭試問を行う。

政策課題研究に関する申し合わせ

平成 27 年 12 月 24 日教育部教授会決定

- 1 政策課題研究について（以下「内規」という。）第 1 条に規定する届出をした者に対して、9 月開催の教育部教授会（以下「教授会」という。）において、履修登録をすることができる政策課題研究を指定する。
- 2 内規第 4 条の規定に従い提出されたリサーチ・ペーパーを審査するため、1 月下旬開催の教授会において、内規第 2 条に規定する教員（以下「担当教員」という。）の意見をもとに教務委員会が作成する原案に基づいて、担当教員を含む 3 名の調査委員を選定する。
- 3 リサーチ・ペーパーを提出した者（以下「提出者」という。）は、2 月末日までに開催する公開の発表会（以下「発表会」という。）において、提出したリサーチ・ペーパーについて発表するものとする。発表会の日程及び発表の順序その他発表会に関し必要な事項は、教授会において定める。
- 4 公共政策大学院に所属するすべての教員及び学生は、教授会の定めるところに従い、発表会に出席し、リサーチ・ペーパーの内容について質問することができる。
- 5 発表会において調査委員が提出者との間で質疑応答を行ったときは、内規第 5 条に規定する口頭試問を実施したものとみなす。
- 6 リサーチ・ペーパーの可否の判定は、調査委員による口頭試問の結果の報告に基づいて、2 月又は 3 月開催の教授会において行う。この報告は、担当教員が 3 名の調査委員を代表してするものとする。
- 7 提出者が発表会に出席することができないとき、又は口頭試問の結果により可否の判定をすることができないときは、教授会においてその取扱いを定める。

2. 教 育 活 動

令和 2 年度リサーチ・ペーパー合否判定

令和2年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらは冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」（2020年度版）にまとめられ、公表されている。

整理番号	課 題 名	担当教員	調査委員	調査委員	合否判定
1	温室効果ガス排出量を主たる切り口とした日本の炭素生産性低迷の要因分析	岡 敏弘	伊藤 哲夫	川濱 昇	合格
2	自治体でのエビデンスに基づく政策の現状と課題について	川濱 昇	嶋田 博子	坂出 健	合格
3	政策参加の視点から見た地方政治の変容 ～3人の知事下での県の事例から～	建林 正彦	毛利 透	近藤 正基	合格
4	地方議会における一般質問の研究	建林 正彦	吉田 悦教	待鳥 聡史	合格
5	中国の台頭に見るアイデンティティと国際社会認識	奈良岡 聡智	岩下 直行	待鳥 聡史	合格

令和 3 年度リサーチ・ペーパー合否判定

令和3年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」（2021年度版）にまとめられ、公表されている。

整理番号	課 題 名	担当教員	調査委員	調査委員	合否判定
1	主観的生活満足度とソーシャル・キャピタルの関係 ～地域特性による変化を捉える～	岡 敏弘	建林 正彦	岩下 直行	合格
2	産業集積が都市圏の成長に与える影響に関する分析	岡 敏弘	坂出 健	羽生 雄一郎	合格
3	なぜエンフォースメントを持たない非公式な国際法規範が国内法秩序に受容されるのか ～FATF（金融活動作業部会）「40の勧告」の国内法秩序への受容過程を通じた事例分析～	川濱 昇	毛利 透	岩下 直行	合格
4	徴兵制度が実施国に及ぼす諸影響に関する包括的研究	奈良岡 聡智	近藤 正基	毛利 透	合格
5	地方制度の現状と今後のあり方 ～大阪市と関西広域連合の動きを中心にした考察～	奈良岡 聡智	待鳥 聡史	羽生 雄一郎	合格
6	国際連合及び専門機関におけるトップ選挙の分析	奈良岡 聡智	近藤 正基	嶋田 博子	合格

令和2年度 インターンシップ合否判定

（参考）単位認定の対象にならないインターンシップ

整理番号	受入機関	開始日	終了日
1	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	8月24日	8月26日
2	総務省自治行政局公務員部公務員課	8月31日	9月 2日
3	経済産業省	8月24日	8月28日
4	経済産業省	8月24日	8月28日

令和3年度 インターンシップ合否判定

【単位認定申請あり】

整理番号	受入機関	開始日	終了日	合否判定
1	厚生労働省子ども家庭局保育課	8月23日	9月3日	合格
2	財務省大臣官房総合政策課	8月16日	8月27日	合格
3	全国市町村国際文化研修所	9月15日	9月30日	合格

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

整理番号	受入機関	開始日	終了日
4	環境省大臣官房総務課	9月 6日	9月10日
5	環境省大臣官房総務課	8月30日	9月 3日
6	環境省大臣官房総務課	8月30日	9月 3日
7	環境省大臣官房総務課	9月 6日	9月10日
8	経済産業省大臣官房秘書課	8月16日	8月20日
9	経済産業省大臣官房秘書課	8月16日	8月20日
10	経済産業省大臣官房秘書課	8月16日	8月20日
11	経済産業省大臣官房秘書課	8月30日	9月 3日
12	国土交通省大臣官房人事課及び各テーマに関する施策の担当部局	9月13日	9月17日
13	国土交通省大臣官房人事課及び各テーマに関する施策の担当部局	9月13日	9月17日
14	国土交通省大臣官房人事課及び各テーマに関する施策の担当部局	9月13日	9月17日
15	総務省関係部局	9月 6日	9月10日
16	内閣人事局	9月 6日	9月10日
17	環境省	11月29日	12月 9日

(4) 他の大学院における授業科目の履修等

京都大学通則第53条の7は、京都大学の他の研究科等の科目履修ができること、同第53条の8は、他大学の大学院で履修した科目を、同第53条の9は、本大学院入学以前に履修した科目を、それぞれ当大学院で履修した科目に読み替えることができる旨を定めている。これをうけて本大学院の履修規程第9条は、他の研究科等の科目履修を規定するとともに（8単位を限度とする）、同第11条は本大学院入学以前の修得した科目の読替えの制度を設けている（24単位を限度とする）。こうした規定により、毎年、入学者の数名が本学修学以前の既修得単位の認定を申し出ており、教務委員会による検討を経て、教授会において当該大学のシラバス等と照合しながら単位認定を行っている。

(5) 履修指導等

本大学院では、4月開講当初に、教務主任による履修指導を実施しているほか、履修規程第4条に定めた「履修指導教員」

制度に基づき、基礎学力の異なった学生へのきめ細かな履修指導を行うため、学生の出身学部や自己申告書などを参考に、教授会で履修指導教員を決定し、教員が担当する学生と個別に面接を行い、詳細な説明を行っている。また、後期開講前には、職業観に応じて別途、クラスター選択の方法と、事例研究とターム・ペーパーの関係について、詳しい説明を行っている。

また、原則として一般選抜入学者の進路に関しては、教授会において実務家教員を「進路指導教員」として配置し、各学生の特性や希望進路に応じた個別的指導を行うという「進路指導教員」制度を設けている。

こうした制度を通じて、各教員が、学生の求めに応じて、随時、履修指導を行うだけでなく、普段から面談やメールを通じて院生の学習相談に乗り、助言を与える体制を、組織的に整備している。なお、便覧・シラバス巻末には各教員のメールアドレスを掲載し、また、教員によつ

2. 教 育 活 動

ではオフィスアワーを設定するなどして、学生が、常時、各教員と連絡を取り、学

習相談ができるように配慮している。

公共政策大学院履修指導担当者・進路指導担当者と受持人数

履修指導教員一覧（研究者教員担当）

(人)		
区 分	令和2年度	令和3年度
建 林 正 彦		
岡 敏 弘	6[6]	6[6]
川 濱 昇	6[6]	6[6]
近 藤 正 基	5[7]	7[5]
奈良岡 聡 智	6[6]	6[7]
待 鳥 聡 史	6[6]	6[7]
毛 利 透	6[6]	6[6]
坂 出 健	6[6]	5[7]
計	41[43]	42[44]

[]内の数字は、2年次学生を示す。

進路指導教員一覧（実務家教員担当）

(人)		
区分	令和2年度	令和3年度
岩 下 直 行	8[9]	10[8]
嶋 田 博 子	8[9]	8[8]
伊 藤 哲 夫	8[9]	7[8]
羽 生 雄 一 郎		8[8]
吉 田 悦 教	9[9]	
計	33[36]	33[32]

※ 職業人選抜入学者には、進路指導教員はついていない。
ただし、申し出があれば、随時相談にのる旨、周知。また、[]内の数字は、2年次学生数を示す。

◎ 公共政策教育部履修規程（抄）

- 第4条 各学生に履修指導教員を付し、計画的履修、志望形成、その他の履修指導に当たらせるものとする。
- 2 学生の進路選択及び実務研修等に関し必要があるときは、進路指導教員を付し、その指導に当たらせるものとする。

(6) 改善のための組織的な研修等

本大学院では、平成20年度より、学生による授業評価については、すべての授業科目について、前期・後期とも授業の最初3週目と終了時点の2回にわたって行い、授業の難易度、予習・復習、教員の授業の進め方・話し方、講義が有意義であったか否かなど1回目6項目、2回目9項目を調査してきた。

しかしながら初回のアンケートは講義開始間もないため学生が評価しがたいこと、また15週の講義予定を途中で大きく変更することは困難なこと、さらに本大学院における講義はほとんどが少人数であり、学生とのコミュニケーションを密にとっていることなどから、授業評価のアンケート方法及びフィードバックの方法等について検討した結果、平成26

年度以降は授業評価を授業期間の最終週に1回のみ行い、評価結果を担当教員にフィードバックするとともに、教員アンケートを実施することとした。（資料10）。

また、平成21年度より少なくとも年1回、全教員が参加する「FD会議」を開催している。平成27年3月5日開催のFD会議では、授業評価のまとめ・平成26年度科目別評価割合及び学生の授業目標について、平成27年10月29日開催のFD会議では、カリキュラム改革及び平成26年度科目別評価割合について、平成27年11月12日開催のFD会議では、リサーチ・ペーパー及び長期履修学生制度の導入について、平成28年3月3日、平成29年3月2日、平成30年3月7日、平成31年3月7日、令和2年3月5日、令

和3年3月4日及び、令和4年3月3日の開催のFD会議では、授業評価のまとめ及び科目別評価割合について意見交換や改善提案等を行った。

なお、本大学院は、実務家教員を加えても専任教員12人という少人数規模の大学院であり、日々の教育・研究に時間を割かれることから、独自に研修会等を開催することが難しい状況にある。そのため、全学主催のシンポジウム（例年9月初旬）に関係教員が参加するほか、全学委員会であるFD研究検討委員会にも参画し、そこでの検討内容を教授会で報告し、教員の情報共有を図っている。

【特色ある取組み】

本大学院には、職業人選抜や外国人特別選抜による場合はもちろん、一般選抜においても出身学部の異なる多様な学生が入学してくる。しかし、入学定員を40名に抑えたこと及び社会人や外国人も含むこの共同体に身を置くことによって、多元的な価値の並立を前提にして、それを尊重しつつ公共的な利益を勘案して合意を形成すること、つまり公共的に考えることの意義が、自ずと体得される。これは、複数のコースに分けて運営される大規模プログラムでは望みえない本大学院の特徴である。

そして、社会人と学部新卒者の相違、既修の学問分野、将来の志望職種等に対応して、入学時に教務主任による緊密なガイダンスを行うと同時に、履修規程第4条に基づき、教育部教授会の決定により入学時に学生一人ずつに履修指導教員を配置して、随時教育上の相談に応じ、場合によっては生活指導にも対応している。また、とくに一般選抜合格者に対しては、1年次後期から、同じく教育部教

授会において修了後の進路に関して実務経験のある専任教員を個別に進路指導教員として決定し、助言する体制を敷いている。このいわばマンツーマンの指導体制は、本大学院の大きな特徴の一つであり、高度専門職業人の教育に要請される学生の個性の尊重に適うとともに、京都大学の伝統である自学自修の精神を涵養する上でもきわめて有益である。

加えて、学期毎に修得できる単位数に上限を設けるキャップ制を設けることによって、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

このように、履修指導教員・進路指導教員を個別に配置することにより、日常的に学生の学習・進路相談等に対してきめ細かく対応する体制を整備しているほか、正規の教育課程とは別に、第一線で活躍中の実務家と直接接し、現場の臨床的な知識を学習させるために、随時、ゲストスピーカーによる講演会（6頁参照）やセミナーを開催することにより、公共的分野等の関心を高めさせ、かつ必要な倫理観を体得させている。

また、本大学院履修規程第15条は、成績評価を告知してから期間内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みであり、特色ある取り組みと言える。

さらに、本大学院にとってインターシップのもつ教育的意義は大きい。多くの学生を人事院主催の「霞が関インターシップ」に参加させたほか、平成21年度より、新たに三重県議会事務局に派遣している。更に平成24年度からは、全国市町村国際文化研修所（JIAM）も派遣先となっている。

2. 教 育 活 動

他方、教育手法の開発という点では、実務家教員の貢献は大きく、専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）の多くの科目を担当する中で、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力し、本大学院における授業の成果を授業資料や授業評価とともに『授業記録』として各年度冊子化したりして活用している。また、専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。実務経験に基づく研究という点でも、実務家教員はそれぞれのテーマを追求し、それらの成果を研究会で報告するとともに雑誌論文等で発表しているが、さらに研究者教員を含めて審議会等で多くの委員を務めると同時に、各種研修会の講師を務めたり、一般市民向けの講演等を行ったりして、研究成果を社会に還元している。これは専門職大学院の重大な任務の一つであり、本大学院の貢献は大きい。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携して第1回セミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学又はJIAM（大津市）で開催することとなり、第13回となる令和3年度はオンラインにて開催（令和3年9月）した。

【点検・評価（長所と問題点）】

授業の方法等については、少人数規模の利点を生かした授業を行っており、授業計画やシラバスについても学生の予習・復習に配慮している。単位認定・成績評価についてもその基準を明確にし、非常

勤講師を含む講義担当教員全員に「教務事項に関する手引き」（資料9）を配付して、公平な評価を行っている。他の大学院における授業科目の履修等についても、規程を整備し、総合大学の利点を生かして聴講可能としているほか、本大学院修学以前のものについても、教授会で慎重に審議したうえで単位認定を行っている。

履修指導等についても、全学生に進路指導教員・履修指導教員を付してきめ細かな指導を行うなど、工夫を凝らしている。また、インターンシップの単位認定にあたっては、研修先に求めた評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）をもとに、成績評価を行っている。

改善のための組織的な研修等についても、FD会議を設けるとともに、公共政策大学院教育課程評価委員会による評価を受けるなどして、積極的に対応している。このことは、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、教育方法の判定は、「期待される水準を上回る」旨の判定を得、また、平成22年度、平成27年度及び令和2年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても、教育の方法に工夫がみられる旨の評価を得ている。

【将来への取組み・まとめ】

インターンシップについては、その多くが中央の官庁・企業等で行われるため、参加学生の経済的負担が大きい。そこでインターンシップを充実させるためには、その負担を軽減させる必要がある。

なお、「霞が関インターンシップ」にあつては、平成21年度より、大学院予

算からインターンシップ参加旅費を支援している。

3) 成 果 等

(1) 学 位 の 名 称

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与するものとし、京都大学学位規程の第1条第5項は、「修士（専門職）の学位を授与するに当っては、次の区別（医学研究科：社会健康医学、公共政策教育部：公共政策、経営管理教育部：経営学）に従い、専攻分野の名称を付記する」としており、教育内容に合致した適切な名称となっている。

(2) 学位授与基準

京都大学学位規程第9条は、本大学院の学位授与基準を定めており、これに則って、履修規程第18条に修了要件を定め、教務委員会で修了要件を満たしているか否かを個別に審査したのち、最終的に本大学院修了予定者の合否判定は、教授会において慎重に行っているため、適切に学位を授与している。また、平成31年3月の教授会においてこれまでの経験を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを改定し、以降、毎年2月の修了認定時にはこの方針に沿った学生を輩出している。

京都大学公共政策大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

平成31年3月7日教育部教授会決定

1. 所定の年限を在学し、本公共政策大学院が定めた教育の目的及び理念に基づき設定した所定のカリキュラムに従った教育を受けて、必修科目及び選択したクラスター科目の必要単位を含む所定の単位を修得することが、学位授与の要件である。
2. 本公共政策大学院が定めた教育課程の下で、公共的な役割を担う高度専門職業人にふさわしい知見と能力、とくに社会的変化を歴史的・理論的観点から理解・考察する知力、多元的価値が存在する中で公共的利益を見極める洞察力、それを実現する制度や政策の具体的設計、それらの効果的・実践的な運用、客観的分析・評価等に資する各種の能力を確かに具備するようになったかどうか、課程修了の重要な基準である。
3. 今日世界的な規模で進行する様々な変動に伴って公共部門が直面する諸課題に適切に対応し、多様性を尊重しつつ、その調和と共存に寄与することのできる人材が求められているところ、そのような社会的要請に応え、国内外の各分野において公共性の高い業務に従事し、制度・政策の形成や執行、評価等を行う上で必要な専門的知見・能力とともに、豊かな教養に基づく長期的・大局的視野、柔軟な思考力や的確な判断力を備え、強い倫理的責任感を有する高度専門職業人となることが、課程修了に際して考慮されるべき重要な点である。

(3) 修了生の進路の把握

本大学院における、修了生の進路の把握については、事務的には毎年10月に2年次学生に対し、進路状況調査を実施し、教授会で報告するとともに、修了時点では、卒業後の進路状況調査票を各学生から提出させているので、次頁の表の通り、ほぼ完全に進路状況を把握している。し

かも、本大学院では各学生に履修規程第4条第2項に定める進路指導教員を配置しており、各教員が担当学生と個別に面接を行うほか、授業の多くが少人数であるため学生の特性や希望に応じたきめ細かな個別的指導を通して、学生の進路について正確に把握することができる。

2. 教 育 活 動

修了生の進路状況については、公共政策大学院パンフレットに掲載するほか、ホームページなどでも公表している。平成19年3月に最初の本大学院修了者を送り出し、以降第14期生まで送り出したが、その修了後の進路は、次表の通りである。

修了者の進路状況一覧（復職を含む）（平成22年度～令和3年度）

進路先	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国家公務員		13[2]	9[3] *1	5[1] *2	13[1]	14[1]	9[1]	8[1]	12[1]	13[1]
地方公務員		10[4]	8[3]	12[5]	8[4]	7[2]	7[3]	8[4]	8[4]	6[6]
公的機関・マスメディア等		6	8	6	6	7	6	5[2]	2	4[2]
民間会社等		13[4]	12[4]	12	13[4]	11[3]	13[2]	13[2]	20[1]	17
博士後期課程進学		1	2	1	—	4	1	—	1	1[1]
その他		7	1	3	1	6	—	1	2	2
合 計		50[10]	40[10] *1	39[6] *2	41[9]	49[6]	36[6]	35[6]	45[6]	42[10]

[] 内は復職者数を示し、内数。
*1. 中退者2名含む。
*2. 中退者1名含む。

(人)

進路先	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国家公務員		8[3]	16[1]	10
地方自治体		6[3]	4[2]	6[6]
特殊法人・報道機関		1[1]	2	1
金融機関・インフラ企業		3	3	2
民間会社等		16[1]	11[1]	14
博士後期課程進学		—		—
その他		3	2	6
合 計		37[8]	38[4]	39[6]

修了者の主な進路先一覧（復職を含む）（平成19年度～令和3年度）

国家公務員		[]内は復職者数を示し、内数。	
	(人数)	(人数)	(人数)
内閣府	4	国税庁	1
公正取引委員会	3[2]	文部科学省	7[1]
警察庁	4	厚生労働省	17[1]
金融庁	2[2]	農林水産省	10
総務省	26[5]	経済産業省	11[1]
東京地方検察庁	1[1]	国土交通省	17
外務省	8	海上保安庁	2[2]
財務省	9[3]	環境省	5
財務省（税関）	2[1]		
		計	
		160[27]	

地方自治体

[]内は復職者数を示し、内数。

	(人数)		(人数)		(人数)		(人数)
千葉県	1	広島県	1	大阪市	3[1]	奈良県議員	1[1]
東京都	14	山口県	1[1]	堺市	1[1]	池田市議会	1[1]
富山県	1[1]	福岡県	5[5]	枚方市	1[1]	警視庁	1
石川県	2	鹿児島県	1	箕面市	1[1]	静岡県	1
福井県	1[1]	いわき市	1[1]	神戸市	4[3]	大分県	1
長野県	1	熊谷市	1	松山市	1[1]	岐阜県	3[2]
愛知県	1[1]	敦賀市	1[1]	滋賀県議会政策秘書	1	大津市議会	1
三重県	4[2]	名古屋市	1	奈良県立大学	1[1]	貝塚市議会	1
滋賀県	2[1]	大津市	2[2]	京都府議会	1[1]	枚方市議会	1
京都府	11[5]	草津市	2[2]	奈良市議会	1[1]	高知県	1[1]
大阪府	6[2]	京都市	7[1]	広島市	1	日野町議員	1[1]
兵庫県	6[4]	長岡京市	1[1]	北海道庁	1	明日香村議員	1[1]
和歌山県	6[6]					計	111[55]

特殊法人・報道機関

	(人数)		(人数)		(人数)		(人数)
日本政策投資銀行	3	日本政策金融公庫	3	朝日新聞社	4[1]	(株) TBS テレビ	1
国際協力銀行	4	N H K	4	共同通信社	3	中華人民共和国中央テレビ	1
ゆうちょ銀行	3	中日本高速道路(株)	1	日本経済新聞社	3	四国新聞社	1
かんぽ生命保険	1	読売新聞社	4	西日本新聞社	1	計	37[1]

金融機関・インフラ企業

[]内は復職者数を示し、内数。

	(人数)		(人数)		(人数)		(人数)
日本銀行	2	興業銀行	1	日本生命	3	中国電力(株)	1
農林中央金庫	4	日興コーディアル証券	1	(株)大阪証券取引所	1	東京電力(株)	1
三菱UFJ銀行	5	メリルリンチ日本証券(株)	2[1]	西日本旅客鉄道	1	東邦ガス(株)	2
(株)三井住友銀行	3	みずほ証券(株)	1	東日本旅客鉄道	1	南海電気鉄道(株)	2
中央三井トラストグループ	1	大和証券(株)	1	関西電力(株)	4	電源開発(株)	1
三井住友信託銀行	4	第一生命	1	九州電力	2	計	45[1]

民 間 等

[]内は復職者数を示し、内数。

	(人数)		(人数)		(人数)		(人数)
日本原子力研究開発機構	1	双日(株)	1	京都大学	1[1]	(株)ビジネスブレイン 太田昭和	1
中小企業基盤整備機構	1	丸紅(株)	3	日本貿易振興機構	3[1]	(株)価値総合研究所	1
海洋開発機構	1	(株)三笑堂	2	日本医療機能評価機構	1	(株)大成建設	1
新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	4	(株)大和総研	3	(学)桃山学院	1	(株)タケツプロデュース	1
国際協力機構	1	サーベイリサーチセンター	1	産業技術総合研究所	1	国際石油開発帝石(株)	1
環境再生保全機構	1	あらた監査法人	2	日本証券業協会	1[1]	日本公営(株)	2
(独)住宅金融支援機構	1	あずさ監査法人	1[1]	アクセンチュア(株)	4	住友電気工業(株)	1
伊藤忠商事	3	有限責任監査法人 トーマツ	3	PwC コンサルティング 合同会社	1	(株)日立製作所	1
(株)商船三井	2	東京大学	1	イノベーショントラスト	1	(株)東芝	1
三菱商事	2	私立甲陽学院高等学校	1	マキンゼー&カンパニー	1	富士通(株)	4

2. 教 育 活 動

(人数)		(人数)		(人数)		〔 〕内は復職者数を示し、内数。 (人数)	
(株)日本電気	4	(株)富士通総研	1	飯野海運	1	(株)ベネッセ コーポレーション	1
日本IBM(株)	3	鹿島建設(株)	1	鈴与(株)	1	明光義塾(株)	1
日産自動車(株)	1	イグニション・ポイント (株)	1	ブリティッシュ・アメリカン・ タバコ・ジャパン	1	(株)ライフポート西洋	1
(株)三菱総合研究所	1	(株)イーバリューサーブ	1	(株)高島屋	1	松下政経塾	3[3]
JX金属(株)	1	キャタピラー・ジャパン(株)	1	イオン(株)	1	政治家 後援会事務所	1[1]
三菱UFJリサーチ&コン サルティング(株)	1	花王(株)	1	イオンリテール(株)	1	自営	6[6]
シンプレクス(株)	1	森永乳業(株)	1	オンワード樫山	1	上記以外	73[13]
豊田合成(株)	1	楽天(株)	1	(株)インデックス	1		
三菱重工(株)	1	スマートニュース	1	(株)JTB西日本	1	計	182[27]

(4) 教育成果の測定

本大学院では、学生のニーズへの対応は、履修指導教員・進路指導教員の制度により個別的に学生の意見聴取を行う仕組みを採っているが、さらに24頁「(6)改善のための組織的な研修」の項でも述べた通り、学生による授業評価を全科目について、前期・後期に実施し、授業の難易度、教員の授業の進め方・話し方などの項目を調査するとともに、自由記述欄を設けて満足度や学習環境に関しても意見を聴取することによって、教育成果を測定することになっている。さらに、この結果は、教育部教授会構成員が全員参加するFD会議で検討し、併せて本大学院外部評価委員会にも報告して意見を求め、指摘事項については改善しているので、適切に運用されている。

なお、修了生の進路状況という点から見ると、中央省庁、自治体から派遣され、復職した者も含めた修了者全体のうち、国家・地方公務員のほか、マスコミやシンクタンク、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者は多い。したがって、狭義の公務員のみならず公共的な職務に従事する高度専門職業人を養成するという本大学院の任務に十分に応えるものとなっている。

また、インターンシップでは、単位認定のため、派遣先より評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）の提出を求めているが、どの派遣先からも高い評価を得ており、「霞が関特別講演」、その他の特別講演会、さらには、講演会終了後の担当講師との懇談の席においても、一般選抜修了者並びに職業人選抜修了者の能力に関して高い評価が与えられており、このような評価は本大学院の教育が着実に成果を挙げていることを表しているといえる。

〔特色ある取組み〕

本大学院では、学生談話室に投書箱を設置しており、これまで13件の要望（『京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書 第2号』、27頁参照）が提出されたが、そのつど教授会に報告し、学生の要望・改善事項の共有化を図るとともに、迅速な対応をしている。また、平成22年度以降、月1回程度、研究部長室で懇談の場を設けたので、投書箱への投書はなかった。懇談の席で寄せられた学生の意見は、教授会等に報告するとともに、例えば、新規開講科目の要望に対しては教務委員会で検討の上、次年度の力

リキュラムに反映させるなどしている。

また、第5期生から修了時（平成24年3月10日付け）に、①履修システムに関する提言、②講義内容に関する提言など数項目にわたる改善・要望事項の提案があったので、翌年度のFD 会議並びに関係委員会において検討した。

さらに、平成21年1月に同窓会組織「鴻鵠会」が発足したことに伴い、研究部長・歴代研究部長、実務家教員1名が顧問となる一方、毎年、新入生歓迎レセプションや学位授与修了式後の懇談会席上には同窓会幹部を招き、近況報告が行われるなど、本大学院が修了後もそうした組織との連携を深める取組みの一つである。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院における学位の名称、学位授与基準は、それぞれ京都大学通則、京都大学学位規程に明記され、教授会の議を経て適切に授与している。修了生の進路の把握に関しても、在学中に進路調査を行うほか、修了式当日にも進路調査を実施し、ほぼ完全に把握している（26頁参照）。このことは、入学時の教務主任による履修指導はもとより、各学生に付した履修指導教員による日常的な面接指

導、一般選抜入学者に対する実務家教員による進路指導の体制が、奏功していることを示しており、満足すべきものと評価できる。

進級要件があることから、1年次から2年次への進級の度合いも問題になるが、これまでのところ、進級できなかった者は、留学その他の理由を除くと、1～2名程度であり、いずれも勤務上の理由による留年であるから、とくに問題視すべきものではないと考える。

なお、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、学業の成果の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成27年度及び令和2年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育効果の測定は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

収容定員が多いと、修了生の進路把握が難しい場合もあるが、幸い、本大学院は、1学年40名という小規模定員の利点を活かして、これまで通り、事務部並びに進路指導教員等による積極的な活動を通じて修了生の進路の把握に努めたい。

3. 入 学 者 選 抜

1) 定 員 管 理

本大学院の入学者の定員管理については、京都大学通則第35条、別表第2項に入学定員40名、収容定員80名と規定されている。これにより、毎年度はじめに教授会において次年度の入学者定員を審議（一般選抜30名程度、職業人選抜10名程度、外国人特別選抜若干名）・決定

し、収容定員と入学者の増減が著しくならないよう定員を管理している。また、毎年度の文部科学省の実態調査などにも在学状況を報告しており、外国人特別選抜入学者を除いた在籍学生数は、収容定員の80%以上120%未満を維持しているので、適切に管理されているものと判断

3. 入 学 者 選 抜

できる。

2) 学生の受入れ方針等

本大学院では、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生を対象とする「一般選抜」、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする者を対象とした「職業人選抜」、公共政策分野における高度専門職業人を目指す外国人や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする外国人を対象とした「外国人特別選抜」を実施している。

一般選抜では、専門的な学識を問う筆記試験及び口述試験、職業人選抜及び外

国人特別選抜では専門的な学識を問う筆記試験及び出願時に提出させた自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

また、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育部教授会において慎重に審議・決定した上で、いずれの学生募集要項の冒頭に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている。なお、平成28年度より、長期履修学生制度を制定し、仕事上の都合により長期履修を希望する者に対して、標準修業年限を超えて最長4年まで修学期間を延長することも可能とした。

公共政策大学院入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

平成31年3月7日 教育部教授会決定

1. 本大学院は、中央・地方レベルにおける国内行政および立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人、すなわち、優れた教養と公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた人材を育成することを主な教育目標とする。
2. 本大学院は、公共政策に関わるいずれかの学術分野に関する基礎学力および高いコミュニケーション能力を有する者を選考の基本的な対象としつつ、公共政策分野における高度専門職業人を旨とする国内外の大学学部卒業生、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする職業人など多様な人材を受け入れる。そのために、一般選抜のほか、職業人選抜、外国人特別選抜を実施する。
3. これらのいずれにおいても、筆記試験及び自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。筆記試験において、本大学院における学修の基礎となる専門的学識を備えているかを判定する。口述試験において、社会における諸問題への広く深い関心、思考の柔軟性、社会的使命感その他の公共政策分野における高度専門職業人を旨とするに相応しい素養を備えているかを判定する。

3) 入学試験の実施体制

本大学院では、教育部教授会で公共政策大学院入学試験規程を制定しており、教授会の下に入試委員会を設置して、出題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等について厳正かつ適切に行い、試験の円滑な実施を図るとともに、多様か

つ意欲的な人材を集めるように配慮することとしている。そのため、毎年、これらについて教育部教授会の議を経るとともに、提出書類、筆答試験及び口述試験の成績等を総合的に判定して、入試委員会で合格者の原案を作成し、教育部教授

会において厳正な審議の下に決定している。

また、主な対象を一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、毎年入試説明会を実施している（令和3年度は6月17日、24日及び10月31日に実施した。とくに後者は週末に開催して、有職者の便

宜を図っている）。また、平成24～令和4年度入学に実施した入学試験の結果は、下表の通りである。

なお、入試説明会等の内容については、各年度の本大学院パンフレットや京都大学大学院案内などに掲載され、ホームページ上でも公表している。

京都大学公共政策大学院入学試験結果概要（平成24～令和4年度）

区 分		出 願 者	合 格 者	入 学 者	合格最高点	合格最低点
平成 24 年度	一 般 選 抜	127	37	29	272.0	238.5
	職 業 人 選 抜	18	11	11	145.0	120.0
	小 計	145	48	40	—	—
	外国人特別選抜	5	1	1	243.0	
	合 計	150	49	41	—	—
平成 25 年度	一 般 選 抜	155	40	34	289.5	240.5
	職 業 人 選 抜	14	8	8	142.0	121.0
	小 計	169	48	42	—	—
	外国人特別選抜	7	3	2	262.0	244.0
	合 計	176	51	44	—	—
平成 26 年度	一 般 選 抜	144	37	29	278.0	238.5
	職 業 人 選 抜	11	8	7	139.0	120.0
	小 計	155	45	36	—	—
	外国人特別選抜	7	3	2	284.0	253.0
	合 計	162	48	38	—	—
平成 27 年度	一 般 選 抜	130	38	32	283.5	239.0
	職 業 人 選 抜	16	10	10	145.0	126.0
	小 計	146	48	42	—	—
	外国人特別選抜	4	2	0	250.0	250.0
	合 計	150	50	42	—	—
平成 28 年度	一 般 選 抜	102	37	32	282.0	240.0
	職 業 人 選 抜	16	8	8	147.0	120.0
	小 計	118	45	40	—	—
	外国人特別選抜	14	5	5	263.0	248.0
	合 計	132	50	45	—	—
平成 29 年度	一 般 選 抜	114	37	32	277.5	239.0
	職 業 人 選 抜	18	11	9	145.0	122.0
	小 計	132	48	41	—	—
	外国人特別選抜	12	3	3	259.0	250.0
	合 計	144	51	44	—	—
平成 30 年度	一 般 選 抜	101	36	29	276.5	238.5
	職 業 人 選 抜	15	6	5	128.0	120.0
	小 計	116	42	34	—	—
	外国人特別選抜	23	4	2	290.0	266.0
	合 計	139	46	36	—	—

3. 入 学 者 選 抜

区 分		出 願 者	合 格 者	入 学 者	合格最高点	合格最低点
(平成31年度 令和元年度)	一 般 選 抜	76	37	35	277.0	236.5
	職 業 人 選 抜	11	6	5	136.0	119.0
	小 計	87	43	40	—	—
	外国人特別選抜	21	3	2	283.0	267.0
	合 計	108	46	42	—	—
令和2年度	一 般 選 抜	79	37	29	282.0	241.5
	職 業 人 選 抜	15	8	8	146.0	123.0
	小 計	94	45	37	—	—
	外国人特別選抜	10	4	4	292.0	260.0
	合 計	104	49	41	—	—
令和3年度	一 般 選 抜	74	34	30	273.0	234.0
	職 業 人 選 抜	9	9	9	149.0	120.0
	小 計	83	43	39	—	—
	外国人特別選抜	8	3	3	257.0	245.0
	合 計	91	46	42	—	—
令和4年度	一 般 選 抜	63	38	28	269.0	237.0
	職 業 人 選 抜	9	7	7	143.0	120.0
	小 計	72	45	35	—	—
	外国人特別選抜	7	2	2	65.0	60.0
	合 計	79	47	37	—	—

*各年度とも、一般選抜は400点満点、職業人選抜は200点満点、外国人特別選抜は400点満点（令和4年度は100点満点）である

4) 研究生・聴講生等の受入れ

本大学院は、公共政策の専門職大学院としての特色を活かして、研究生・聴講生・科目等履修生などを積極的に受け入れるため、特別に規定を設けているほか（履修規程第11条参照）、専任教員の指導にかかる日本学術振興会特別研究員を

受け入れ、法学・経済学両研究科との連携の下に、研究室を提供するなど、研究環境の整備と学生支援にも努めている。

平成20年度～令和3年度については、以下の表のとおりである。

日本学術振興会特別研究員・研究生・聴講生等の受入れ状況

(人)

年 度	学術振興会特別研究員	研 究 生	聴 講 生	科目等履修生
平成20年度	2	2(2)	2	1
平成21年度	0	1(1)	1	1
平成22年度	1	1(1)	1	3
平成23年度	2	0	2	0
平成24年度	2	0	3	0
平成25年度	3	0	2	0
平成26年度	0	1(1)	0	2
平成27年度	0	0	1	0
平成28年度	4	0	1	1
平成29年度	6	0	1	2
平成30年度	1	0	1	0
令和元年度	2	0	1	0

(人)

年 度	学術振興会特別研究員	研 究 生	聴 講 生	科目等履修生
2年度	1	0	0	0
3年度	1	0	0	0

注：（ ）内は、外国人を示し、内数

[特色ある取組み]

本大学院では、一般選抜（募集定員30名程度）、職業人選抜（募集定員10名程度）のほか外国人特別選抜（募集定員若干名）を実施しているので、法学部・経済学部卒業生以外に、理学部・農学部・工学部・総合人間学部・医学部・教育学部卒業生など多様な学生が入学している。

また、前述のように、大学院説明会を一般選抜と職業人選抜に区分けし、学生募集の方針等を説明し、質疑応答の時間を設けている。

一般選抜においては、いわゆる「足切り」は行わず、英語能力の素養を問う筆答試験を課した後、入学定員の2倍程度の上位得点者について口述試験を行い、入学者を決定している。また、過去に出題された問題は公表している。

加えて、本学の入学手続き時期が翌年の3月ということもあって、一般選抜の平成22年度入試において、入学辞退者が11名あり、実質、募集人員を下回ったので、平成23年度入試より、合格者説明会を12月に東京と京都で開催し、入学に向けての準備、入学後の教育内容など説明を行った結果、平成23年度～令和3年度は定員を満たす入学者を確保できた。令和4年度は、入学辞退者が10名あり、募集人員を下回った。

[点検・評価（長所と問題点）]

上に述べたように、出題・採点、入試監督者を含めて入試委員会を中心に素案を作成し、教育部教授会に諮るという適

切な実施体制を敷き、公正に試験を実施した上で、教育部教授会において合格者を決定している。

その際、筆記試験の成績に加えて、一般選抜及び外国人特別選抜の場合には口述試験において確認した目的意識や倫理観等を勘案し、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して、総合的に入学者を決定してきた。その結果、最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数と等しいものとなっている。

また、外国人特別選抜においては、科目間の得点の均衡を保つために、平成22年度入試より、受験者数の少ない科目（「経済数学」）を外すこととした。

更に、一般選抜においても、27年度入学試験より、経済系専門科目の再編を決定し、令和3年度にも試験科目の再編を行っている。

以上の点から、本大学院における入学者選抜は、適正かつ厳格に行われているものと判断できる。

[将来への取組み・まとめ]

平成22年度の職業人選抜の入試説明会において、参加者が募集定員とほぼ同数であり、再募集の可能性も残されたが、幸いにも、願書受付時には募集定員を超えることとなった。

なお、そうした変動が見込まれることから、職業人選抜における募集定員の表示方法を平成23年度入試より「10人程度」と付すこととした。

4. 教 員 組 織

修了生による紹介や教員による地方自治体訪問を通じて、優秀な社会人入学者

を増やす努力を続けている。

4. 教 員 組 織

1) 専 任 教 員 数

本大学院は、法令上、実務家教員を含めて最低10名を配置する必要があるが、研究者教員8名、実務家教員4名（うち、「みなし専任」の特別教授2名）、計12名の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

講座編成としては、現在、法学研究科及び経済学研究科から配置換えとなった8名の研究者教員を擁する公共政策第一講座、及び実務経験を有し、3年の任期で採用した2名の教員を有する公共政策第二講座から成り、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会を構成している。

教員は、両研究科から移籍した研究者教員8名〔教授8。公共政策第一講座に所属する〕と、3年任期で採用する実務経験のある教員2名〔教授2。実務家教員として、公共政策第二講座に所属する〕に加えて、専門職大学院設置基準第5条第1項の定め（いわゆるみなし専任）に基づいて採用している特別教授2名の合計12名であり、設置基準の10名を超える教員を専任教員として配置している。

なお、これら12名の教員は、全て本大学院の専任教員であり、他研究科を兼任していないので、法令を遵守している。

2) 専任教員としての能力

本大学院では、教員の人事に関しては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる常設の人事委員会に付託され、人事委員会で調査委

員3名が選定される。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定しているもので、適切に行っている。

なお、本大学院設置以降、設置母体の法学研究科及び経済学研究科との人事交流による後任補充、あるいは退職等に伴う補充が行われているが、いずれの教員においても、教育目的に沿った人材を確保しており、大学設置・学校法人審議会による資格審査を受けたとすれば、全員⑤の判定が下されるものと確信している。

3) 実 務 家 教 員

他方、実務経験を有する教員の必要配置数は3名であるが、4名（特別教授2名を含む）を配置しており、基準を満たしている。その人事については、公共的部門における高度専門職業人の育成という本大学院の設置目的にそって、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者の中から、人事委員会において科目適合性等を考慮して慎重に人選した後、学域・学系会議または人事教授会において審議・決定している。その担当科目はその経験に照らして、年度ごとに、教務委員会の議を経たうえで教育部教授会において決定している。また、こ

これらの実務家教員4名のうち1名は、本学就任以前より専任教員として、立命館大学等の大学院の専任教授等として大学院学生の教育に従事しており、実務家教員としての能力は、十二分に有していると判断できる。

4) 専任教員の分野構成・科目配置

本大学院の教員組織をみれば、現在政治学（政治史、政治思想史、政治過程論、比較政治学）、法律学（国際法、民法）、経済学（厚生経済学）を専攻する研究者教員と、金融政策・人事行政・環境政策・地方自治法制を専門とする実務家教員から成っている。

このように専任教員の構成は、専門職大学院において授業を担当する者として適切な専門領域と科目適合性を考慮しながら、研究及び教育の豊富な経験を求めた結果であり、科目配置も含めて適切なものとなっている。

5) 教員の年齢構成

教員の構成としては、上に述べたように、適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討した結果であるとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果として、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、50歳未満2人、50～54歳4人、55～59

歳3人、60歳以上3人の構成となっており、40～50歳代が半数を占めており適切な年齢構成となっている。

6) 教員の募集・任用

未だ歴史の浅い公共政策系専門職大学院として適切な専門領域と科目適合性に合致した人材を公募制により確保するのは難しい。このため、前頁「2) 専任教員としての能力」の項でも述べたとおり、研究者教員の人事にあつては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる人事委員会の中に選考委員会を設置し、3名の調査委員を選定している。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定している。

他方、実務的な知識を教授する実務家教員に関しては、「公共政策第二講座の教員の任用に関する内規」、「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規」に基づき、教育目的に沿った人材を確保するとともに、最新の知識を教授することが可能になるように、任期制を採用している。

京都大学教員の任期に関する規程〔抄〕

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあっては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、〔中略〕雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めたとおりとする。

別表第1（抜粋）

部局名	公共政策連携研究部
教育研究組織の名称	公共政策第二講座
任期	教授・准教授・講師 3年
再任の可否	可 ただし、2回限り

[特色ある取組み]

任期を付された実務家教員と研究者教員からなる専任教員は、専門職大学院における教育を適切に行うために相互に啓発し合うと同時に、学生による授業評価や外部評価委員会委員による厳しい点検・評価を定期的に受けている。

とくに研究者教員にあつては、任期制は導入されていないが、「京都大学における教員評価の実施に関する規程」に基づいて、教育、研究、教育研究支援、組

織運営、学外活動・社会貢献の各項目について、3年ごとに自己点検・評価を行うものとされ、第1回目（平成20年度）は、平成21年3月に、第2回目（平成22年度）は、平成23年10月に、第3回目は平成27年10月、第4回目は平成30年度、第5回目は令和3年度に実施された。

なお、将来的には、自己点検・評価を処遇面に反映させるべく、検討している。

京都大学における教員評価の実施に関する規程（抄）

（教員評価の実施）

第2条 本学における教員評価は、3年ごとに、前年度の末日を基準日として実施する。

（教員評価の対象）

第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の3年間における次の各号に掲げる活動（以下「教員活動」という。）とする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 診療
- (4) 教育研究支援
- (5) 組織運営
- (6) 学外活動・社会貢献

2 教員評価の対象となる者は、教授(国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）により雇用される者で、前条の基準日を含めて3年以上その職にあるものに限る。）とする。

（教員評価の対象）

[点検・評価（長所と問題点）]

平成21年4月には実務家教員4名のうち、欠員の1名を新規に補充し、2名を再任、1名を新規に任用した。平成23年9月の人事教授会において、実務家教員4名の再任を決定したが、平成25年度をもって1名が退職し、平成26年度には同一分野から新任教員を迎え、平成28年度には1名の退職と、後任の教員1名を迎えた。平成29年度をもって1名が退職、1名が再任された。平成30年度は1名が退職、1名が再任された。令和元年度は人事院より新任教員を迎えた。令和2年度は2名が再任された。令和3年度は1名が退職し、同一分野から新任教員を迎

えた。研究者教員についても、平成30年4月に1名、令和元年度に4名、令和2年度に4名について法学研究科、経済学研究科と人事交流を行い、教育に支障を来さない迅速かつ円滑な教員の補充・交代を行っていると考ええる。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、研究活動の状況並びに研究成果の状況の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、令和2年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教員組織は、適切に運営されている

旨の判定を得ている。

また、科学研究費補助金の採択件数をみても、令和2年度は「基盤研究B」2件、「基盤研究C」4件、「研究成果公開促進費（学術図書）」1件、「特別研究員奨励費」5件、分担研究は12件、令和3年度は「基盤研究B」2件、「基盤研究C」4件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は12件となっている。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の歴史は浅く、教員組織についてはなお試行錯誤の段階にあるが、研究者教員を中心にこれまでの専門的な研究活動を継承発展させるとともに、研究者教員と実務家教員の共同作業によって研究と実務の有機的な結合を図る。また設置母体の法学研究科及び経済学研究科との連携によって、教育効果を高める教員組織を維持することとしたい。

5. 研究活動

1) 研究活動の目標

公共政策大学院は、公共的な部門で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院であり、なによりも教育を重視している。

しかしながら、連携研究部がそれと併せて設置された理由は、以下に掲げた設置計画書の記述が示しているように、一方において、法学・経済学両研究科にお

いて推進されてきた学術研究の成果を教育に反映させること、他方において、専門職大学院において開発・教授される実務的な知識を両研究科における研究へとフィードバックすること、の2点を円滑に推進するための組織であることに存する。

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類（抄）

2. 人材養成に相応しい組織形態—教育部と連携研究部（抜粋）

「公共政策教育部」と併せて「公共政策連携研究部」を組織することは、教育及び研究の両面にわたって重要な意味を有する。京都大学における高度専門職業人の養成は、単なる職業資格を得るための実践的授業に終始することや、試験合格や日常業務のノウハウを伝授することとはまったく異なる性格をもつことは、当然である。長期的な視野に立って問題の所在を探索し、真に公共的な利益の何たるかを判断し、また履行された政策を客観的に評価する能力を備えた人材を養成・供給することこそが、本大学院に課せられた使命である。

こうした使命に応えるためには、基礎的ならびに先端的分野の双方を専攻する研究者教員の達成した研究成果を、実務家教員との密接な連携の下に、教育に反映させることが求められる。また、従来から両研究科において研究されてきた対象領域は、きわめて関係の密接な隣接学問領域であり、とりわけ今日では「法と経済」「政治経済学」「国際政治経済」「公共経営」「公共哲学」など、学際的な研究分野が急速に発展しつつある。

こうした分野における第一線の研究者を擁する両研究科にとって、連携研究部を通して本大学院の運営に関わることは、教育のみならず研究の面においてもきわめて積極的な効果を生むことが期待できるのである。京都大学における高度専門職業人養成は、研究という地盤の上にはじめて成立し、相互に発展していくものであり、本大学院の組織形態は、それを円滑に進めることを目的として設計されている。

2) 研究活動の状況

法学・経済学両研究科の専任教員が移

籍して構成員となる連携研究部としての

5. 研究活動

性格を有する本大学院では、研究者教員は、基本的にそれまでの研究活動を継続しつつ、専門職大学院としての教育活動に従事している。

他方、本大学院は、教育を主たる任務とする組織であり、連携研究部それ自体としての研究は限られた範囲で行われるが、専門職大学院という特性から、その教育手法の研究・開発が第一の課題となる。

公共政策大学院では、「理論知と実践知の融合」を基本方針として、政策立案、決定、執行、評価過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成に努めている。そのためには、討論の過程を大画面で逐時表示し、さらに討論を重ねることが必要である。そこで、平成21年度に第2 RPG 室に同時通訳サブシステム1式、多地点中継配信サブシステム1式、第1 RPG 室及び第3 演習室に AV サブシステム1式、第1講義室に配信サブシステム1式を導入し、これら4室（総計130席）において同時に双方向型会議が可能となった。令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、遠隔または遠隔と対面の併用による授業や研究会が円滑に実施できる環境を整備する必要が生じた。そこで令和2年度から3年度にかけて、RPG 室、演習室、講義室の映像・音声システムを作り変えた。これによって教室設備は大きく改善した。

専門職大学院における教育手法に関する実験的な授業として特徴的な点を列举すると、以下の通りである（令和2年度、令和3年度「学生便覧・シラバス」参照）。

① 双方向的な授業

「2）教育方法等」の項でも述べたとおり（13頁参照）、前・後期を通

じて、必須科目の「公共政策論 A」「公共政策論 B」でも最大履修登録者数は50名以下で、選択科目の30～49人が3科目、20～29人が11科目、19～10人が33科目、10人未満が53科目である。また、展開科目・実践科目・事例研究の多くは演習形式の授業となっており、教員・学生間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資している。

② 複数教員の共同授業

「EU法」、「刑事司法・警察行政」等が2名以上の教員による授業であり、事例研究「NPO の理念と活動分析」といった研究者教員と実務家教員が相互に意見を交換しながら進める授業もある。いずれも、実務と研究の架橋が求められる専門職大学院の授業にとって重要な意義を有する。

③ インターネット活用授業

「Contemporary Issues2」「Professional Writing」といった科目でインターネットを活用している。学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室においてこれらの科目の予習、復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

これは専門職大学院における重要科目である。本大学院では平成18年度に試行を行い、19年度に本格的に実施、20年度は14名、21年度16名、22年度20名、23年度21名、24年度25名、25年度25名、26年度26名、27年度25名、28年度19名、29年度20名、30年度27名、令和元

年度27名、2年度4名、3年度17名が参加している。派遣先の拡充が求められているが、平成21年度からは新たに三重県議会事務局を派遣先として開拓した。さらに、平成24年度からは、JIAMも派遣先となった。

以上の授業を通して得られた知見は、教務委員会、FD委員会、評価・広報委員会において共有され、次年度カリキュラム作成作業に反映させている。

平成23年9月に世界銀行法務部と法学研究科及び本大学院との三者で学術交流協定を締結し、世界銀行でのインターンシップが可能となったものの、自動終了した。英語によるコミュニケーション能力の向上については、Professional WritingやEnglish Presentationといったネイティブ・スピーカーによる授業のほか、英語試験への支援等を含め、組織的取り組みを強化していく方針である。

教育手法の開発という点では、とりわけ実務家教員の貢献は大きい。専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）科目の多くを実務家教員が担当しており、これらの科目における教育手法を開発するために試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力している。専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員の貢献は高い。

他方、実務経験に基づく研究という点でも、各実務家教員がそれぞれのテーマを追及しており、その成果を研究会で報告するとともに雑誌論文、単著等で旺盛に発表している（「10. 教員の個人活動」参照）。

このような研究成果について、実務家

教員は、審議会等で多くの委員を務めるだけでなく、研修所の講師として、あるいは一般市民向けの講演等において、社会に還元している。このような社会的貢献は専門職大学院に課せられた重大な役割の一つであり、この面においても実務家教員の貢献は大きい（「10. 教員の個人活動」参照）。

また、近年大学研究機関等で、論文の盗作やデータのねつ造といった問題が発生していることも踏まえて、京都大学全体で研究データの保存方法に関する規程を設けることになり、本大学院としても平成28年度に研究データ保存方法に関する内規を設けた。

3）研究活動の展望

先にも述べたように、専門職大学院である本大学院は、基本的に教育を主たる任務とする組織であることから、連携研究部それ自体としての研究は、限られた範囲で行われるにとどまる。

しかし、そのことを前提としても、研究活動として注目すべき分野がある。それは、第一に、きわめて社会的意義の高い実践的テーマに関して、個々の教員の研究を組み合わせることで本大学院が組織的に行う研究であり、第二に、歴史の浅い専門職大学院における教育手法に関する研究・開発である。

この観点から、個々の専任教員が各自担当している授業の内容に関わる研究を引き続き遂行していくことは言うまでもないが、今後は、ますます、それらを総合するとともに実務家教員の知見も取り入れながら、社会的意義の大きいテーマに関する本大学院に相応しい研究を実現していくこと、とくに原理的な思考に裏付けられた政策的提言を行うことが求め

られるであろう。

他方、前記のように教育手法に関して積み上げた成果を教育現場に反映させる努力を継続すると同時に、それらを専門職大学院全体に還元していく努力も必要であると考える。

【点検・評価（長所と問題点）】

本大学院は、研究者教員8名と、実務家教員4名、計12名の小規模大学院ではあるが、「10. 教員の個人活動」に示さ

れているように、それぞれの学問領域を指導する優れた研究成果が継続的に公表されている。

また、科学研究費補助金の採択件数をみても、令和2年度は「基盤研究B」2件、「基盤研究C」4件、「研究成果公開促進費（学術図書）」1件、「特別研究員奨励費」5件、分担研究は12件、令和3年度は「基盤研究B」2件、「基盤研究C」4件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は12件となっている。

6. 教育研究環境及び学生生活

1) 教育形態に即した施設・設備

平成18年度に設置された本大学院は、使用予定施設が耐震工事と重なったため、1年間は設置母体の法学研究科及び経済学研究科等の施設を借用する形で発足したが、工事完了に伴って平成19年4月から利用可能となった本大学院専用施設には、40名以上の授業が可能な講義室2室（うち1室は法学研究科と兼用）、演習室4室、政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的とする、プロジェクターとAV機器からなるロールプレイング設備を備えたRPG室2室、自習室2室、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム2室、履修及び進路指導等に利用できる面談室1室を設けている。

令和2年度の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、遠隔授業のため教室設備を整備した。たとえば、講義室及びRPG室にハイブリッド講義システムを設置した。また、貸し出し用のパソコン、レコーダー、スピーカーフォン等をそろえ、遠隔授業にも十分対応できる機材を

確保している。

自習室については、開学当時、平日は8時から21時30分まで利用できるほか、土曜、日曜、祝日も8時から20時まで利用可能とし、学習上の便宜を図っている。また、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等も随時利用可能である。

また、本大学院が管理する建物は、平成22年度に法経北館の耐震工事完了に伴い、すべてバリアフリーとなっている。さらに、建物の入り口は、すべて入退館管理システム又はテンキーシステムを導入し、教員研究室、自習室、演習室などもテンキーシステムを導入して、防犯面においても配慮している。

なお、全学の健康科学センター、保健診療所、カウンセリングセンターなどを利用することも可能である（資料11. 「Campus Life Information 2021」〔学生相談〕の項参照）。各種のハラスメントについては、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料12）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスメ

ントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の掛長又は主任

クラスの男女各1名）を設けている。危機管理に関しては、「京都大学公共政策連携研究部・公共政策教育部災害等危機管理計画」（平成26年度改正、連携研究部長裁定）に則り、運用している。

公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程

平成19年3月22日教育部教授会制定

第1条（管理）

公共政策大学院自習室（以下「自習室」という。）及びディスカッション・ルーム（以下「DR」という。）は、公共政策大学院が管理する。

公共政策大学院は、施設・設備委员会主任（以下「施設主任」という。）に、その管理の実施を委ねる。

施設主任は、自習室及びDRの利用に関する細則（以下「利用細則」という。）を別に定める。

第2条（利用資格）

自習室及びDRを利用できる者は、公共政策大学院の学生、公共政策大学院に所属する教員及び公共政策大学院において当該年度に授業を担当する教員とする。

第3条（利用）

公共政策大学院学生は、自習室及びDRを学習以外の目的で利用してはならない。

利用者は、自らの学習に必要な図書（図書室より借り出された図書を含む。）、資料等、ノート型コンピュータを持ち込み、利用することができる。

利用には、LAN接続による京都大学学内LANへのPPTP接続が含まれる。

利用者は、自らが持ち込んだ物すべてについて自己の責任において管理する。

第4条（休室）

自習室及びDRの休室日は、次のとおりとする。

1. 12月28日から翌年1月3日まで
2. その他、施設主任が指定する日

第5条（利用時間）

自習室及びDRの利用時間は、平日は午前8時から午後9時30分まで、土・日・祝日は午前8時から午後8時までとする。

第6条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程及び利用細則に違反した利用者に対し、自習室及びDRの利用の停止その他適当な措置をとることができる。

附 則

（略）

公共政策大学院自習室及びDR利用細則

平成19年3月22日教育部教授会制定

1. 自習室の入室については、カードキーを利用すること。
2. ノート型コンピュータ、図書、その他貴重品の管理は自ら行うこと。公共政策大学院はいかなる場合も自習室内の私物の紛失、盗難等に関して責任を負わない。閉室時にはすべて持ち帰ること。
3. 自習室及びDR内においては、喫煙、飲食を禁止する。
4. 自習室内においては静粛を旨とし、他の利用者の学習を妨げるような談話、音源再生等を慎むこと。

附 則

（略）

教室使用願

平成 年 月 日

公共政策教育部長 殿

使用責任者氏名 印

第 学年 連絡先

下記のとおり使用したいので、許可下さるようお願いします。

1. 使用日時 _____、2. 使用目的 _____、3. 使用者数とその範囲 _____
 4. 使用場所 [公共第一講義室、公共第 演習室、第一 RPG 室、第二 RPG 室、その他]
 5. 備考

2) 情報関連設備及び図書設備

図書に関しては、教育用の図書を並べ本大学院専用書架を法学部図書室に設け、開学後の2年間に2,000冊を超える図書を収蔵した。その際に、教科書に指定された図書については原則購入することとしている。以後毎年100冊程度を新規に購入し、図書の充実に努めている。(平成18年度～令和元年度末の購入図書数 計5,069冊)

書庫内図書の貸出は、教員にあっては50冊以内・6月以内、学生にあっては、30冊以内・3月以内と定めている。また、従来禁帯出資料であった開架図書の貸出を平成26年度より実施し、身分によらず一律5冊以内・1週間以内と定めている。このほかに、附属図書館(資料11.「Campus Life Information 2021」[附属図書館]の項参照)はもちろんのこと、法学研究科や経済学研究科との協議に基づき、学生は両研究科の豊富な図書(法:74万冊、経:63万冊の計137万冊が利用

可能)やデータベースを、両研究科の院生と同様に利用することができる。

また、全学生が専用の机を持つことができるように約94名の収容能力をもつ自習室には、自らのパソコンによってインターネットを通じて学内外のデータベースへのアクセスを可能にする無線LAN設備を施している。さらに、全学的には学術情報メディアセンター南館にオープンスペースラボラトリーが設置されており、パソコン110台が学生用として常時(月～金:am10:00～pm8:00、土:am10:00～pm6:00)使用可能のほか、附属図書館(本館)、総合人間学部図書館にも学生用PCが配置され、自由に使用可能となっている(資料11.「Campus Life Information 2021」[情報サービス]の項参照)。また、履修指導時には「違法なダウンロードの禁止」についても説明し、情報関連の適正使用に関して周知を図っている。

公共政策連携研究部図書規程

平成26年3月6日教授会改正

第1章 通 則

第1条 (図書の管理及び利用)

公共政策連携研究部(以下、公共政策大学院という。)が所蔵する図書(以下、「図書」という。)の管理及び利用については、この規程による。

第2条 (図書の分類)

図書は、次の2種に分け、図書主任がこれを指定する。

- (1) 一般図書 (2) 基本図書

第3条（一般図書）

一般図書は法学部図書室の書庫において保管する。

第4条（基本図書）

基本図書は法学部閲覧室において保管する。

第5条（図書の利用資格）

図書は、本規程の定めるところにより、何人も利用することができる。

2 図書の利用資格区分は、次の通りとする。

- (1) 公共政策大学院の教授、准教授、専任講師、特別教授、特別准教授、特任教授、特任准教授及び非常勤講師
- (2) 公共政策教育部の学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
- (3) （略）
- (4) 公共政策大学院の名誉フェロー、元教授、元助教授及び元准教授
- (5) ～ (15) （略）
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者

第2章 図書の貸出

第6条（公共政策大学院関係者への貸出し）

次に掲げる者が借り受けることができる一般図書の合計冊数及び借受期間は、第5条第2項の区分に従い、以下のとおりとする。

第1号に掲げる者	50冊以内	6月以内
第2号に掲げる者	30冊以内	3月以内
第4号に掲げる者	30冊以内	3月以内
第6号に掲げる者	30冊以内	3月以内

2 前項に掲げる者が借り受けることができる基本図書の合計冊数及び借受期間は以下のとおりとする。

5冊以内 1週間以内

第7条（法学研究科、経済学研究科及び経営管理研究部・教育部の関係者への貸出し）

以下略

[特色ある取組み]

29頁「(4) 教育成果の測定」の項で述べたとおり、定期的に院長と学生との懇談の場を設けており、常に学生の要望を聴取する体制を整えている。学生からの要望に応じて、平成19年8月には施設内に学生が自由に利用できる本大学院専用のコピー機を設置しただけでなく、各学生にはロッカールームを貸与し、膨大な図書の保管などに便宜を図っている。

正規のカリキュラムとは別に学生の自学自習を奨励することは本大学院の理念であるが、多くの自主的な勉強会が行われていることは、この理念が活かしていることを意味し、教員も助言等を与えている。なお、これらの勉強会には、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等随時利用可能となっている。また、平成19年11月以来、本大学院の学生がイ

ニシアティブをとって公共政策系大学院を横断する形で「公共政策大学院インゼミ」を開催していることも、そうした自主的な取組みに属する。

その成果は、平成22年度では、外務省主催の「大学生国際問題討論会2010」での外務大臣表彰、平成23年度及び平成29年度では政策系大学・大学院研究交流大会において京都府知事賞、平成25年度・平成27年度及び令和元年度では、政策系大学・大学院研究交流大会において京都市長賞となって顕れている。

学生の生活面については、学生の申し出に基づき、個々の教員及び教務委員会委員、公共政策大学院掛が窓口となって状況を把握し、教授会・各種委員会等で処理する体制を敷いている。また、履修指導や進路指導の教員との個別的な面談

は、生活支援等に関する学生のニーズを汲み上げる場としても機能している。

とくに経済的な困窮のために就学に支障のある学生に対しては、京都大学で取り扱っている奨学金が貸与又は給付されるほか、同様に、学内機関の選考により、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が与えられている（資料11.「Campus Life Information 2021」[授業料免除]の項参照）。

また、開学以来、法学研究科と協力して人事院との共催で中央官庁の第一線で活躍する若手官僚による「霞が関特別講演」を4月後半から6月前半にかけて計8回開催していたが（後期についても開催）、平成21年度から責任部局を公共政策大学院に移し、人事院と公共政策大学院との共催として、次頁の表のとおり計6回開催、実務的な知識を高い見地から学生に伝えるよう努力している。

なお、前述の「霞が関特別講演」の際、毎回、派遣された担当講師との懇談時間を設けたり、知事による特別講演に際し

て懇談会を催したりして情報交換に努めているほか、人事院主催の「霞が関インターンシップ」終了後の意見交換会には、実務家教員が参加している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

本大学院は、とりわけ勉学に適切な環境を備えることを求められている専門職大学院として、学生数に十分に対応する専有の施設・設備を有している。また、学生の進路に関しては個別に進路指導教員を、学習のみならず生活面での相談には個別に履修指導教員を配置することによって、支援体制に万全を尽くしている。

また、「霞が関特別講演」の開催などは、進路情報の提供としての意味を持っており、これらに積極的に参加する学生も多い。なお、本大学院の日常的な教育に関しては、支障が生じないような財政的基盤も備えている。

以上の諸点からみて、教育研究環境の整備及び学生生活への支援体制については、十分なものと評価できる。

令和2年度霞が関特別講演（オンライン政策講演会） 実施状況

共通テーマ：－ 最前線の行政官が語る霞が関 －

会 場：Zoom によるオンライン

時 間：各回とも前半（13:30～14:30）・後半（14:45～15:45）

回	月日	講演テーマ及び講師	参加者数 (人)
1	11月5日 (木)	「農林水産省で働くこと～あるOB職員の経歴から～」	10
		農林水産省 大臣官房政策課技術政策室 課長補佐 坂下 誠 氏	
		「国土交通省での業務について」	13
		国土交通省 大臣官房人事課 課長補佐 米倉 大悟 氏 国土交通省 大臣官房公共事業調査室 主査 増田 達 氏	
2	11月19日 (木)	「警察庁の揺るぎないミッションとやりがい」	10
		警察庁 長官官房人事課 課長補佐 正木 伊純 氏	
		「京大卒の2人が語る防衛省・「背広組」の役割」	11
		防衛省 大臣官房秘書課 防衛部員 川西 貴史 氏 防衛省 大臣官房秘書課 係員 木村 祐暉 氏	

回	月日	講演テーマ及び講師	参加者数 (人)
3	12月3日 (木)	「いかにして「調整」するか？何をやるべきか？ ー自治体、国際、情報通信etc...多様なフィールドを経て学んだ本質ー」	11
		総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 課長補佐 堀島 佑月 氏	
		「経産省で働くということ 未来づくりの「場」としての経産省」	9
		経済産業省 大臣官房秘書課 課長補佐 丸田 康一郎 氏	
4	12月17日 (木)	「変化する国際情勢の中での外交 ー対露外交、条約交渉、国連外交の現場での経験から」	17
		外務省 欧州局ロシア課首席事務官 中西 勇介 氏	
		「百万遍、霞が関、地方、世界 ～財務省での政策、キャリア～」	13
		財務省 財務省関税局関税課 課長補佐 神代 康幸 氏	
参加者 計			94

7. 管 理 運 営

1) 部局の意思決定

(1) 教授会と組織管理体制

京都大学では、全学規程において、本大学院に研究部長及び教育部長を置くこと、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置き、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項を審議することを、それぞれ定めている（京都大学の組織に関する規程第16条～第18条）ほか、公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程も定められている。

これをうけて本大学院では、連携研究部長・教育部長の選出は、研究者教員（教授）のみで構成する人事教授会において、投票により決定しているほか、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、京都大学公共政策教育部規程、公共政策教育部履修規程など各種規程を連携研究部教授会で決定し、適切な管理運営を確保している。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会及び人事教授会に区別されるが、本大学院の管理運営に関しては、連携研究部として密接な協力体制を敷いている法学・

経済学両研究科との関係から、12名の専任教員（特別教授2名含む）に加えて、法学研究科の研究科長および2名の教員と、経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)学生用空きスペースの利用、図書室の利用、(5)その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

専任教員のみで構成される教育部教授会は、入学者選抜をはじめ教育課程の編成など教学事項全般について意思決定を行っている。意思決定に当たっては、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等における、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関する素案の策定と、それをもとにした学生募集要項、大学院紹介パンフレット並びにホームページの掲載

7. 管 理 運 営

内容の検討を基礎として、そこから提示される原案を教育部教授会で慎重に審議している。教育部教授会の決定に基づき、各種の学生募集要項や案内が作成・配布されるとともに、その内容はホームページでも公表している。

なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクし、情報発信と同窓会との連携にも努めている。

また、連携研究部教授会、教育部教授会は、原則として毎月1回、第三木曜日の午後で開催されるが、入学者選抜等の案件がある場合には、臨時の教育部教授会を開催することになっている。通例、教授会に附議する前には、案件毎に所掌の委員会において原案が作成されるが、多くの教員が複数の学内委員会等の委員も兼務していることから、委員会は、主

任の責任の下に電子メールを用いて持ち回りで開催されることも多い。

本大学院の専任教員のうち研究者教員は公共政策第一講座に、実務家教員は公共政策第二講座に所属している。非常勤講師を含めた教員の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授のみで構成される人事教授会において審議・決定している。その要をなす連携研究部長（兼教育部長。いわゆる公共政策大学院長）及び専任教員については、人事教授会において、投票により選出しているが、非常勤講師については、投票によらず決定している。なお、連携研究部長の被選挙権を有するのは、公共政策第一講座に所属する教授のみである（以上については、以下に掲げる一連の組織関係規程等を参照）。

京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程

平成18年3月29日達示第4号

平成27年4月1日達示第4号一部改正

（趣 旨）

第1条 この規程は、京都大学大学院公共政策連携研究部（以下「研究部」という。）及び大学院公共政策教育部（以下「教育部」という。）の組織等に関し必要な事項を定める。

（研究部長）

第2条 研究部に、研究部長を置く。

2 研究部長は、研究部の教授をもって充てる。

3 研究部長の任期は、2年とする。

4 研究部長は、研究部の校務をつかさどる。

（副研究部長）

第3条 研究部に、副研究部長を置く。

2 副研究部長は、研究部の教授をもって充てる。

3 副研究部長の任期は、研究部長の任期の範囲内において、当該研究部長が定める。ただし、再任を妨げない。

4 副研究部長は、研究部長の職務を助け、研究部長に事故があるとき又は研究部長が欠けたときは、その職務を代行する。

（研究部教授会）

第4条 研究部に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、研究部教授会を置く。

2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

（講 座）

第5条 研究部の講座は、次に掲げるとおりとする。

公共政策第一講座、公共政策第二講座

(教育部長)

第6条 教育部に、教育部長を置く。

2 教育部長は、研究部長が兼ねるものとする。

3 教育部長は、教育部の校務をつかさどる。

(教育部教授会)

第7条 教育部に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、教育部教授会を置く。

2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(専攻)

第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

公共政策専攻

(事務組織)

第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究部の内部組織については研究部長が、教育部の内部組織については教育部長が、それぞれ教授会の議を経て定める。

附 則 (略)

公共政策連携研究部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

平成19年2月23日研究部教授会一部改正

平成27年2月12日研究部教授会一部改正

平成28年6月16日研究部教授会一部改正

令和3年10月14日研究部教授会一部改正

令和4年3月3日研究部教授会一部改正

第1条 公共政策連携研究部教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公共政策連携研究部の担当を命じられた法学系又は経済学系の教授、准教授及び講師
- (2) 平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項の規定により公共政策教育部公共政策専攻の専任教員とみなされる者
- (3) 法学研究科長及び経済学研究科長
- (4) 法学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授2名及び経済学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授1名

第2条 教授会は、京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程第4条第1項の事項として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究部長の選出
- (2) 法学系長に対し行う専任教員選考の開始の要請その他人事に関する事項（京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規定（平成27年達示第65号）第6条第1項の規定により法学系会議が審議する事項とされたものを除く。）
- (3) 公共政策専攻の教育課程の編成に関する重要事項
- (4) 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項
- (5) その他公共政策連携研究部の管理及び運営に関する重要事項

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に掲げる事項は、公共政策第一講座の教授のみで構成する会議で審議する。

第3条 教授会は、研究部長が招集し、議長となる。

2 研究部長に事故があるときは、副研究部長がその職務を行う。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができる。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を研究部長に申し出ることができる。この申出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 第2条第2項の会議は、異なる定めがあるときを除き、構成員全員（海外にあるものを除く。）の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

7. 管 理 運 営

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 教授会の下に、人事委員会、評価委員会その他の委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の設置、構成等については、別に定める。

第8条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月3日から施行する。

公共政策教育部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

平成19年2月23日研究部教授会一部改正

平成27年2月12日研究部教授会一部改正

令和3年10月14日研究部教授会一部改正

令和4年3月3日研究部教授会一部改正

第1条 公共政策教育部教授会（以下「教授会」という。）は、公共政策連携研究部の担当を命じられた法学系又は経済学系の教授、准教授、講師及び平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項の規定により公共政策教育部公共政策専攻の専任教員とみなされる者で構成する。

第2条 教授会は、京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程第7条第1項の事項として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共政策専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項
- (3) その他公共政策教育部の教育に関する重要事項

第3条 教授会は、教育部長が招集し、議長となる。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができる。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を教育部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 前2条の規定にかかわらず、公共政策修士（専門職）の学位の授与にかかる議事は、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第9条及び第15条第3項の規定による。

第8条 教授会の下に、公共政策教育部の教育に関する特定の事項を審議するため、教務会議を置く。

2 教務会議の構成等については、別に定める。

第9条 教授会の下に、教務委員会、入試委員会その他の委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の設置、構成等については、別に定める。

第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年10月14日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年3月3日から施行する。

公共政策連携研究部長選出手続

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

- 第1条 研究部長は、人事教授会において、公共政策連携研究部の公共政策第一講座の教授のうちから、選挙により選出する。
- 第2条 選挙は、研究部長の任期満了の場合は、その前3月以上4月以内に行う。その他の場合は、研究部教授会においてその時期を定める。
- 第3条 投票による選挙において、会議構成員の過半数を得た者を当選人とする。
- 2 前項による当選人がないときは、得票多数の者2名について決選投票を行う。
- 3 決選投票において得票数が同じであるときは、年長者を当選人とする。
- 第4条 この内規を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

*副研究部長に関する申し合わせ

副研究部長は、公共政策連携研究部の教授のうちから、研究部長が指名する。

(2) 各種委員会

連携研究部教授会の下に、人事委員会をはじめ、兼業・兼職審査委員会までの管理運営に関する各種委員会を、また、教育部教授会の下に、教務委員会をはじめ、実務教育助言委員会にいたるまでの教育に関する各種委員会を設置している。各委員会には主任を置くとともに、連携研究部長・教育部長が全体を統括するものとしている（委員の任期は原則として1年である）。

* 委員会の所管事項を明確にするため、平成20年10月に「委員会に関する申し合わせ」を決定した。

先に述べたように、通例、教授会に附議する案件は、所管の委員会（とくにその主任）において原案が作成され、研究部長・教育部長等との緊密な連携の下に、提案されることになっている。

なお、全学的な委員会に関しては、専任教員数が少ないために、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が本大学院委員を兼務するという形で、法学研究科の支援を仰いでいる。しかし、学生生活委員会（旧 学生部委員会）をはじめとする教務・福利厚生のような学生に関わる全学委員会には、相応数の学生が在籍する部局として責任を分担する観点から、本大学院の専任教員が委員として出席している。

* 大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部及び大学院経営管理研究部・経営管理教育部に係る全学の管理運営上の取扱いについて（平成18年3月28日 教育研究評議会承認）参照

次に、令和3年度における全学委員会等の構成員を示すことにする。

7. 管 理 運 営

公共政策大学院諸委員会

令和3年4月1日現在

名 称	教 員 名 等
全学委員会等	
評議員(連携研究部長・教育部長)	建林
学生生活委員会	近藤
吉田キャンパス整備専門委員会	岩下
京都大学大学評価委員会 点検・評価実行委員会	毛利
学生総合支援センター管理運営委員会	坂出
教育制度委員会（教務委員会委員より選出）	川濱
情報環境機構オープンコースウェア運用委員会	副研究部長
部局安全衛生委員会(役職指定。任期なし) (安全衛生担当者)	*副研究部長、教務委员会主任(奈良岡)、 施設・整備委员会主任(岩下) 【安全衛生担当者：教務委员会主任(奈良岡)、 施設・整備委员会主任(岩下)】

連携研究部関係

委員の任期は1年（ただし、再任もありうる）。* 印は、主任を示す。

人事委員会	研究部長、副研究部長、*待鳥、近藤、毛利
評価委員会	研究部長、副研究部長、*毛利、待鳥、嶋田
広報委員会	*研究部長、副研究部長、川濱、近藤、岩下
企画・財務委員会（国際交流・渉外関係事項を含む）	研究部長、*副研究部長、川濱、近藤、嶋田
制度委員会	研究部長、副研究部長、*川濱、毛利
図書委員会	*奈良岡、近藤、伊藤
施設・設備委員会	*岩下、毛利、坂出
人権委員会	研究部長、*副研究部長、教務委员会主任(奈良岡)、川濱 【ハラスメント相談窓口】副研究部長、事務部男女各1 (大学院掛長：逢坂薫、教務掛：岡本康洋)
部局情報公開実施委員会(役職指定)	研究部長、*副研究部長、(制度委员会主任(川濱)) 教務委员会主任(奈良岡)、入試委员会主任(待鳥)
兼業・兼職審査委員会(役職指定)	研究部長、副研究部長
教育課程評価委員会委員 (令和元年～) 2年任期	嶋田

教育部関係

委員の任期は1年（ただし、再任もありうる）。* 印は、主任を示す。

教務委員会	*奈良岡、近藤(副)、川濱、坂出、嶋田
入試委員会	*待鳥、岡、毛利、岩下、坂出
インターンシップ等実施委員会	*坂出、岩下、嶋田、伊藤
F D委員会	*教務委員会副主任(近藤)、奈良岡、坂出、嶋田
実務教育助言委員会	研究部長、*教務主任(奈良岡)、岩下、嶋田、伊藤

社会連携室連携研究員名簿及び各事業担当（任期：1年）

社会連携室長	建林
社会連携研究員	岩下、近藤、建林、待鳥、奈良岡、曾我（法）、佐伯（非常勤講師）、松村（非常勤講師）
公民連携（大和リース）事業	
寄付講義「メディアボ・リテックス」 （読売新聞大阪本社）事業	待鳥、奈良岡
JIAM 連携事業	

自治体との連携事業	曾我
同窓会事業	岩下
国際交流事業	近藤

2) 事務組織

京都大学の組織に関する規程第53条は、各部局に事務部を置くことができるとし、「必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる」としている。これをうけて小規模大学院である本大学院には、単独の事務組織は置かず、文系共通事務部および法学研究科の事務部に総務・経理事務を兼務させるとともに、専門職大学院の教務事項の重要性に鑑み、とくに公

共政策大学院掛を設けて、事務職員3名（掛長1名、掛員1名、派遣職員1名）を配置しており、運営に必要な最低限の人員は確保している。現在のところ運営に支障は来していないが、各人の負担が極めて大きくなっていることは否めない。

以下は、参考までに、これまで述べた公共政策大学院の組織・運営のあり方を図示したものである。



3) 関係組織等との連携

本大学院では、専任教員が国や地方自治体への審議会委員などに積極的に参画

しているほか、公共的な非営利組織・企業・その他の外部機関との連携や協働を

進めるために、幾つかの授業科目（国際政治と日本外交、国際・人道支援と我が国の役割、地域活性化論、都市・地域計画、メディアポリティックス、ケーススタディ NPO の理念と活動分析など）において、第一線で活躍する実務家を非常勤講師に招聘しているほか、ゲストスピーカーも多く招聘し（6頁参照）、外部機関等との連携・協働を進めている。

また、インターンシップについても、人事院主催の「霞が関インターンシップ」に積極的に参加させている（20頁参照）ほか、平成21年度以降、三重県議会事務局に、24年度以降は、JIAM（全国市町村国際文化研修所）のインターンシップにも参加させている。これに加えて、同21年度から、本大学院とJIAM（全国市町村国際文化研修所）との連携セミナーを開催しており（令和元年度は9月27日）など、連携・協働先も年々広がりつつあり、今後も積極的にこの方向を進める予定である。

また、現在はコロナ禍により中断を余儀なくされているが、京都府からの要請により京都府職員のスキルアップのための「大学ゼミ協働研究事業」を平成22年度より実施し、京都府の中堅職員を講義や演習に受け入れている（平成22年度4名、平成23年度3名、平成24年度0名、平成25年度3名、平成26年度1名、平成27年度2名、平成28年度1名、平成29年度1名、平成30年度2名、令和元年度1名）。

他方、本大学院では、大学院設置と同時に公共政策大学院外部評価委員会（委員：元中央省庁幹部3、大学教員1、県知事1、民間の研究機関1 計6名）を設け、隔年で本大学院の教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証

するほか、公共政策大学院の運営に関する重要事項について審議・助言を願うこととしてきたが、概ね好意的な評価を得たところである。

なお、平成29年に学校教育法が改正されたのをを受けて大学院設置基準が改正され、専門職大学院は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施のために、「教育課程連携協議会」を設けるべきこととされ、その構成・職務についての規定が新設された。改正の施行日は平成31年4月1日とされているため、本大学院においても検討した結果、「外部評価委員会」を改め、名称を「教育課程評価委員会」として発足し、本大学院の「教育課程連携協議会」とすることにした。教育課程評価委員会委員には、当大学院における自己点検・評価の結果を検証するほか、当公共政策連携研究部長又は教育部長の諮問に応じて、当大学院の教育及び管理運営に関し、審議・助言を願うこととした。その1回目は令和元年6月、2回目は令和3年7月に開催し、議事概要は、議事録として印刷し、公表している（資料6）。今後は、審議や助言の実をあげるため、毎年度開催を予定している。

4）人権・安全管理

各種のハラスメントに対応するため、本大学院では、人権委員会、ハラスメント相談窓口、教務委員会などを設置し、人権問題に対応している。令和2・3年度にあっても、相談窓口に寄せられた相談はまったくなく、平成18年4月以降、1度も人権委員会が開かれていない。

本大学院における基本的人権等の擁護に関する目標は、京都大学および法学研究科の目標にならない、以下のとおりであ

る。

- (1) 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合には迅速・適切な措置を講ずる。
- (2) さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従って、問題に応じた適切な対応をとるとともに、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料12）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の掛長又は主任クラスの男女各1名）を設けて、問題防止のための啓発を心懸けている。
- (3) 学生の安全については、教務委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に配慮しながら、適切な措置をじている。学生には正課中や課外活動中、あるいは通学途上の事故への補償のため、入学時に学生教育研究災害傷害保険への加入を勧めるとともに、履修指導時には、災害防止の啓発に努めている。

また、安全管理に関しては、副研究部長、教務委員会主任、施設・設備委員会主任から構成される部局安全衛生委員会を設置するとともに、2名の教員を安全衛生担当者にして、衛生管理者および安全衛生管理担当者については、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科職員から選ばれた衛生管理者、安全衛生管理担当者が、本大学

院の各施設を定期的に巡視し、設備、衛生状態に有害な恐れがないか教職員・学生の健康障害防止に努めている。

5) 情報セキュリティ

本公共政策大学院の情報セキュリティに関しては、連携研究部長・教育部長が、全学の「情報セキュリティ委員会」の構成員として責任者となっているが、その下に置かれた全学「情報セキュリティ実施委員会」委員は、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が兼任し、法学研究科情報セキュリティ技術責任者の方針の下、各教員が使用するパソコン等情報機器の管理については、当該機器使用者を技術担当者に指名し、情報の管理に努めている。また、学生には、オリエンテーション時に、学術情報メディアセンターが管理する「京都大学情報セキュリティ e-Learning」を受講させ、情報管理に努めている。

【特色ある取組み】

本大学院は、連携研究部として設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接な協力体制を敷いており、その管理運営に関しては、12名の専任教員（特別教授2名を含む）に加えて、法学研究科の研究科長及び2名の教員と経済学研究科の研究科長及び1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1) 教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2) 組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3) 予算及び決算、(4) その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

なお、学生用空きスペースの利用、図書室の利用についても、法学研究科、経済学研究科の学生と同様の取り扱いとなっ

8. 財 務

ているなど、法学研究科・経済学研究科の協力を得るところが大きい。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会から構成されており、本大学院の教員及び学外から招へいする非常勤講師の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授（研究者教員）のみで構成される人事教授会において審議・決定している。

なお、学内非常勤講師については、教務委員会の議を経て、教育部教授会で審議・決定している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

本大学院開設から17年ほどを経て、部局の意思決定及び事務体制は固まり、また、連携研究部教授会の機能を通して、法学研究科・経済学研究科との協力体制は安定したものとなっている。専任教員

のみで構成される教育部教授会では、教務事項のほか、学生の要望事項、生活指導、進路指導等について、実質的審議が行われており、少人数教育組織の利点が活かされていると言える。

学生へのきめ細やかな対応という点で、公共政策大学院掛の尽力は大きい。本大学院のような少人数の教育組織にあつては、教務事項を所掌し、的確に処理する独立の掛の存続は不可欠であると考える。

〔将来への取組み・まとめ〕

独立した教育組織である本大学院では、多くの専任教員が部局内の複数の委員会委員を務めている上に、全学的な委員会委員としての務めを果たすことも求められている。このような負担が、各教員の教育・研究に取り組む時間を制限することは事実であり、今後何らかの対策が必要であろう。

8. 財 務

1) 予 算

本大学院の令和2・3年度の人件費を除いた支出全体の内訳および運営費交付金の執行状況は、次表のとおりである。

なお、本大学院事務部は、公共政策大学院掛を除いて、文系共通事務部および法学研究科事務部が兼ねていることもあって、とりわけ中央経費については、共通経費を除き、法学研究科から一定の支援を受けている。本大学院の予算案、決算案に関しては、企画・財務委員会の審議を経た後に、連携研究部教授会で審議・決定されている。教育組織としての性格が強い本大学院の予算における特徴として、教育に関わる経費の割合が比較的高くなっている。

2) 外 部 資 金

平成19年度以降受託研究費の受入れはないものの、科学研究費補助金の採択件数が令和2年度は12件、令和3年度は9件、分担研究は令和2年度12件、令和3年度は9件となっている。間接経費の受入れ額は、令和2年度は1,334千円、令和3年度は1,280千円となっている。

また、平成25年度から寄附講義を開講しており、令和2年度は2件（5,820千円）、令和3年度は2件（5,020千円）の寄附金を受け入れた。

令和2年度 予算執行状況報告書

(単位: 円)

区 分		予 算			決 算	差 引	R1年度 決算額	前年度 差引増減額
		当初計画額	追加配分額	合計予算額	合計執行額	予算額-決算額		
大学 運営 費 ※	1. 図書経費	1,200,000	260,000	1,460,000	1,459,508	492	1,227,989	231,519
	2. 中央経費	9,176,000	700,000	9,876,000	11,088,139	▲ 1,212,139	9,151,052	1,937,087
	① 備 品 費	0	228,000	0	1,758,400	▲ 1,758,400	180,400	1,578,000
	② 消耗品費	400,000	0	628,000	1,230,258	▲ 602,258	845,624	384,634
	③ 印刷製本	1,293,000	0	1,293,000	1,198,400	94,600	1,302,002	▲ 103,602
	④ 複写経費	70,000	472,000	70,000	66,660	3,340	68,372	▲ 1,712
	⑤ 賃 金	6,580,000	0	7,052,000	5,970,969	1,081,031	5,847,535	123,434
	⑥ 雑役務費	427,000	0	427,000	469,562	▲ 42,562	467,541	2,021
	⑦ 施設整備費	406,000	0	406,000	393,890	12,110	439,578	▲ 45,688
	3. 情報関連費	100,000	0	100,000	94,000	6,000	1,135,500	▲ 1,041,500
	4. 吉田地区共通経費	3,096,000	0	3,096,000	2,610,864	485,136	3,056,264	▲ 445,400
	5. 施設修繕計画負担金	522,000	1,100,000	522,000	522,000	0	0	522,000
	6. 教員研究旅費等	1,250,000	0	2,350,000	2,224,557	125,443	2,028,961	195,596
	7. 旅 費	4,518,000	0	4,518,000	1,495,260	3,022,740	4,599,440	▲ 3,104,180
	非常勤講師旅費招へい旅費	3,990,000	0	3,990,000	1,420,920	2,569,080	3,988,440	▲ 2,567,520
	招へい旅費	338,000	0	338,000	74,340	263,660	337,480	▲ 263,140
	管理旅費	190,000	0	190,000	0	190,000	190,490	▲ 190,490
	赴任旅費	0	0	0	0	0	83,030	▲ 83,030
	8. 学生自主活動支援経費	3,000,000	▲ 1,100,000	3,000,000	806,582	2,193,418	2,080,966	▲ 1,274,384
	9. 連携研究部長裁量経費	1,353,000	1,111,500	253,000	0	253,000	187,800	▲ 187,800
	10. 予備費	1,054,000	0	2,165,500	0	2,165,500	428,000	▲ 428,000
	11. 特別事業	740,000	142,000	740,000	6,923,147	▲ 6,183,147	43,288	6,879,859
	12. 文系共通事務部経費負担	1,190,000	0	1,332,000	1,332,000	0	1,485,000	▲ 153,000
	13. 障害学生支援経費	522,000	1,997,000	522,000	522,000	0	304,000	218,000
	14. 非常勤講師手当	0		1,997,000	2,323,443	▲ 326,443	2,917,883	▲ 594,440
合 計		27,721,000	4,210,500	31,931,500	31,401,500	* 530,000	28,646,143	2,755,357

※ 当初見込んでいた間接経費も含む。

* 施設修繕計画積立金として積み立て。

令和3年度 予算執行状況報告書

(単位: 円)

区 分		予 算			決 算	差 引	R2年度 決算額	前年度 差引 増減額
		当初 計画額	追加 配分額	合計予算額	決算額	(予算額 - 決算額)		
大学 運営 費 他※	1. 図書経費	1,200,000	500,000	1,700,000	1,703,575	▲ 3,575	1,459,508	244,067
	2. 中央経費	9,206,000	94,400	9,300,400	9,124,161	176,239	11,088,139	▲ 1,963,978
	① 備 品 費	0	0	0	419,400	▲ 419,400	1,758,400	▲ 1,339,000
	② 消耗品費	400,000	0	400,000	687,530	▲ 287,530	1,230,258	▲ 542,728
	③ 印刷製本	1,310,000	59,400	1,369,400	1,414,750	▲ 45,350	1,198,400	216,350
	④ 複写経費	67,000	0	67,000	66,660	340	66,660	0
	⑤ 賃 金	6,606,000	35,000	6,641,000	5,591,930	1,049,070	5,970,969	▲ 379,039
	⑥ 雑役務費	469,000	0	469,000	548,383	▲ 79,383	469,562	78,821
	⑦ 施設整備費	354,000	0	354,000	395,508	▲ 41,508	393,890	1,618
	3. 情報関連費	94,000	0	94,000	65,000	29,000	94,000	▲ 29,000
	4. 吉田地区共通経費	3,096,000	55,000	3,151,000	3,098,159	52,841	2,610,864	487,295
	5. 施設修繕計画負担金	529,000	0	529,000	529,000	0	522,000	7,000
	6. 教員研究旅費等	2,350,000	350,000	2,700,000	2,525,096	174,904	2,224,557	300,539
	7. 旅費	4,518,000	0	4,518,000	2,861,860	1,656,140	1,495,260	1,366,600
	非常勤講師旅費	3,990,000	0	3,990,000	2,769,840	1,220,160	1,420,920	1,348,920
	招へい旅費	338,000	0	338,000	92,020	245,980	74,340	17,680
	管理旅費	190,000	0	190,000	0	190,000	0	0
	赴任旅費	0	0	0	0	0	0	0

(単位：円)

区 分	予 算			決 算	差 引	R2年度 決算額	前年度 差引 増減額
	当初 計画額	追加 配分額	合計予算額	決算額	(予算額 ー決算額)		
大学運営費他※							
8. 学生自主活動支援経費	3,000,000	0	3,000,000	1,135,298	1,864,702	806,582	328,716
9. 連携研究部長裁量経費	1,353,000	▲ 1,100,000	253,000	0	253,000	0	0
10. 予備費	1,389,000	▲ 3,810,373	▲ 2,421,373	49,389	▲ 2,470,762	0	49,389
11. 特別事業	0	3,345,458	3,345,458	3,345,458	0	6,923,147	▲ 3,577,689
12. 文系共通事務部経費負担	1,636,000	54,000	1,690,000	1,690,000	0	1,332,000	358,000
13. 文系共通事務部経費負担	0	0	0	529,000	▲ 529,000	522,000	7,000
14. 非常勤講師手当	0	1,875,000	1,875,000	3,078,489	▲ 1,203,489	2,323,443	755,046
合 計	28,371,000	1,363,485	29,734,485	29,734,485	0	31,401,500	▲ 1,667,015

※ 当初見込んでいた間接経費も含む。

9. 情報の発信・説明責任・社会との連携

1) 部局の方針

本公共政策大学院では、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、開学当初から情報発信や社会との連携に積極的に取り組む方針で臨んでいる。

2) 自己点検・評価

本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置くことを求めている。これを受けて本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置した。

この委員会は、外部評価委員会による隔年の評価、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検及び報告等の業務に携わってきたが、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分については、平成20年11月に『自己点検・

評価報告書第1号』を、平成20・21年度分については、平成22年9月に『自己点検・評価報告書第2号』を、平成22・23年度分については、平成24年9月に『自己点検・評価報告書第3号』を、平成24・25年度分については、平成26年10月に『自己点検・評価報告書第4号』を平成29年4月には『自己点検・評価報告書第5号』を平成31年2月には『自己点検・評価報告書第6号』令和3年3月には『自己点検・評価報告書第7号』を刊行している（資料7）。

また、刊行した自己点検・評価報告は、ホームページ上に掲載するとともに、本大学院の非常勤講師を含めた全構成員に配付するとともに、文部科学省をはじめ国立国会図書館等の関係省庁・機関にも送付している。

3) 情報の発信・公開

本大学院では、評価・広報委員会の所掌の下に、本大学院の専用ウェブサイトを開設して、本大学院の専任教員・カリキュラム・催し物の案内等を掲載するとともに、紹介パンフレットを作成し、情報の開示に努めている。

また、これまで入学試験成績の開示については、「京都大学における情報公開制度の実施に関する規程」、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき、保有個人情報の開示請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経て、請求者本人の部分を開示してきたところであるが、平成22年度入試から、「情報提供」というかたちで、本人から請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経ず開示することとした。

なお、「3. 入学者選抜」の項でも記載したとおり、過去に出題された問題は公表しており、情報公開に積極的に対応している。

さらに、「1. 公共政策大学院の現状

と展望 [特色ある取組]」の項（6頁参照）でも記載したとおり、本大学院の実質的機関誌でもある『公共空間』は、学生が主体となって、研究部長の指導下、企画・立案・取材・編集のための委員会を自主的に組織し、近年は年1回刊行しているが、掲載される記事は、学生、教員、卒業生の寄稿、あるいは中央省庁等幹部の取材記事などであり、本大学院の活動を公表する貴重な媒体となっている。『公共空間』については、本大学院のホームページ以外に、平成23年度からは京都大学図書館機構のリポジトリ（KURENAI）にも登録され、学外から自由に閲覧することが可能となり、広報範囲が拡大した。

入試情報の開示について

京都大学公共政策大学院では受験者本人から開示請求があれば、令和3年12月6日（月）以降、以下のいずれかの方法により、令和4年度入学試験情報を開示します。

これによって開示される入試情報は、受験者本人に関する、1. 筆答試験の科目ごとの成績、2. 口述試験の成績、3. 総合成績、4. 順位、です。

入試情報開示希望者のうち、未受験の科目の成績は、得点欄に※※※と印字します。

いずれの場合も、個人情報保護の観点から、代理人による開示申請は、理由の如何を問わず受け付けません。

開示方法には次の二通りがあります。いずれかを選択してください。

（1）窓口開示の場合

令和4年7月1日（金）から令和4年11月30日（水）の間に、法学研究科公共政策大学院掛において、受験票または本人と確認できる書類を提示し、受験者本人と確認されたときに、窓口備え付けの「入学試験に係る個人情報開示願」を提出すれば、上記入試情報を開示します。

（2）郵送希望の場合

令和4年5月31日（火）までに、1. 住所または受信場所及び受信者氏名を明記した、404円分の切手（郵送用切手代金）を貼った標準封筒長形3号（120 mm×235 mm）、2. 「入学試験に係る個人情報開示願」（所定用紙）、3. 受験票または本人と確認できる書類のコピー、を同封のうえ、法学研究科公共政策大学院掛に、「京都大学公共政策大学院入学試験情報申込」と朱書して申し込んでください。親展の簡易書留郵便として送付します。

入学試験に係る個人情報開示願

令和 年 月 日

京都大学大学院公共政策教育部長 殿

住 所 _____
氏 名 _____ ㊟またはsign
電話番号 _____
受験番号 _____

9. 情報の発信・説明責任・社会との連携

私は、請求により本人に開示される入学試験に係る情報について、下記の添付書類を添えて開示を請求します。よろしくお取り計らいください。

記

添付書類（以下のいずれかを選んでください）

- ☐ 受験票
- ☐ 受験者本人と確認できる書類（例、学生証・運転免許証など）

募集年度（ 年度）

	科 目 名	成 績
受験科目 1		
受験科目 2		
受験科目 3		
口述試験成績		
総合成績		
順 位		

*平成22年度以降は、合否結果の通知の際、当該年度の年月日・曜日に修正のうえ、同封している。

4) 社会との連携、同窓会組織

本公共政策大学院の修了生を構成員とする同窓会「鴻鵠会」が、平成21年1月に発足し、そのホームページは本大学院のホームページと相互リンクしており、広報の範囲が広がった。

同窓会組織は、修了生相互の親睦を深め、本大学院の対外的なプレゼンスを高め、支援体制を整備するなどの意味において、その必要性は十分に認識されており、現院長・歴代院長、専任教員1名が顧問として就任している。また、その活動状況は、近年、有志による研究会が発足したり、現役院生の支援のための交流会が開かれるなど、活動が活性化しており、教授会でも逐次報告されている。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、24頁でも述べたとおり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携してセミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、本学又はJIAMを会場として開催することになり、

平成23年度及び平成25年度はJIAM（大津市）で開催され、平成24年度以降は毎年本学で開催している。令和元年度は「働き方の未来と新しいひとづくり」、2年度は「人口減少下の自治体経営・地域づくり」、3年度は「ポストコロナ時代の新しい社会のあり方」をテーマに実施した。また、「水曜講座」という名称で、社会連携室が主催する連続の特別公開講座を設け、30年度には『公共政策の現在』をテーマとし、令和元年度には、『米中貿易戦争と世界の物流』をテーマとした講演会を開催した。

【特色ある取組み】

本大学院では、大学院開設当初から、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、情報発信や社会との連携に積極的に取り組み、各種の情報をホームページ上で積極的に公表してきたが、予算と人的制約もあって日々の更新が不可能に近く、体裁等で改善の余地があることも否めない状況であった。

そこで、院生から出された本大学院のホームページ改訂の要望を契機として、セキュリティの問題に配慮しつつ、レイアウト・掲載内容などについて平成21年7月に大幅な改訂を行った結果、アクセス数も大幅に増加し、平成22年度入学以降、志願者の増加にも貢献したものであるが、以後のホームページの更新についても、院生の助力に頼るところが大きかった。しかし平成25年度からは、財政事情の好転もあり、セキュリティ面を考慮し、専門業者にホームページの作成と更新を委ねることとなった。

近年のネット社会の広がりを踏まえて、平成30年4月に新しいスマホにも対応したホームページとした。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成26年度に認証評価機関による認証評価を受審すべく、平成26年1月に教学事項について自己点検・評価を行った。他方、『自己点検・評価報告書』では、認証評価が求める評価の他に、財務状況、人権・安全管理、情報セキュリティ等について点検し、巻末には、教育活動、研究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献を含む教員の研究活動について公表し、関係機関に送付している。

今回についても、従来の点検項目について各々評価を行い、その結果は、印刷物として纏め、関係機関に送付し、併せ

て、ホームページにも掲載する予定である。また、過去に出題された問題の公表や入学試験結果の開示についても、個人情報保護法所定の申請手續によることなく、学部入試と同様に、平成22年度入試より「情報提供」している。

以上のように、本大学院は、積極的に情報公開を行い、説明責任を十分に果たしていると判断できる。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の教員は、専門性と実務経験を活かし、国や地方公共団体の各種審議会委員を務める者が多く、自らの知見を社会的に還元するところが大きく、今後も社会的貢献の要請に対して、個々人の判断で積極的に対応していくものと思われる。また学界において重要な役職を担う者も少なくなく、専門分野の学術発展にも積極的に貢献していくことが期待される。

なお、本公共政策大学院に所属する専任教員による一般市民向けの講演会等も、対外的に情報を発信し、社会との連携を強めるという観点からは有力な方法である。小規模大学院としての限界はあるが、すでにJIAMとの連携セミナーを毎年開催している。このような経験を踏まえ、今後は地方自治体、さらには地場産業や地元金融機関、NPO団体等との連携関係を強めていくことを検討している。

10. 教員の個人活動

(令和2年度及び令和3年度)

凡 例

- (1) 教員の配列は、公共政策第一講座／同第二講座／特別教授の順とアイウエオ読みによった。
- (2) 活動項目は、教育／研究／組織運営／学外・社会貢献活動に大別してその順に掲げ、「学外・社会貢献活動」などにおいて、年度により任期が区切られる委員等は、その年度により示した。また、教育・研究業績に関しては、最近5年間に限定した。
- (3) 「授業科目の担当」中、「法学研究科」とあるのは同研究科法政理論専攻を、「法科大学院」とあるのは同研究科法曹養成専攻を、それぞれ指す。また、「前・後」は前期・後期を表し、数字は単位を示す。

岡 敏 弘 (教授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

公共政策論B(前2)、経済政策(後2)、
政策課題研究(後6)

経済学研究科

公共政策論(前2)

経済学部

厚生経済学(後2)、現代経済事情

(令和3年度)

公共政策大学院

公共政策論B(前2)、経済政策(後2)、
政策課題研究(後6)

経済学研究科

公共政策論(前2)、グループワーク

経済学部

厚生経済学(後2)、現代経済事情、2
回生演習

2) 教育実践上の主な業績

- (1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

・講義資料の事前配布による授業内容の

充実、2019年4月～2022年3月、講義資料を作成して毎回配布し、それを PandA に掲載し、いつでもダウンロードできるようにした。2020年前期はオンライン配信だけだったが、2020年度後期から対面とオンライン配信とを併用し、在宅等でも受講できるようにした。動画を一定期間視聴できるようにした。

2. 研 究

1) 研究テーマ

福島第一原発事故後の被曝通減対策の費用と効果の分析、流動性選好利子論と貨幣供給の内生性に関する研究、国際価値論の研究、炭素生産性の分解に関する研究

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・ A New Construction of Ricardian Theory of International Values: Analytical and Historical Approach、共著、2017年4月、Springer、塩沢由典・岡敏弘・田淵太一、執筆担当分は、Preface (v～viii頁)、第2章 (77～98頁)、第3章 (99～121頁) (総頁数303)。

<論文>

- ・ Cost-effectiveness of the policy measures to reduce human health risks from radiological contamination due to the Fukushima daiichi nuclear accident、単著、2017年10月。
ЭКОНОМИЧЕСКАЯ ТЕОРИЯ И ХОЗЯЙСТВЕННАЯ ПРАКТИКА: ГЛОБАЛЬНЫЕ ВЫЗОВЫ Международная конференция «Эволюция международной торговой системы проблемы и перспективы-2017»、117～130頁。
- ・ 池田町の経済を測る—町民経済計算計測の概要と結果—、単著、2018年10月、地域公共政策研究 第27号、1～17頁。
- ・ Appraisal of the measures to avert health risks caused by the Fukushima nuclear disaster: from the perspectives of costs and effects of the policies、単著、2020年12月、The Kyoto Economic Review 87巻、1頁～33頁。
- ・ Interpretation of Chapter 17 of The General Theory and reconciliation between the

endogenous money supply and the liquidity preference theory、単著、2021年10月、The Japanese Political Economy、1頁～20頁。

- ・自己利子率をめぐるケインズとスラッファ、単著、2021年11月、経済論叢195巻4号、151頁～171頁

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 副研究部長
- R2.4.1-R4.3.31 人事委員会
- R2.4.1-R4.3.31 評価委員会
- R2.4.1-R4.3.31 広報委員会
- R2.4.1-R4.3.31 企画・財務委員会主任
- R2.4.1-R4.3.31 制度委員会
- R2.4.1-R4.3.31 人権委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局情報公開実施委員会
- R2.4.1-R4.3.31 兼業・兼職審査委員会
- R2.4.1-R3.3.31 教育課程評価委員会
- R2.4.1-R4.3.31 入試委員会

全学における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 情報環境機構オープンコースウェア運用委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局安全衛生委員会
- R3.4.1-R4.3.31 学生生活委員会（経済学研究科選出）

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

平成27年～（現在）

日本リスク研究学会編集委員

平成12年～（現在）

地域公共政策学会理事

令和2年～令和3年度

進化経済学会学会賞選考委員

令和3年～（現在）

進化経済学会理事

2) 学外の委員会・審議会等の活動

平成27年年9月24日～（現在）

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会委員（農林水産省）

平成30年10月～令和3年3月

福島県楢葉町環境回復委員会委員

令和3年8月～令和4年3月

福島県楢葉町環境放射線アドバイザー
平成13年～令和2年2月

福井県環境審議会委員（平成22年度から自然環境部会長）

平成15年～（現在）

福井県敦賀市 水環境整備懇談会委員（会長）

平成17年～令和3年6月

福井県都市計画審議会委員

平成16年～平成31年3月

福井市都市計画審議会委員

平成20年7月～平成31年3月

福井県大規模小売店舗立地審議会委員（2014年7月1日から会長）

平成21年～平成31年3月

国土交通省・福井県 九頭竜川流域懇談会委員

平成25年6月～平成31年3月

福井県廃棄物処理公社評議員

平成25年11月～平成30年3月 福島県楢葉町除染検証委員会委員

平成27年5月～（現在）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき意見を聴取する学識経験者（特定外来生物等専門家会合）

平成27年10月～平成31年3月

福井市立地適正化計画検討専門会議委員

平成29年7月～平成30年3月

福井県環境審議会環境基本計画策定専門委員会委員

川 濱 昇（教授）

1. 教 育

1) 授業科目の担当

（令和2年度）

公共政策大学院

競争法の公共政策（前2）、政策課題研究（後6）

法学研究科

先端経済法2（前期2）、経済法特別演習（通年4）

10. 教員の個人活動

法科大学院

競争政策と法(前)

法学部

演習(経済法)(前2)

全学共通科目

法学(後2)

(令和3年度)

公共政策大学院

競争法の公共政策(前2)、政策課題研究(後6)

法学研究科

先端経済法1(前期2)、経済法特別演習(通年4)

法科大学院

競争政策と法(後2)

法学部

演習(経済法)(前2)

全学共通科目

研究倫理・研究公正(人社系)(前0.5)、外国文献講読(法・英)II-E1(後2)

2. 研究

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

< 著書 >

- ・経済法の現代的課題：舟田正之先生古稀祝賀、共著、2017年5月、有斐閣。
- ・独占禁止法、共著、2018年4月、弘文堂
- ・公開会社法と資本市場の法理：上村達男先生古稀記念、共著、2019年2月、商事法務。
- ・ケースブック独占禁止法、共著、2019年6月、弘文堂。
- ・基本講義消費者法、共著、2020年3月、日本評論社。
- ・ベーシック経済法：独占禁止法入門、共著、2020年3月、有斐閣。
- ・法解釈の方法論：その諸相と展望、共著、2021年3月、有斐閣。
- ・現代経済法の課題と理論：金井貴嗣先生古稀祝賀、共著、2022年2月、弘文堂

< 論文 >

- ・経済法判例・審決の動き、単著、2017年4月、ジュリスト1505号、249～254頁。
- ・排除型私的独占の要件、単著、2017年10月、別冊ジュリスト234号、16～17頁。
- ・経済法判例・審決の動き、共著、2018年

4月、ジュリスト1518号、241～246頁。

- ・流通・取引慣行に対する独禁法の規制枠組み—競争阻害効果の発生機序を中心に—、単著、2018年10月、日本経済法学会年報39号、1～14頁。
- ・反トラストポピュリズムに関する覚え書、共著、2019年2月、法学志林116巻2-3号、105～126頁。
- ・経済法判例・審決の動き、共著、2019年4月、ジュリスト1531号、228～233頁。
- ・プラットフォーム事業者への「優越的地位の濫用」の「拡大」とその課題、共著、2020年2月、ジュリスト1543号、69～74頁。
- ・優越的地位の濫用の慎重な新展開、単著、2020年3月、NBL1166号、24～31頁。
- ・「比較広告 実験の信頼性(キシリトールガム事件)」、単著、2020年7月、別冊ジュリスト248号226～227頁
- ・公正取引委員会・消費者庁に期待すること—デジタル化の進展に向けた協力体制への期待、単著、2020年8月、公正取引838号、14～15頁。
- ・「競争法における「消費者厚生」の位置づけ—目的か基準か—」、単著、2021年3月、法学論叢188巻4-6号、1～25頁。
- ・「競争法の目的・機能と分配問題」、単著、2021年5月、法律時報93巻5号23～29頁

3. 組織運営部局における寄与

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 広報委員会
- R2.4.1-R4.3.31 企画・財務委員会
- R2.4.1-R4.3.31 制度委員会
- R2.4.1-R4.3.31 人権委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局情報公開実施委員会
- R3.4.1-R4.3.31 教務委員会
- R2.4.1-R3.3.31 入試委員会

全学における寄与

- R3.4.1-R4.3.31 教育制度委員会
- R3.4.1-R4.3.31 国際高等教育院副院長

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- R2.4.1-R4.3.31 日本経済法学会理事長

- R2.4.1-R4.3.31 日本国際経済法学会理事
 事
 R2.4.1-R4.3.31 日本消費者法学会理事
 R2.4.1-R4.3.31 法と経済学会理事
 2) 学外の委員会・審議会等の活動
 R2.4.1-R4.3.31 総務省・情報通信・郵
 政行政審議会・会長、
 R2.4.1-R4.3.31 公正取引委員会・独占
 禁止懇話会・会員、
 R2.4.1-R4.3.31 経済産業研究所・ファカ
 ルティフェロー

近 藤 正 基 (教 授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

政策決定過程論(後2)、政策分析の方
 法概論(後2)

法学研究科

政治過程論(通年4)、政治過程論研究
 (通年4)

法学部

演習(政治過程論)(前2、後2)、政治過
 程論(前2)

(令和3年度)

公共政策大学院

政策決定過程論(前2)、政策分析の方
 法概論(後2)

法学研究科

政治過程論(通年4)、政治過程論研究
 (通年4)

法学部

政治過程論(前2)、演習(政治過程論)
 (前2、後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

- 授業期間中に3回アンケートを取り、質問を受け付けるとともに、理解度を確認し、授業の難易度を調整した。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- 『教養としてのヨーロッパ政治』(共編著)と『政治経済学』(共著)を出版した。

前者はヨーロッパ諸国の事例に関心を持つ受講生のために作成した教科書・参考書であり、後者は理論に関心がある受講生向けの教科書・参考書である。

2. 研 究

1) 研究テーマ

戦後ドイツの福祉国家の発展と変容について研究を進めてきた。近年は、福祉国家に限らず、ドイツ政治一般に関する研究を行っており、連邦制改革、憲法改正の政治過程、右翼ポピュリズム政党のイデオロギー分析などを行ってきた。あわせて、比較福祉国家の理論を整理する作業も進めており、その成果を公表している。目下のところ、日本とドイツの福祉国家の比較を進めており、特に両国の経路をわけた政治的要因に着目して研究している。

2) 研究成果の公表[著書・論文等]

<著書>

- ・国民再統合の政治：福祉国家とリベラル・ナショナリズムの間、共著、2017年8月、ナカニシヤ出版。
- ・刷新する保守——保守政党の国際比較、共編著、2017年12月、弘文堂。
- ・EUの揺らぎ、共著、2018年3月、勁草書房。
- ・大統領制化の比較政治学、共著、2019年5月、ミネルヴァ書房。
- ・教養としてのヨーロッパ政治、共編著、2019年6月、ミネルヴァ書房。
- ・政治経済学——グローバル化時代の国家と市場、共著、2020年9月、有斐閣。
- ・ドイツ文化事典、共著、2020年10月、丸善出版。

<論文>

- ・Arbeitnehmerparteien und Gewerkschaften in Japan: Historische Analyse im Vergleich zu Deutschland、単著、2017年、Journal of Intercultural Studies、49～76頁。
- ・コロナ危機のドイツ政治(一)——感染症対策、福祉レジーム、政策決定様式一、単著、2021年、法学論叢189巻2号、1～30頁。
- ・コロナ危機のドイツ政治(二)——感染症対策、福祉レジーム、政策決定様式一、

10. 教員の個人活動

単著、2021年、法学論叢189巻3号、1～24頁。

＜その他＞

- ・ドイツのための選択肢（AfD）の発展と変容、於名城大学、中部ドイツ史研究会、2017年9月30日。
- ・増税の政治学—ドイツにおける付加価値税改革の政治過程、於関西大学、日本政治学会、2018年10月13日。
- ・コロナ禍のドイツ政治—感染症対策、生活保障、政治力学、オンライン開催、日本比較政治学会、2021年6月27日。
- ・ドイツ社会保障改革と財政問題、日本アカデミア講演会、2021年7月。
- ・ドイツ政治の変容と2021年連邦議会選挙、国立国会図書館講演、2021年11月24日。

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 人事委員会
- R2.4.1-R4.3.31 広報委員会
- R2.4.1-R4.3.31 企画・財務委員会
- R2.4.1-R4.3.31 図書委員会
- R3.4.1-R4.3.31 教務委員会
- R2.4.1-R3.3.31 入試委員会
- R2.4.1-R3.3.31 インターンシップ等実施委員会主任
- R3.4.1-R4.3.31 FD委員会主任

全学における寄与

- R3.4.1-R4.3.31 学生生活委員会
- R2.4.1-R3.3.31 教育制度委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

2017～2018年

日本政治学会文献委員

2018～2019年

日本比較政治学会企画委員

2019～2020年

日本比較政治学会編集委員

2020～2022年

日本比較政治学会理事

2018～現在

ドイツ現代史学会編集委員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

2017～2018年

毎日新聞連載コラム「関西政治ウオッチ」執筆

2018～2022年

毎日新聞連載コラム「時事ウオッチ」執筆

2021～2022年

JASSO 海外留学支援制度審査会委員

建 林 正 彦 (教授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

政策課題研究、政策分析の量的方法(基礎)(各後2)

法学研究科

政治学研究、政治学(各通年4)

法学部

演習(政治原論)(前2)、政治原論(後4)

(令和3年度)

公共政策大学院

政党と選挙(前2)、政策分析の量的方法(基礎)(後2)

法学研究科

政治学研究、政治学(各通年4)

法学部

演習(政治原論)(前2)、政治原論(後4)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

- ・双方向型授業の実践、2017年～2021年、授業中、できる限り学生の発言を求めた。
- ・講義資料の事前配布、2017年～2021年、講義で使う教材の一部を学生の予習を促すために事前配布した。
- ・講義資料の事後配布、2017年～2021年、授業で用いたパワーポイント教材は、学生の復習用教材として事後に配布した。

2. 研 究

1) 研究テーマ

- ・政党政治と議員行動の研究
- 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕
- ＜著書＞
- ・政党政治の制度分析－マルチレベルの政治競争における政党組織、単著、2017年、千倉書房。
- ＜論文＞
- ・比較議員研究への一試論、単著、2018年『レヴァイアサン』63号、42頁～65頁。
- ・二院制と政党組織-参議院議員の政策活動、共著、2020年『選挙研究』35巻、35頁～48頁。

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 連携研究部長・教育部長
- R2.4.1-R4.3.31 人事委員会
- R2.4.1-R4.3.31 評価委員会
- R2.4.1-R4.3.31 広報委員会主任
- R2.4.1-R4.3.31 企画・財務委員会
- R2.4.1-R4.3.31 制度委員会
- R2.4.1-R4.3.31 人権委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局情報公開実施委員会
- R2.4.1-R4.3.31 兼業・兼職委員会
- R2.4.1-R4.3.31 実務教育助言委員会

全学における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 評議員

4. 学外・社会貢献活動

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- R2.4.1-R4.3.31 大学基準協会・公共政策系専門職大学院認証評価関係委員

奈良岡 聡 智 (教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

日本政治外交(後2)、政策課題研究(後期6)

法学研究科

日本政治外交史、日本政治外交史研究、(各通年4)、

法学部

日本政治外交史(前4)、演習(日本政治外交史)(前2、後2)

(令和3年度)

公共政策大学院

日本政治外交(後2)、政策課題研究(後期6)

法学研究科

日本政治外交史、日本政治外交史研究(各通年4)、

法学部

日本政治外交史(前4)、演習(日本政治外交史)(前2、後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

- ・双方向型授業の実践(2017年～2021年)、公共政策大学院における授業で実施。
- ・文献リストの配布(2017年～2021年)、詳細な文献リストを初回授業で配布し、報告準備の参考にしてもらうと共に、授業後の自学自習の手引きとしても活用している。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・『日本政治外交史』(共著、放送大学教育振興会)2019年、近現代日本政治外交史の標準的テキスト。第14章、第15章は本大学院の授業での活用も念頭に置いて執筆しており、受講者に参考文献として示している。
- ・文春新書編『昭和史が分かるブックガイド』(文春新書)2020年、筒井清忠編『昭和史講義【戦後篇】』(下)(ちくま新書)2020年、同編『大正史講義』(ちくま新書)2021年、いずれも最新研究を初学者に分かりやすく解説した入門書。本大学院の授業でも、受講者に参考文献として示している。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・国立公文書館主催「国際アーカイブズの日」記念講演会で講演、2018年6月7日、各地の公文書館職員を主対象に「イギリスと我が国のアーカイブズ」について講

演。

- ・海上自衛隊第1術科学校で「日英同盟時代の日本海軍を振り返る」と題して講演、2021年6月8日、11月26日。

2. 研究

1) 研究テーマ

主に大正期を中心とする近代日本の政党政治、第一次世界大戦期の日本外交について研究している。政党政治に関しては、戦前期における二大政党制の形成過程を分析するという視角で研究書をまとめた後、その展開過程にも視野を拡げ、研究を進めている。第一次世界大戦については、日英関係、日中関係、世論やメディアの動向などに焦点を当てながら、大戦勃発から対華二十一カ条要求までを中心に研究を行っている。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・河井弥八日記 戦後篇2、共著、2017年、信山社、尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京。
- ・河井弥八日記 戦後篇3、共著、2018年、信山社、尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京。
- ・河井弥八日記 戦後篇4、共著、2019年、信山社、尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京。
- ・日本政治外交史、共著、2019年、放送大学教育振興会、五百旗頭薫・奈良岡聰智。
- ・河井弥八日記 戦後篇5、共著、2020年、信山社、尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京。
- ・誰かに教えたいレトロ建築の話、共著、2020年、潮新書、門井慶喜・奈良岡聰智。
- ・清風荘と近代の学知、共著、2021年、京都大学学術出版会、松田文彦・今西純一・中嶋節子・奈良岡聰智。

<論文>

- ・よりよき公文書管理制度のために、単著、2017年5月、『アスティオン』(86号、メディアハウス)、122頁～136頁。
- ・イギリスの政党文書館の概要、単著、2017年3月、『法学論叢』(180巻5・6号、京都大学法学会)、409頁～433頁。

- ・第一次世界大戦と在澳日本人の抑留問題 (一)、共著、2017年11月『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』(43号、愛媛大学法文学部)、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～29頁。
- ・Japan's Twenty-One Demands and Anglo-Japanese relations、単著、2017年、Antony Best ed., Britain's Retreat from Empire in East Asia, 1905-1980, Routledge、35頁～56頁。
- ・木内重四郎と岩崎家、単著、2018年3月、『三菱史料館論集』(19号、三菱経済研究所附属三菱史料館)、95頁～119頁。
- ・第一次世界大戦と在澳日本人の抑留問題 (二)、共著、2018年2月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』(44号、愛媛大学法文学部)、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～31頁。
- ・「明治五〇年」と「明治一〇〇年」のあいだ、単著、2018年4月、『吉野作造研究』(14号、吉野作造記念館)、21頁～29頁。
- ・第一次世界大戦と在澳日本人の抑留問題 (三)、共著、2018年9月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』(45号、愛媛大学法文学部)、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～23頁。
- ・記憶としての明治維新 (一)：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察、単著、2018年11月、『法学論叢』(184巻2号、京都大学法学会)、1頁～25頁。
- ・第一次世界大戦と在澳日本人の抑留問題 (四・完)、共著、2019年2月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』(46号、愛媛大学法文学部)、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～18頁。
- ・第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題 (一)、共著、2019年9月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』(47号、愛媛大学法文学部)、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～35頁。
- ・第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題 (二)、共著、2020年2月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』(48号、愛媛大学法文学部)、梶原克彦・奈良岡聰智、33頁～51頁。

- ・前田利為日記（一九一三年～一九一四年）（一）、共著、2020年2月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』（48号、愛媛大学法文学部）、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～31頁。
 - ・第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（三）、共著、2020年9月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』（49号、愛媛大学法文学部）、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～21頁。
 - ・記憶としての明治維新（二）：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察、単著、2020年3月、『法学論叢』（186巻5・6号、京都大学法学会）、72頁～106頁。
 - ・記憶としての明治維新（三）：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察、単著、2020年11月、『法学論叢』（188巻2号、京都大学法学会）、1頁～36頁。
 - ・記憶としての明治維新（四）：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察、単著、2020年12月、『法学論叢』（188巻3号、京都大学法学会）、1頁～33頁。
 - ・「昭和戊辰」における明治維新イメージ—歴史意識の変容と相克、単著、2020年、瀧井一博編『「明治」という遺産：近代日本をめぐる比較文明史』（ミネルヴァ書房）、379頁～397頁。
 - ・歴史認識問題、単著、2020年、筒井清忠編『昭和史講義【戦後篇】』（下）（筑摩書房）、329頁～346頁。
 - ・Japanese Civilians in Germany at the Outbreak of the First World War、単著、2020年、Jan Schmidt, Katja Schmidtpott(eds.), The East Asian Dimension of the First World War, Global Entanglements and Japan, China, and Korea, 1914-1919, Campus Verlag, pp.365-384.
 - ・第一次世界大戦と対華二十一ヵ条要求、単著、2021年、筒井清忠編『大正史講義』（筑摩書房）73頁～92頁。
 - ・第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（四）、共著、2021年2月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』（50号、愛媛大学法文学部）、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～58頁。
 - ・韓国統監府時代の木内重四郎：岩崎久彌との関係を中心に、単著、2021年3月、『三菱史料館論集』（22号、三菱経済研究所附属三菱史料館）、63頁～95頁。
 - ・諷刺画から見た日本メディアの対華二十一ヵ条要求批判—『東京パック』を中心とした分析—、単著、2021年3月、『法学論叢』（188巻3・4・5号、京都大学法学会）、219頁～245頁。
 - ・「ポール・ラインシュ文書」の概要（一）、共著、2021年3月、『六甲台論集 法学政治学篇』（67巻1・2号、神戸大学大学院法学研究会）、奈良岡聰智・安田貴雅、183頁～189頁。
 - ・第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（五）、共著、2021年9月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』（51号、愛媛大学法文学部）、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～20頁。
 - ・「第一旅団 西南戦記」全四巻、共著、2021年12月、『基盤教育センター紀要』（37号、北九州市立大学、小林道彦・奈良岡聰智、1頁～197頁。
 - ・第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（六）、共著、2022年2月、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』（52号、愛媛大学法文学部）、梶原克彦・奈良岡聰智、1頁～33頁。
- <その他>
- ・マルタと日本、知られざる交遊、単著、2017年8月、『文藝春秋』（95巻8号、文藝春秋）、82頁～84頁。
 - ・明治維新はどのように日本社会を変えたのか？、共著、2018年1月、『公研』（56巻1号、公益産業調査会）、清水唯一朗・奈良岡聰智（対談）、34頁～51頁。
 - ・官僚叩きをする前に必要な公文書管理制度の検証、単著、2018年7月、『Wedge』（30巻7号、ウェッジ）、8頁～10頁。
 - ・建築から見える日本の近代史、共著、2018年9月、『潮』（715号、潮出版社）、門井慶喜・奈良岡聰智（対談）、106頁～113頁。
 - ・大磯の別荘建築がもつ現代的意義、共著、

10. 教員の個人活動

- 2019年1月、『潮』(719号、潮出版社)、門井慶喜・奈良岡聡智(対談)、60頁～67頁。
- ・北方領土交渉とサハリン、単著、2019年3月、『文藝春秋』(97巻3号、文藝春秋)、82頁～84頁。
 - ・オーストラリアと日本・中国、単著、2019年5月、『公研』(57巻5号、公益産業調査会)、6頁～7頁。
 - ・海外の日本研究への支援強化を、単著、2019年11月、『公研』(57巻11号、公益産業調査会)、6頁～7頁。
 - ・昭和外交はなぜ戦争を止められなかったのか、単著、2020年、文春新書編『昭和史がわかるブックガイド』(文藝春秋)、65頁～76頁。
 - ・新型コロナウイルス問題と公文書管理、単著、2020年5月、『公研』(58巻5号、公益産業調査会)、6頁～7頁。
 - ・新聞の電子データベース化推進を、単著、2020年11月、『公研』(58巻11号、公益産業調査会)、6頁～7頁。
 - ・政界の奥座敷「大磯の別荘群からみた近代史—伊藤博文から吉田茂まで—」、単著、2020年3月、『大磯町郷土資料館だより』(40号、大磯町郷土資料館)、2頁～6頁。
 - ・文化財の保存、活用と公開のバランス、単著、2021年5月、『公研』(59巻5号、公益産業調査会)、6頁～7頁。
 - ・遅れてきた帝国主義国家 世論におもねった外交：対華21カ条要求、単著、2021年11月20日、『週刊東洋経済』(7020号、東洋経済新報社)、62頁～63頁。
 - ・渋沢栄一と岩崎弥太郎、単著、2021年11月、『公研』(59巻11号、公益産業調査会)、6頁～7頁。
 - ・新聞データベースの構築促進を、単著、2022年1月、『学士会会報』(952号、学士会)、20頁～23頁。

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 図書委員会
- R3.4.1-R4.3.31 人権委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局情報公開実施委員会

- R2.4.1-R4.3.31 教務委員会(主任)
- R2.4.1-R3.3.31 入試委員会主任
- R2.4.1-R4.3.31 FD委員会(主任)
- R3.4.1-R4.3.31 実務教育助言委員会主任

全学における寄与

- R3.4.1-R4.3.31 部局安全衛生委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

2015年～現在

日本政治学会、日本国際政治学会、東アジア近代史学会各会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

2016年8月～2018年3月

内閣官房国家安全保障局顧問

2017年4月～2019年3月

内閣官房「明治150年」記念事業推進室アドバイザーボードメンバー

2019年4月～(現在)

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員

2014年4月～2019年3月

国際日本文化研究センター共同研究員

2016年4月～2018年3月

読売新聞読書委員

2018年11月

ハイデルベルク大学非常勤講師

待鳥聡史(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

公共政策論A(前2)、現代アメリカ政治(後2)

法学研究科

アメリカ政治(通年4)、アメリカ政治研究(通年4)

法学部

アメリカ政治(前2)、演習(アメリカ政治)(後2)

(令和3年度)

公共政策大学院

公共政策論A(前2)、現代アメリカ政治(後2)

法学研究科

アメリカ政治(通年4)、アメリカ政治研究(通年4)

法学部

アメリカ政治(前2)、演習(アメリカ政治)(後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

公共政策論Aでは、公共政策に対する政治学的アプローチの概要と基本概念の解説、事例としての戦後日本政治の展開の説明を行った上で、戦後日本の具体的な政策決定を取り上げて公共政策としての特徴を明らかにすることを目的としたグループ報告を求めた。

現代アメリカ政治では、主に日本語の文献講読を中心に、受講者がアメリカ政治を多角的に理解できるよう心がけた。講読に使う文献は毎年度再検討し、できるだけ最新の文献を使うようにしているため、半数以上を入れ替えることも珍しくない。文献講読回のうちの3回にリアクションペーパーの提出を求め、最終授業後には期末ペーパーの提出も義務づけており、いずれについてもすべてコメントと評価を付して返却した。また、最終2回の授業を使って、選挙や政治過程の現状と展望についてのグループ報告を求めた。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・公共政策論A: 山岡龍一・待鳥聡史(編著)『政治学入門』(放送大学出版振興会、令和4年2月)

編著だが15章のうちの11章分を執筆しており、公共政策論Aの参考書とした。

2. 研究

1) 研究テーマ

制度分析を中心とした比較政治論。とりわけ、大統領制や議院内閣制などにおける執政長官(大統領・首相)の権限と政治的影響力の関係、政治制度の差異と

政党の役割の関係などを主なテーマとして研究を行っている。

2) 研究成果の公表[著書・論文等]

<著書>

- ・民主主義にとって政党とは何か、単著、2018年6月、ミネルヴァ書房。
- ・社会の中のコモンズ、共編著、2019年2月、白水社。
- ・政治改革再考: 変貌を遂げた国家の軌跡、単著、2020年5月、新潮社。
- ・統治のデザイン: 日本の「憲法改正」を考えるために、共編著、2020年7月、弘文堂。
- ・政治学入門、共編著、2022年2月、放送大学教育振興会。

<論文>

- ・アメリカにおける大規模災害と協力的ガバナンス、単著、2017年5月、『災害に立ち向かう自治体間連携』(五百旗頭真監修、大西裕編著)、ミネルヴァ書房。
- ・保守本流の近代主義、単著、2018年2月、『創発する日本へ』(アンドルー・ゴードン、瀧井一博編)、弘文堂。
- ・ポピュリズムと政治制度、単著、2018年3月、法学論叢182巻4/5/6号。
- ・大規模自治体における政治的無風状態を考える、単著、2019年3月、都市問題110巻4号。
- ・二大政党制の硬直化、単著、2019年5月、国際問題681号。
- ・アメリカ大統領制と予算編成、単著、2019年9月、『比較議院内閣制論』(佐々木毅編)、岩波書店。
- ・アメリカ政治における長い民主化と帰結としての脆弱化、単著、2020年10月、『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』(日本比較政治学会編)、ミネルヴァ書房。
- ・単独行動主義大統領制と有権者、単著、2021年3月、法学論叢188巻4/5/6号。
- ・政党支持の構造変化と大統領、単著、2021年10月、『国際秩序の動揺と米国のグローバル・リーダーシップの行方 令和2年度米国研究会』(日本国際問題研究所編)、日本国際問題研究所。
- ・地方自治をめぐる理念と制度、単著、2021年11月、地方自治888号。
- ・長い民主化と政党政治、単著、2022年3

10. 教員の個人活動

月、『国際秩序の動揺と米国のグローバル・リーダーシップの行方 令和3年度米国研究会』（日本国際問題研究所編）、日本国際問題研究所。

<その他>

- ・トランプ政権とアメリカ政治、単著、2018年6月、『現代民主政とポピュリズム』（佐々木毅編）、筑摩書房。
- ・統治機構、単著、2019年5月、『アメリカの政治』（岡山裕・西山隆行編）、弘文堂。
- ・執政部、単著、2020年7月、『ポリティカル・サイエンス入門』（石橋章一朗・坂本治也編著）、法律文化社。
- ・強い官邸が賢い選択をするには、単著、2020年7月、Voice 2020年7月号。
- ・あらためて平成の政治改革を考える、共著、2020年9月、公研684号。
- ・政策よりも再選を優先するトランプ、単著、2020年11月、中央公論2020年11月号。
- ・分断の先に何が見えるか、共著、2021年2月、三田評論2021年2月号。
- ・Book Review: Dynasties and Democracy: The Inherited Incumbency Advantage in Japan, by Daniel M. Smith. 単著、2021年3月、Social Science Japan Journal, 24(1)。
- ・専門知の居場所、単著、2021年5月、アステイオン94号。
- ・アメリカ同時多発テロから20年、単著、2021年9月、学士会会報950号。

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 人事委員会
- R2.4.1-R4.3.31 評価委員会
- R2.4.1-R3.3.31 人権委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局情報公開実施委員会
- R2.4.1-R3.3.31 教務委员会主任
- R3.4.1-R4.3.31 入試委员会主任
- R2.4.1-R3.3.31 FD委員会
- R2.4.1-R3.3.31 実務教育助言委员会主任

全学における寄与

- R2.4.1-R3.3.31 部局安全衛生委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- ・日本政治学会 理事、2022年度年次大会企画委員長
- ・日本比較政治学会 理事（令和2年6月まで）
- ・日本アメリカ学会 評議員
- ・日本選挙学会 会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- ・総務省「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」委員
- ・奈良県「地方政治研究会」委員
- ・サントリー文化財団 サントリー学芸賞（政治・経済部門）選考委員
- ・雑誌『アステイオン』編集委員（令和2年11月まで）

毛利 透（教授）

1. 教 育

1) 授業科目の担当

（令和2年度）

公共政策大学院

統治システム（後2）、情報管理論（後2）

法学研究科

国法学研究A（前2）、憲法2A（前）、憲法2B（後）、国法学研究B（後2）、統治の基本構造（後2）

法学部

憲法（総論・憲法訴訟）（前2）、演習（憲法）（後2）

（令和3年度）

公共政策大学院

統治システム（後2）、人権保障の現代的課題（前2）

法学研究科

国法学研究A（前2）、憲法2A（前）、憲法2B（後）、国法学研究B（後2）、公法総合3（前2）

法学部

憲法（統治機構）（後2）、演習（憲法）（後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

- ・公共政策大学院「情報管理論」での授業では、情報管理に関する法的諸問題について、毎回論文や判例などの資料を事前配布し、予習を前提にして、深い討論形式の授業を行った。また、メディア論が専門の教授に講演してもらうなどして、情報の取り扱いについて実際の問題状況を学生に伝えるよう努めた。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・『憲法Ⅰ 総論・統治 第2版』、『憲法Ⅱ 人権 第2版』（ともに共著）、2017年4月、憲法の本格的な概説書であり、学部や大学院の講義で教科書として用いた。

2. 研究

1) 研究テーマ

憲法学全般

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・『憲法Ⅰ 総論・統治 第2版』、共著、2017年4月、有斐閣・毛利透・小泉良幸・浅野博宣・松本哲治。
- ・『憲法Ⅱ 人権 第2版』、共著、2017年4月、有斐閣・毛利透・小泉良幸・浅野博宣・松本哲治。
- ・『憲法訴訟の実践と理論』、共著、2019年7月、判例時報社、毛利透・木下智史・小山剛・棟居快行
- ・『国家と自由の法理論 熟議の民主政の見地から』単著、2020年12月、岩波書店。

<論文>

- ・「表現の自由と民主政 萎縮効果論に着目して」、単著、2017年6月、『なぜ表現の自由かー理論的視座と現況への問い』法律文化社、阪口正二郎ほか（編）、26～48頁。
- ・「憲法の役割ーロールズ、ハーバーマス、日本」、単著、2017年9月、『憲法の発展Ⅰー憲法の解釈・変遷・改正』信山社、鈴木秀美ほか（編）、5～27頁。
- ・「アレクシーとケルゼンはどう異なるのかー法学における視点選択の意義について」、単著、2017年12月、『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開 上巻』信山

社、工藤達朗ほか（編）、31～54頁。

- ・「議院内閣制と行政権」、単著、2018年3月、『総点検 日本国憲法の70年』岩波書店、宍戸常寿・林知更（編）、221～230頁。
- ・「参議院の存在意義」、単著、2018年5月、法律時報90巻5号、18～24頁。
- ・「世代間正義と民主主義」、単著、2018年9月、『比較憲法学の現状と展望 初宿正典先生古稀祝賀』成文堂、毛利透ほか（編）、161～179頁。
- ・「国民意識の変化と憲法解釈」、単著、2019年5月、法律時報91巻5号38～44頁。
- ・「アレクシーの原理理論における形式的原理と立法裁量」単著、2019年8月、『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』日本評論社、山元一ほか（編）、81～101頁。
- ・Wirkt in der Abwägung wirklich das formelle Prinzip? Eine Kritik an der Deutung verfassungsgerichtlicher Entscheidungen durch Robert Alexy、単著、2019年、Der Staat Bd.58, Heft 4, S.555-573.
- ・「ロールズとハーバーマスにおける宗教と政治」、単著、2020年3月、『法執行システムと行政訴訟 高木光先生退職記念論文集』弘文堂、大橋洋一・仲野武志（編）45～63頁。
- ・Die Bedeutung der Generationengerechtigkeit für das Verfassungsrecht、単著、2020年3月、法学論叢186巻5・6号、12～26頁
- ・「立法権についての憲法と司法権についての憲法」、単著、2020年6月、判例時報2441号98～106頁。
- ・「縮小する社会」における民主政 単著、2020年10月、公法研究82号1～26頁。
- ・「法理論と憲法」単著、2020年11月、『ハーバーマスを読む』ナカニシヤ出版、田村哲樹・加藤哲理（編）、53～79頁。
- ・Wie unterscheiden sich Alexy und Kelsen? - Über die Bedeutung der Perspektivenwahl in der Rechtswissenschaft、単著、2020年、Zeitschrift für öffentliches Recht, Bd.75, Heft 4, S.835-855.
- ・An Injunction Banning a Xenophobic Group from Demonstrating: Kawasaki Case、単著、

2021年、Hate Speech in Japan: The Possibility of a Non-Regulatory Approach, Cambridge University Press, ed. by Shinji Higaki and Yuji Nasu, at 324-338.

- ・「ドイツにおける発信者情報開示請求一著作権侵害と人格権侵害それぞれの場合について」、単著、2021年3月、立命館法学393・394号778～804頁。

<その他>

- ・ Democratization and Constitution in East Asia での報告、“Disputes about the Legitimacy of the “New” Democratic Constitution in Postwar Japan”、2017/6/9、ソウル大学。
- ・ Japanisch-Deutsche Tagung an der Universität Konstanz “Fortentwicklung des Verwaltungsrechts” での報告、“Die Bedeutung der Generationengerechtigkeit für das Verfassungsrecht”、2019/3/16、コンスタンツ大学。
- ・ 第84回日本公法学会総会での報告「「縮小する社会」における民主政」2019/10/12、大阪大学
- ・ Internationales Symposium des öffentlichen Rechts (Department of Law, National Chung Hsing University (国立中興大学法律学系)) (オンライン・シンポジウム、2020年9月11日) での報告 “Wirkt in der Abwägung wirklich das formelle Prinzip?”

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 人事委員会
- R2.4.1-R4.3.31 評価委員会主任
- R2.4.1-R4.3.31 制度委員会
- R2.4.1-R4.3.31 施設・整備委員会
- R2.4.1-R3.3.31 教務委員会
- R3.4.1-R4.3.31 入試委員会
- R2.4.1-R3.3.31 FD委員会

全学における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 点検・評価実行委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- 2011年6月～(現在) 比較法学会理事
- 2016年10月～(現在) 日本公法学会理事

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- 2016年4月～2018年3月
京都市情報公開・個人情報保護審議会会長
- 2016年8月～(現在)
宇治市行政不服審査会会長
- 2018年4月～(現在)
世界人権問題研究センター研究部長

坂 出 健 (准教授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

国際経済関係論(前2)、経済安全保障論(後2)

法学部

欧米経済史(後2)

経済学研究科

世界経済史・経営史(前2)、国際政治経済分析(前2)

経済学部

欧米経済史(後2)、社会経済学入門(後2)

(令和3年度)

公共政策大学院

国際経済関係論(前2)、経済安全保障論(後2)

法学部

経済史(前2)

経済学研究科

世界経済史・経営史(前2)、国際政治経済分析(前2)

経済学部

国際経営史(後2)、経済史(前2)、社会経済学入門(後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

- ・ オンライン教育—KYOTOeX「国際政治経済学」、講義動画(OCW)経済史・社会経済学入門・国際経営史など

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・ 入門アメリカ経済 Q & A100、単著、

2. 研究

1) 研究テーマ

国際経済安全保障論

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・入門アメリカ経済 Q & A100、単著、2018年3月、中央経済社。
- ・The British Aircraft Industry and American-led Globalisation, 1943-82、単著、2021年12月、Routledge。

<論文>

- ・ロッキード事件とトライスター旅客機計画(1968-1981年)、単著、2017年11月、経済論叢191巻4号、1～11頁。
- ・軍事と経済の三階層(国家・地域・国際)ーマクナマラ国防改革と F111 戦闘爆撃機計画・C5A 輸送機計画を中心にー、単著、2019年4月、経済論叢193巻2号、39～58頁。
- ・アメリカとリベラル国際主義、単著、2019年7月、季論21、118～129頁。

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 施設・設備委員会
- R2.4.1-R4.3.31 教務委員会
- R3.4.1-R4.3.31 入試委員会
- R3.4.1-R4.3.31 インターンシップ等実施委員会主任
- R3.4.1-R4.3.31 FD 委員会

全学における寄与

- R2.4.1-R3.3.31 学生生活委員会
- R2.4.1-R4.3.31 学生総合支援センター管理運営委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

社会経済学会『社会経済史学』編集委員

岩 下 直 行 (教 授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(令和2年度)

公共政策大学院

金融政策(前2)、FinTech 概論(前2)、CS日本経済分析(前2)、中央銀行と金融市場(後2)、CS金融・政策分析(後2)

医学研究科 政策のための科学

現代社会と科学技術A(政策)(前1、オムニバス講義)

(令和3年度)

公共政策大学院

デジタルガバメント論(前2)、FinTech 概論(前2)、CS日本経済分析(前2)、中央銀行と金融市場(後2)、金融政策(後2) CS金融・政策分析(後2)

医学研究科 政策のための科学

現代社会と科学技術A(政策)(前1、オムニバス講義)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

- ・参加型ワークショップの手法を取り入れた全員参加型授業：H29年度～R1年度、公共政策大学院における2つのCSで採用。学生の発表の感想を付箋に書き共有、議論(コロナ感染症によるリモート授業化に伴い中止し、後述のデジタルツールを用いた方式に変更)。
- ・SNSのクロードグループを活用した情報共有と意見交換：H30年度～R3年度、公共政策大学院における4つの講義、2つのCSにおいて全面的に採用。任意としているが、ほぼ全員が参加。ネット上のニュースやカレントな話題をタイムリーに共有し、授業の参考資料として活用。受講生に授業内容と社会との関係を認識してもらうほか、質問・回答や緊急の事務連絡の場としても活用。
- ・講義、CSでの双方向デジタルツール(mentimeter)の利用：R2年度～R3年度、公共政策大学院における4つの講義、2つ

10. 教員の個人活動

のCSにおいて採用。コロナ感染症によるリモート授業に対応して導入。リモートおよび対面の講義、CSにおいて、ツールを利用してPC、スマホから学生の質問、発言を受け付け、スクリーンに投影して質問に講師が回答したり、CSでのコメント発言のポイントを短文で整理させる際に活用。全員の発言、質問は授業後にPDF化してSNSのクローズドグループで共有。

- ・講義での双方向デジタルツール(mentimeter)を利用した小テスト: R2年度～R3年度、公共政策大学院における4つの講義において採用。コロナ感染症によるリモート授業化を受けて、受講者の集中力を維持させるために、月に1回程度、講義時間中に小テストをオンラインで実施。その後、対面授業に戻っても継続。小テストの得点は期末試験と合算の上、成績に反映させる扱い。コロナ感染の拡大で対面での期末試験実施が困難になった際は、小テストの合計のみで達成度を判定することが可能。
- ・講義の動画撮影とYoutubeによる共有: R2年度～R3年度、公共政策大学院における4つの講義において採用。リモートまたは対面による全ての講義を録画、編集の上、Youtubeの限定公開動画として登録し、受講する学生のみとURLを共有。学生が就活等で欠席した時に視聴するほか、試験前の復習等の目的で随時視聴可能。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・金融政策論、中央銀行と金融市場の講義ノート: H29年度～R3年度、講義内容を書き下した講義ノート。毎回の授業で配布し、期末には総集編を配布。
- ・FinTech概論の講義ノート: H30年度～R3年度、講義内容を書き下した講義ノート。
- ・デジタルガバメント論の講義ノート: R3年度、講義内容を書き下した講義ノート。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・大阪大学大学院工学研究科における講義: H30年度～R3年度、金融業務における暗号技術の応用と国際標準化、暗号

資産について講義。

- ・慶應義塾大学「フィンテックの理論と実践」における講義: H30年度～R1年度、暗号資産について講義。講義録「フィンテックの経済学」を慶大出版が書籍化。
- ・フランス・ルイバシュリエ研究所との連携: H30年度、CS金融政策分析の一環として、同研究所CEOの来日時に国際ワークショップを開催。同研究所が進める地球環境保護活動へのブロックチェーン技術の適用を議論。

2. 研究

1) 研究テーマ

フィンテック、情報セキュリティ技術、暗号資産、金融機関のデジタルトランスフォーメーション(DX)、キャッシュレス決済、デジタル通貨、金融規制改革、デジタルガバメント

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・『ブロックチェーンの未来』、共著、平成29年9月22日、日本経済新聞出版社、翁百合、柳川範之、岩下直行(編)、63頁～73頁、111頁～121頁。
- ・『インターネット白書2018』、共著、平成30年2月9日、インプレスR&D、インターネット白書編集委員会(編)、296頁～304頁。
- ・『インターネット白書2019』、共著、平成31年1月31日、インプレスR&D、インターネット白書編集委員会(編)、77頁～81頁。
- ・『フィンテックの経済学: 先端金融技術の理論と実践』、共著、令和元年8月30日、慶應義塾大学出版会、嘉治佐保子、中妻照雄、福原正大(編)、37頁～65頁。
- ・『インターネット白書2020』、共著、令和2年2月7日、インプレスR&D、インターネット白書編集委員会(編)、75頁～80頁。
- ・『Advanced studies of financial technologies and cryptocurrency markets』、共著、令和2年7月、シュプリンガー、Pichl, Lukáš 他(編)、101頁～116頁。
- ・『インターネット白書2021』、共著、令和3年1月29日、インプレスR&D、インターネット白書編集委員(編)、63頁～68頁。
- ・『インターネット白書2022』、共著、令和4

年2月4日、インプレス R&D、インターネット白書編集委員会（編）、82頁～88頁。

<論文>

- ・「仮想通貨について」、単著、平成30年9月1日、『学士會会報』No.932、29頁～35頁。
- ・「フィンテックのセキュリティ」、単著、平成30年11月15日、情報処理学会『情報処理』第59巻第12号、1095頁～1101頁。
- ・「仮想通貨をめぐる現状と今後」、単著、平成30年12月1日、衆議院調査局『論究』第15号、26頁～42頁。
- ・「暗号資産への脅威と対策」、単著、令和元年7月1日、情報処理学会『デジタルプラクティス』10(3)、441頁～456頁。
- ・「自治体 ICO について」、単著、令和元年10月、『国際文化研修』第105号、52頁～57頁。
- ・「フィンテックが変える未来。日本と世界のキャッシュレス化」、単著、令和元年12月25日、『アド・スタディーズ』Vol.70、10頁～15頁。
- ・「Facebook's Libra is far from broad acceptance as a world currency」、単著、令和2年5月7日、『Evolutionary and Institutional Economics Review』18、335頁～339頁。
- ・「次の10年でこそ受け入れられるデジタル金融」、単著、令和2年10月19日、『金融財政事情』71(39)、38頁～42頁。
- ・「システム障害、東証が欠いた視野と責任」、単著、令和2年11月6日、『日経フィナンシャル』。
- ・「金融情報システムにおける情報通信技術の貢献と今後の期待」、単著、令和3年1月、『電子情報通信学会誌』104(1)、9頁～12頁。
- ・「暗号資産の現在と将来」、単著、令和3年11月、情報処理学会『情報処理』62(11)、592頁～597頁。

<その他>

- ・“Regulation of Crypto-asset Exchanges and the Necessity of International Cooperation”、単著、平成31年3月15日、T20/TF2 Policy Brief。
- ・“Designing a Governance Framework for the Global Financial Systems-Regulations and Promotion”、共著、平成31年3月15日、

T20/TF2 Policy Brief。

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R3.3.31 評価委員会
- R3.4.1-R4.3.31 広報委員会
- R2.4.1-R4.3.31 施設・設備委員会主任
- R3.4.1-R4.3.31 入試委員会
- R2.4.1-R4.3.31 インターンシップ実施委員会
- R2.4.1-R4.3.31 実務教育助言委員会
- R3年3月 公共政策大学院の英語版ホームページ構築を支援

全学における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 吉田キャンパス整備専門委員会
- R2.4.1-R4.3.31 部局安全衛生委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- 平成29年6月～(現在)
自律分散社会構造研究会理事

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- 平成29年8月～(現在)
金融庁・参与
- 平成30年3月～(現在)
経済産業省・産業サイバーセキュリティ研究会WG2メンバー
- 平成31年1月～(現在)
金融庁・金融審議会委員
- 平成31年2月～(現在)
経済産業省・産業構造審議会 割賦販売小委員会委員
- 令和元年10月～(現在)
内閣府・規制改革推進会議委員
- 令和2年9月～12月
金融庁・金融審議会銀行制度等ワーキング・グループメンバー
- 令和3年7月～(現在)
金融庁・デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会委員

嶋田博子(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当 (令和2年度)

公共政策大学院

人事行政論(前2)、CS現代政策と公共哲学(前2)、行政官の役割規範(後2)、CS人事改革分析(後2)

(令和3年度)

公共政策大学院

公務員制度(前2)、CS現代政策と公共哲学(前2)、行政官の役割規範(後2)、CS人事改革分析(後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

(令和2年度・3年度)

- ・個人別の役割割り振りによる理解の伸長
前期CSで、毎回の現代政策提言に対し、各人がそれぞれ特定哲学者の立場を代表して発言するよう割り当て。後期CSでは、働き方改革に関する対立する様々なステークホルダーの立場を割り当て。いずれも「自分の考えを述べるのではなく、特定の立場に徹して発言することで、立体的な理解が深まった」とのコメントが多数あった。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

(令和2年度・3年度)

- ・令和2年4月出版の『政治主導下の官僚の中立性』を「行政官の役割規範」の教科書として使用。
- ・最新法令・データを中心とした資料集作成
「人事行政論」「公務員制度」の授業では、レジュメの補完のため実務データを中心に350頁近い資料集を作成、受講生から有用との高い評価を得た。

(3) 実務教育に関する特記事項

(令和2年度・3年度)

- ・国家公務員総合職採用試験受験者(各年15名前後)に対し、個別面談を通じて官庁で求められる資質や具体的貢献の方法等について、個別助言とフォローアップを行った。

2. 研究

1) 研究テーマ

政官関係、比較官僚制、人事政策、公共哲学。

価値判断を伴う政策が適切に形成・実施される条件、とりわけ生身の人間たる行政官が公益実現に向けて能力を発揮できる人事政策に関し、行政学・行政法双方の枠組みに拠りつつ実務的な切り口で研究している。令和3年3月に立命館大学より博士号(政策科学)授与。

2) 研究成果の公表[著書・論文等]

<著書>

- ・政治主導下の官僚の中立性—言説の変遷と役割担保の条件—、単著、令和2年4月、慈学社出版、1～305頁。

<論文>

- ・公務の「中立性」はどう理解されてきたか、単著、平成29年3月、立命館大学政策科学(第24巻4号)、37-63頁。
- ・国家公務員における人材確保の現状と課題—職場としての魅力の再構築に向けて—、単著、令和2年3月、立命館大学政策科学(第27巻3号)、49～72頁。
- ・政官関係をめぐる英国下院特別委員会報告書—「書かれた理想」と現実との落差—、単著、令和2年3月、立命館大学政策科学(第27巻4号)、79～98頁。
- ・日・英・米人事行政機関の生存戦略—「名声による自律性」か「敵を作らぬ中立性」か—、単著、令和3年3月、立命館政策科学(第28巻3号)、139～171頁。
- ・The Japanese Civil Service: Paradox of a Reform Driven by but Ignoring Emotion、単著、令和3年12月、Halduskultuur: The Estonian Journal of Administrative Culture and Digital Governance、64～79頁。

<その他>

- ・米国官僚制理論から日本への示唆①—統制と能力発揮のトレードオフ—、単著、令和2年8月、人事院月報852号、30-36頁。
- ・米国官僚制理論から日本への示唆②—民主的統制と国民全体の利益—、単著、令和2年9月、人事院月報853号、29-35頁。

- ・「位置づけられた自我」と通訳の役割、単著、令和4年3月、地域社会における連携・協働に関する研究会報告書（令和3年度）、156～162頁。

3. 組織運営

部局における寄与

- R3.4.1-R4.3.31 評価委員会
- R2.4.1-R3.3.31 広報委員会
- R2.4.1-R4.3.31 企画・財務委員会
- R3.4.1-R4.3.31 教育課程評価委員会
- R3.4.1-R4.3.31 教務委員会
- R2.4.1-R3.3.31 入試委員会
- R2.4.1-R4.3.31 インターンシップ等実施委員会
- R3.4.1-R4.3.31 FD委員会
- R2.4.1-R4.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

令和2年度・3年度

日本行政学会国際交流委員

令和3年5月

日本行政学会研究会国際交流分科会 “Government Responses to COVID-2019” 討論

令和3年10月

日本政治学会研究会分科会『政官関係』討論

2) 学外の委員会・審議会等の活動

令和2年度・3年度

京都府助言役・参与（服務管理担当）

令和2年度

SDGs の達成に向けた地域協働のあり方及びその担い手育成に関する研究会委員（一般財団法人自治研修協会）

令和3年度

地域社会における連携・協働に関する研究会委員（同上）

令和4年3月

令和臨調（国民会議）第一部会委員

伊藤 哲 夫（特別教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

（令和2年度）

公共政策大学院

環境政策（前2）、CS 省庁間関係（前2）、エネルギー資源政策論（後2）、CS 環境・エネルギー法令の立案（後2）

（令和3年度）

公共政策大学院

環境政策（前2）、CS 省庁間関係（前2）、エネルギー資源政策論（後2）、CS 環境・エネルギー分野を中心とする法律の立案（後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

- ・講義資料の配付による授業内容の充実。2015年～2021年、毎回、最新の状況を反映した講義レジュメ（図表を含む）を作成・配布し、中央官庁の官僚がどのように政策決定のための素材を作成していかうかが理解できるよう心がけた。
- ・中央官庁における議論の進め方を示す。2015年～2021年、CSにおいては、最初の数回は講義形式で基本的な事項を説明し、その後の受講生の報告については実際の霞が関でどのような議論が行われることとなるかを示すことにより、参加者の理解が深まるよう努めた

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・2015年～2021年、講義ごとにレジュメを作成した。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・現役の行政官等の招聘。2015年～2021年、一講座当たり平均して2回程度実際に実務に当たっている行政官、有識者等をゲストスピーカーとして招き、実務の現状や課題について講演していただくとともに、参加者と討論を行う機会を設けた。

2. 研 究

1) 研究テーマ

- ・地球温暖化対策
- ・放射性物質による環境汚染対策

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<論文>

- ・パリ協定の限界と今後の課題（上）（下）、単著、2017年9月19日、公益社団法人全国産業廃棄物連合会『INDUST』第32巻9号10号、57頁～62頁、55頁～57頁。
- ・放射性物質による環境汚染と環境法・組織の変遷、単著、2018年7月、信山社、『環境法研究』8、189頁～228頁。

<その他>

- ・循環型社会形成推進基本法の制定（2020年11月18日環境新聞）
- ・環境省五十年史（令和3年12月）環境基本法の制定（座談会に参加）
- ・環境省五十年史（令和3年12月）循環・リサイクル法制（座談会に参加）
- ・人の和（土壌汚染対策法制定 20 周年記念誌、環境省 水・大気環境局 土壌環境課）

3. 組織運営

部局における寄与

- R2.4.1-R4.3.31 図書委員会
- R2.4.1-R4.3.31 インターンシップ実施委員会
- R2.4.1-R4.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

2015年4月～（現在） 環境行政学会

2) 学外の委員会・審議会等の活動

2016年5月～2017年8月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会「産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース」委員

2019年4月～（現在）

公益財団法人全国産業資源循環連合会政策アドバイザー

2019年11月～（現在）

公益財団法人全国産業資源循環連

合会業務主任者試験等準備検討委員会委員

2014年3月～2018年3月

一般財団法人国民公園協会専務理事

2014年6月～（現在）

株式会社UEX社外取締役

羽 生 雄 一 郎（特別教授）

1. 教 育

1) 授業科目の担当

（令和3年度）

公共政策大学院

地方自治法制（後2）、CS 国と地方の関係（後2）

2) 教育実践上の主な業績

（1）教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

- ・「地方自治法制」は扱う内容が幅広くボリュームもあることから、毎回の講義に対するふりかえりや質問をアンケート形式で取ることにより、理解度の確認に加え、授業だけでは解消しきれなかった質問事項を次の回で解説する方式を取った。
- ・「CS 国と地方の関係」では、新型コロナウイルス感染症対策における国と地方の関係等の具体的な課題について何が問題であったのか学生同士で議論する機会を設けるとともに、後半の授業では各自1つずつ実際に国と地方の関係で起こった事例を報告させ、これに基づく質疑応答を行った。これらのことを通じて、各自の調査・説明能力の向上を促すとともに、政策・制度を実際に実現する際の課題や、政府・自治体等の行動における課題や問題点等について履修者が考える機会とした。また、ゲストスピーカーとして佐賀県知事を招聘。新型コロナウイルス感染症対策や西九州新幹線への対応、地域振興などに関する現場の実践や、県民を代表する政治家の考え・行動を学んでもらうとともに、質疑応答を通じて国と地方の関係を考えさせる機会とした。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・「地方自治法制」では毎回の講義レジュメや資料を事前に学内システムPandAで配布するとともに、毎回の講義内容に関する直近の地方自治における事例を政府・自治体の資料や判例、新聞記事等により提供し、法律の実際の運用や課題を考えさせる手法を取った。
- ・「CS 国と地方の関係」では平成期の地方分権改革に関するスライドを作成しPandAを通じて事前配布。地方分権に関する提案募集方式に関しては、政府が自治体向けに作成している資料を入手し参考配布。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・全国市町村国際文化研修所（JIAM）出前研修講師「人口減少社会における議会の役割」奈良県王寺町議会主催（同議会議員ほか北葛城郡・生駒郡各町の正副議長等が参加）2021年10月21日

2. 研 究

1) 研究テーマ

- ・地方自治、地域活性化

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<その他>

- ・カリフォルニア州プロポジション13のその後と住民投票制度の功罪（地方税1999年12月号）
- ・英国における自治体監査の動向（地方自治2014年2月号）

治2014年2月号)

- ・「自治体」としてのロンドン』（在英日本商工会議所会報2014年春号）
- ・「ロンドン・オリンピック・パラリンピックにおける環境面の取り組みとその評価』（季刊 環境研究2014年10月）
- ・「スコットランド独立投票と英国の地方分権」（日経グローバル 2014.10.6号）
- ・「2020年を地域にどう活かすか～2020年に向けて、2020年以降を見すえて～」（国際文化研修2018年冬第98号 全国市町村国際文化研修所（JIAM）機関誌）

3. 組織運営

部局における寄与

R3.7.1-R4.3.31 インターンシップ実施委員会

R3.7.1-R4.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- ・令和3年8月～ 自治体学会所属

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- ・全国市町村国際文化研修所（JIAM）調査研究部長
- ・総務省主催 地方議会活性化シンポジウム2021「令和時代を担う地方議会～調査研究・政策立案機能の充実に向けて～」パネリスト 2021年11月19日

11. 冊子体資料

資料1



資料2



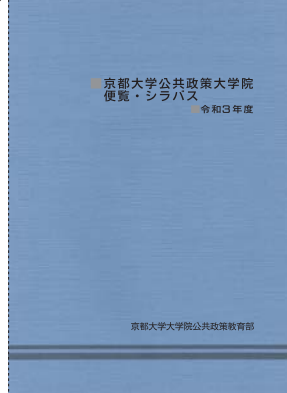
資料3



資料4



資料5



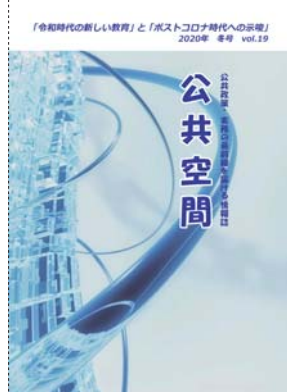
資料6



資料7



資料8



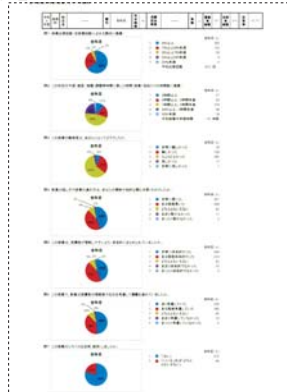
資料9



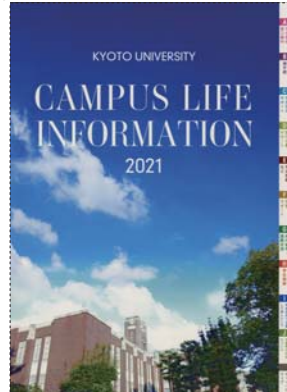
資料10-1



資料10-2



資料11



11. 冊子体資料

資料12



京都大学大学院公共政策連携研究部（公共政策大学院）
自己点検・評価報告書 2023（第 8 号）

発行日 2023 年（令和 5 年）3 月

発行人 京都大学公共政策大学院

606-8501 京都市左京区吉田本町

Tel. 075-753-3126